

第9章 罹災証明・災害給付

第1節 リ（罹）災証明

1. 東日本大震災におけるり災証明発行業務

（1）り災証明とは

り災証明は地方自治法第二条に定める自治事務と位置づけられており、応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要な家屋の被害等について地方自治体が被害程度の証明を行うものとされていた。

（2）り災証明発行までの流れ

り災証明の発行までの大まかな流れは、り災証明申請の受け付け、り災届出証明の発行、外観調査による建物被害認定調査（第1次調査）を行い、り災証明を発行するというものである。

第1次調査の判定について申請者より疑義等の申出があった場合には、建物の外観に加えて建物内部の各部位についての調査を行い（第2次調査）、り災証明を発行する。第2次調査の判定についても疑義がある場合には、再調査を行うこととなる。

なお、建物以外の家財等についてり災届出があった場合は、り災届出証明書のみが発行となる。この場合、被害認定調査は行わず、被害程度についても判定しない。

（3）受付

本市においては平成23年4月1日より「り災証明」および「り災届出証明」の本格的な受け付けを開始した。

平成23年6月20日からは、東北地方の高速道路等の無料開放が実施されたが、この制度の利用にはり災証明・り災届出証明書の提示が必要であったため、高速道路無料化を目的としたり災証明の申請件数が著しく増加した。

平成24年3月末時点での申請件数はり災証明が25万件、り災届出証明が50万件を超え、平成25年9月22日時点（最終発

行時点）での申請件数はり災証明が25万5千件、り災届出証明が56万2千件であった。

なお、り災証明・り災届出証明の受け付け窓口は平成23年12月28日で終了した。

（4）体制整備

本市においては、申請、調査および発行に係る業務（申請受付、調査準備、現地調査、結果入力、証明発行等）を各区・総合支所の固定資産税担当課で行い、総括を財政局資産税課で担当した。現地調査は2人1組を基本とし、ピーク時は最大86パーテーターで調査を行った。

今回の震災の規模から申請受付・発行および建物被害調査のために多くの人員を割かなければならない状態となったことから、庁内各局からの応援や他都市からの応援、国税や県税職員による応援、臨時職員の採用により人員を増強し、り災証明の各種業務にあたった。

図表 9-1-1 応援派遣を得た市町村等

埼玉県、新潟県、兵庫県、札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、東京都特別区長会、東京都市長会、愛知県市長会、愛知県町村会、兵庫県内各市、北海道函館市、青森県青森市、青森県十和田市、岩手県二戸市、秋田県秋田市、山形県酒田市、山形県山形市、山形県鶴岡市、茨城県古河市、群馬県高崎市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県川越市、埼玉県上尾市、埼玉県幸手市、神奈川県大和市、神奈川県鎌倉市、神奈川県三浦市、神奈川県南足柄市、石川県七尾市、山梨県富士吉田市、岐阜県各務原市、愛知県一宮市、愛知県扶桑町、長野県長野市、愛知県長久手町、愛知県飛島村、愛知県豊山町、愛知県蟹江町、愛知県大口町、愛知県東栄町、愛知県美浜町、三重県四日市市、京都府京田辺市、京都府木津川市、奈良県橿原市、岡山県総社市、広島県廿日市市、広島県神石高原町・世羅町、広島県三原市、広島県竹原市、徳島県徳島市、香川県綾川市、香川県高松市、香川県三豊市、香川県坂出市、高知県津野町、高知県日高村、高知県宿毛市、福岡県みやま市、福岡県柳川市、福岡県飯塚市、福岡県筑紫野市、福岡県宗像市、福岡県筑後市、福岡県大牟田市、福岡県中間市、福岡県大川市、福岡県春日市、福岡県福津市、福岡県宮若市、福岡県八女市、熊本県熊本市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県日田市

産税・都市計画税の減免について、居住用の家屋と同時期に適用することができ、事業者への迅速な支援につながった。

①被害程度区分

被害認定は建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める割合により行う。具体的な調査方法および判定方法としては「部位別構成比（図表 9-1-2）×各部位の損傷率」により、部位別の損害割合を算出し、それらを合計した建物の損害割合を建物全体の被害程度として判定する。

【判定方法】

1. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合＝部位別構成比×各部位の損傷率

2. 建物の損害割合の算出

建物の損害割合＝屋根の損害割合＋柱の損害割合＋・・・＋設備の損害割合

建物の被害程度は、算定した建物の損害割合により、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4区分となる。損害割合が50%以上の場合は「全壊」、40%～49%の場合は「大規模半壊」、20%～39%の場合は「半壊」、19%以下の場合は「一部損壊」となる。

図表 9-1-2 部位別構成比

		第1次調査 (外観調査)	第2次調査 (内部立入調査)	
木造・プレハブ	屋根	10%	屋根	10%
	壁(外壁)	80%	外壁	10%
	基礎	10%	基礎	10%
			天井	5%
			内壁	15%
			床	10%
			柱	20%
			建具	10%
			設備等	10%
非木造	柱・耐力壁・基礎	60%	柱・耐力壁・基礎	50%
	屋根・外部仕上	25%	屋根・外部仕上	10%
	設備等	15%	設備等	15%
			床・梁	10%
			内部仕上・天井	10%
			建具	5%

(5) 建物被害認定調査

建物の被害程度については、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下、「内閣府の指針」という。）」等に基づきながら、調査と認定を行った。

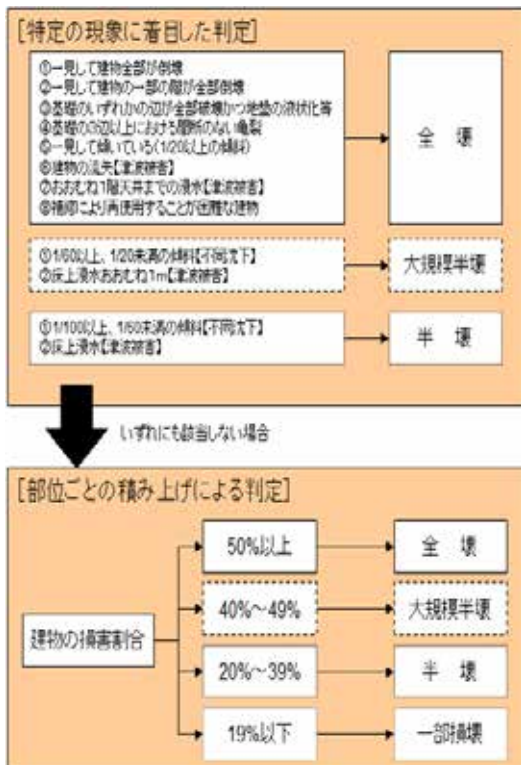
なお、内閣府の指針等では非住家をり災証明の対象としていなかったが、被災事業者への支援制度においてり災証明の添付を要件とするものがあったため、本市においては、事業用建物についても内閣府の指針等を準用する形で建物被害の認定調査を行い、り災証明の発行業務を実施した。このことで、被災事業者への支援制度活用の促進を図ることができたことに加え、固定資

②建物被害認定調査フロー

り災証明書発行のための建物被害認定調査については、図表 9-1-3 の流れにより、

被害程度の認定を行う。

図表 9-1-3 建物被害認定調査フロー



(6) り災証明の発行実績

①年度ごとのり災証明の発行件数について

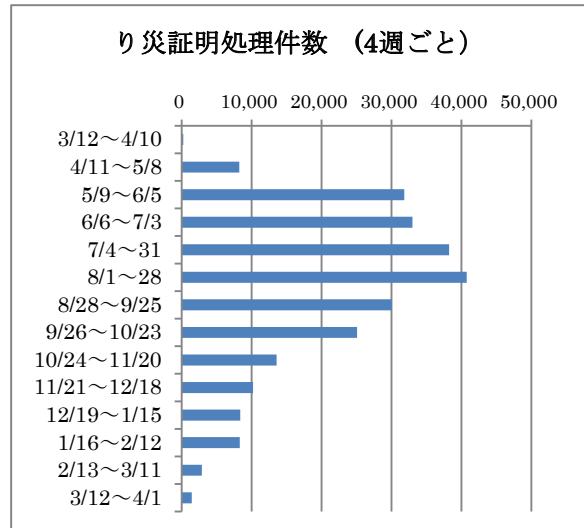
- ・平成 23 年度：252,154 件
 - ・平成 24 年度：3,521 件
 - ・平成 25 年度：14 件
- ※平成 25 年度は、平成 25 年 9 月 22 日（最終発行時点）までの実績である。

②最終発行時点（平成 25 年 9 月 22 日時点）におけるり災証明の発行件数について

図表 9-1-4 り災証明（全市計）被害別内訳

発行件数	全壊	大規模半壊	半壊	一部半壊
255,689	30,034	27,016	82,593	116,046
被害程度区分別 件数の割合	11.7%	10.6%	32.3%	45.4%

図表 9-1-5 り災証明発行実績(平成 23 年度)



(7) り災証明の再発行実績

保育料や学費の減免、金融機関への提出などの理由により、既にり災証明の発行を受けた方から申請があった場合は再発行している。

平成 28 年 3 月 31 日時点でのり災証明の再発行件数は 7,190 件であった。

2. 東日本大震災後の国における制度変更

(1) 災害対策基本法の改正

東日本大震災が発生した当時、り災証明書について法令上明示的な位置づけはなされていなかったが、平成 25 年 6 月に「災害対策基本法」が改正され、罹災証明書の交付が義務づけられた。そのため、法改正の前後で「り災証明書」と「罹災証明書」を使い分けている。

(2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の一部改定

平成 25 年 6 月に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が一部改定された。主な改定内容は下記のとおりである。

①東日本大震災以降に発出した事務連絡の運用指針への反映

(ア) 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法(平成 23 年 5 月 2 日付け

事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」) について、恒久化し運用指針へ反映する。

(イ) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法(平成 23 年 3 月 31 日付け事務連絡「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」) のうち「1. 津波による住家被害」について、一部改定のうえ、水害編の第 1 次調査として運用指針へ反映する。

②部位別構成比の見直し

木造・プレハブ住家の判定における部位別構成比

現行		⇒	改定後	
屋根	10%		屋根	15%
柱(又は耐力壁)	20%	柱(又は耐力壁)	15%	

地震による被害に係る第 1 次調査(木造・プレハブ住家)の判定における部位別構成比

現行		⇒	改定後	
屋根	10%		屋根	15%
壁(外壁)	80%	壁(外壁)	75%	

3. 罹災証明発行に係る体制等の整備

(1) 仙台市罹災証明等取扱要綱

災害対策基本法(平成 25 年 6 月改正)に基づき、本市における罹災証明等の取扱いについて策定したもの(平成 28 年 3 月 1 日施行)。以下、「要綱」という。

主な規定事項は、次のとおり。

①災害対策本部設置の有無にかかわらず、火災に起因するものを除く災害について本要綱を適用

②罹災証明書の対象を建物に限定し、かつ、建物は固定資産税の家屋として課税客体となるものと明文化

③被害認定に対する不服および罹災証明書等の再交付について規定

(2) 仙台市罹災証明等事務取扱要領

「仙台市罹災証明等取扱要綱」の実施に伴う罹災証明書および罹災届出証明書に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めたもの(平成 28 年 3 月 1 日施行)。以下、「要領」という。主な規定事項は、次のとおり。

①建物被害認定調査の種別(第 1 次調査、第 2 次調査、再調査等)について明文化

②当該事務の遂行にあたり必要な申請書・受付票・受付簿等の様式を規定

③申請受付および罹災届出証明書の発行・再交付は各区・総合支所、建物被害認定調査および罹災証明書の発行・再発行は財政局で行う旨規定

④第 2 次調査申請以降の手続等について明文化し、被害認定に対する不服の申出による建物被害認定調査については、多くても 3 回(第 2 次調査、再調査、再々調査)とすることを規定

⑤職権による調査の実施について明文化

⑥罹災証明申請件数が多くなると想定される災害については、罹災証明書関連事務に係る実施方針を作成することを規定(実施方針で罹災証明書受付期間や建物被害認定調査に使用する調査票等を定めることとした。)

4. 災害対応に係る取り組みおよび今後の課題等

(1) 罹災証明等事務に係る執行体制

①本市の対応

東日本大震災時において、「り災証明書」に係る事務は各区役所および総合支所が担当することとされていたが、平成 24 年度に実施された税務組織の改正(各区役所およ

び総合支所から本庁への税務部門の集約化)および平成 25 年度に実施された災害対策基本法の改正を受けた「仙台市罹災証明等取扱要綱」および「仙台市罹災証明等事務取扱要領」の制定に併せ、罹災証明等事務に係る執行体制を次のとおり整理した。

図表 9-1-6 罹災証明執行体制

所管事務		担当部局
事務総括		危機管理室
火災に係る罹災証明		消防局
火災以外の災害に係る罹災証明	申請受付等	各区役所および総合支所
	調査及び罹災証明書の発行等	財政局（税務部および納税部）

②今後の課題等

財政局（税務部および納税部）における罹災証明等事務に係る事務分担が不明確であり、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うために、事務分担を明確化する必要がある（事務分担については、平成 29 年 3 月に制定予定の「罹災証明等事務マニュアル」に明文化する）。また、大規模災害時においては、財政局（税務部および納税部）のみならず、庁内他部局および他自治体等からの支援を求める必要があることから、支援職員の受け入れ等体制（所要人員の把握・宿舎の確保・配置方法等を含む）について整理する必要がある。

（２）職員研修等の実施

①本市の対応

平成 27 年度においては、建物被害認定調査を中心とした制度の概要に係る研修を実施した。また、「平成 27 年台風第 18 号等による大雨」対応に際して、担当職員を対象とした建物被害認定調査および罹災証明書の交付に係る研修を実施した。

なお、平成 28 年度においては、次の研修を実施する予定である。

- ・建物被害認定調査研修
- ・罹災証明書等申請受付事務説明会

②今後の課題等

財政局（税務部および納税部）所属職員に対する研修については、より一層の充実を図っていく必要がある。今後、研修内容、対象者および実施時期等を「罹災証明等事務マニュアル」に明記し、引き続き職員研修を実施していくこととしている。

（３）罹災証明書と各種支援制度との関連等

①本市の対応

東日本大震災時において罹災証明書等の申請件数が膨大なものとなった理由の一つとして、各種支援制度の大多数（建物被害と関連付けられない性格のものも含まれる。）が罹災証明書等に依拠するものであったことが挙げられる。罹災証明書等の申請件数の増大に伴い、罹災証明等事務の執行に必要な人的・物的資源も増大することとなり、また、申請件数の増大そのものが罹災証明等事務全体の遅滞を惹起することとなる。上記を勘案し、罹災証明書と各種支援制度との関連を整理するよう、次のとおり、国に対する要望等を実施した。

（ア）平成 25 年度より、国に対し本市独自要望を実施。

（イ）平成 26 年度において、指定都市市長会にて国に対する要請を実施。

②国の対応

平成 25 年度に総務省が実施した「申請手続に係る国民負担の軽減に関する実態調査（東日本大震災関連）」に基づく勧告において、市町村が適用を決定する災害義援金、災害援護資金貸付および住宅の応急修理等の申請においては、「罹災証明書や所得証明書など、地方公共団体の窓口でシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能」とされ、被災者の負担軽減が図られた。

③今度の課題等

引き続き、機会を捉えて国に対する要望活動を継続していく必要がある。また、庁内向けにも、本市独自の被災者支援制度の創設等に際しては、支援の必要性の認定が罹災証明でなければ行えないものに限定して提出書類とするなど、支援制度と罹災証明との関連付けのあり方を周知していく必要がある。

(4) 罹災証明発行に係るシステム構築

①本市の対応

東日本大震災におけるり災証明の発行業務は、本市固定資産税業務の既存システムである「画地条件取得支援システム」に「り災証明発行機能等」を追加して実施した。平成 25 年度および平成 26 年度に、新たな大規模災害の発生に備えるため、被災者台帳の作成、各種支援制度の給付支援および罹災証明の発行等の機能を有する「被災者支援基礎情報システムの開発を行った（第 4 章第 7 節参照）。

(5) 災害対策基本法改正後における建物被害認定調査の実施

①本市の対応

平成 27 年 9 月の台風第 18 号による水害に係る建物被害認定調査については、罹災証明 361 件・罹災届出証明 124 件の申請があり、固定資産税担当課で被災家屋の被害認定調査を行って罹災証明書を発行した。

また、東日本大震災以後、平成 24 年の九州北部豪雨（11 名）の建物被害認定調査等を支援するため、本市職員を派遣した。

本市に対してはさまざまな災害で被災した自治体から、建物被害調査の手法について情報提供の依頼が多く寄せられている。中でも内閣府の指針に基づく調査を簡便かつ適正に実施する手法や非木造家屋や集合住宅（特に区分所有家屋）の調査および認定方法についての問い合わせが多い。

なお、本市からは、より実態に即した運

用しやすい調査手法となるよう、被害認定基準運用指針の更なる見直しを行うことを国に対して要望している。

②今後の対応

大規模災害時においては、財政局（税務部および納税部）のみならず、庁内他部局および他自治体等からの支援を求める必要がある。また、集合住宅など非木造の被害認定や罹災判定に疑義があるため被災者が複数回の調査を求める場合などにおいて、専門家等の民間団体との協力体制の構築も必要である。

また、被災自治体が内閣府の指針を基に調査手法等の工夫を行っているが、このことが、他自治体等からの支援職員における判定の差異を生む原因となっており、受け入れ時の研修の実施による判定基準の統一化を行うよりも、全国的に現実的かつ効率的な判定基準の構築と応急危険度判定士と同様の資格認定制度の創設が望まれる。

第2節 各種支援金等

1. 災害により死亡した方の遺族への支援

(1) 災害弔慰金

■制度概要：

- ・根拠規定：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・対象者：災害により死亡した仙台市民の方の遺族
- ・支給の範囲、順位は次のとおり

支給順位	対象者	
1	死亡した方によって 主として生計を維持 されていた	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡した方によって 主として生計を維持 されていた	兄弟姉妹
12	上記以外	兄弟姉妹

※順位 11、12 の兄弟姉妹は死亡した方の死亡当時、その方と同居していた方、または生計を同じくしていた方に限る。

※「主として生計を維持されていた」場合とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法にいう控除対象配偶者および扶養親族をいう。

- ・内容：震災により死亡した方の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。
- ①生計維持者が死亡した場合：500万円
- ②その他の方が死亡した場合：250万円
- ※当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金

その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害弔慰金は支給されない。

- ・負担割合：国1/2、県1/4、市1/4
- ・備考：「震災関連死」の方々への弔慰金の支給にあたっては、医師等の専門家による「支給要件判定委員会」で支給の可否の判定を行っている。本市は、平成23年10月に策定した「仙台市災害弔慰金等に係る支給要件判定委員会設置要綱」に基づき、大学教授、医師、弁護士に支給要件判定委員会の委員を依頼した。本市は第1回の委員会を平成23年11月に開催して以降、平成28年3月31日現在も継続して行っている。

図表 9-2-1 災害弔慰金判定委員会開催状況

	開催回数	検討件数	関連あり
平成23年度	9回	245件	187件
平成24年度	7回	116件	75件
平成25年度	4回	22件	9件
平成26年度	2回	5件	4件
平成27年度	3回	7件	3件
合計	25回	395件	278件

- 申請期間：平成23年4月1日から
- 担当：本制度の所管課は健康福祉局社会課。受け付けは社会課、各区、宮城総合支所、また、郵送による申請も可能。
- 実績（平成28年3月31日時点）：
申請件数 1,018 件、決定済件数 1,018 件（うち支給 977 件、不支給 41 件）、申請件数に対する決定済率 100.0%、支給済額 30 億 8,500 万円

図表 9-2-2 災害弔慰金支給実績

	申請件数 (件)	決定済件数 (件)	うち支給 (件)	うち不支給 (件)	支給済額 (万円)
平成 23 年度	941	905	885	20	280,000
平成 24 年度	62	93	77	16	23,500
平成 25 年度	9	11	8	3	2,500
平成 26 年度	2	4	3	1	1,250
平成 27 年度	4	5	4	1	1,250
計	1,018	1,018	977	41	308,500

2. 負傷や疾病により障害が残った方への支援

(1) 災害障害見舞金

■制度概要：

- ・根拠規定：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・対象者：震災により両目が失明した方、咀嚼および言語の機能を廃した方、神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する方、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する方、両上肢を肘関節以上で失った方、両上肢の用を全廃した方、両下肢をひざ関節以上で失った方、両下肢の用を全廃した方、精神または障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同等程度以上と認められる仙台市民の方
- ・内容：震災により負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給する。

①生計維持者が重度の障害を受けた場合：
250 万円

②その他の方が重度の障害を受けた場合：
125 万円

※すでに災害障害見舞金を支給されていた方が、当該災害が原因で死亡された場合の災害弔慰金の額は、すでに支給された災害障害見舞金の額を差し引

いた額とする。

- ・負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4
- ・備考：震災と障害の関係、障害の程度については、判定委員会で審査するため、災害弔慰金とあわせて判定を行う。(本節 1.(1) 参照)
- ・申請期間：平成 23 年 4 月 1 日から
- ・担当：本制度の所管課は健康福祉局社会課。受け付けは社会課、各区、宮城総合支所、また、郵送による申請も可能。
- ・実績（平成 28 年 3 月 31 日）：
申請件数：11 件、決定済件数 11 件（うち支給済 9 件、不支給 2 件）、申請件数に対する決定済率 100.0%、支給済額 1,500 万円

図表 9-2-3 災害障害見舞金支給実績

	申請件数 (件)	決定済件数 (件)	うち支給 (件)	うち不支給 (件)	支給済額 (万円)
平成 23 年度	8	0	0	0	0
平成 24 年度	1	9	7	2	1,250
平成 25 年度	2	1	1	0	125
平成 26 年度	0	1	1	0	125
平成 27 年度	0	0	0	0	0
計	11	11	9	2	1,500

3. 当面の生活資金や生活再建の資金支援

(1) 義援金

■制度概要：

- ・根拠規定：なし（寄付のため）
- ・対象者：被災時に市内に住所を有し、震災により死亡した方および行方不明となった方の遺族（災害弔慰金に準ずる）、ならびに全壊（焼）、大規模半壊・半壊（焼）の被害があった住家の世帯主など
- ・内容：被災者のために、義援金受付団体（日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会、日本放送協会、社会福祉法人NHK厚生文化事業団）、県および本市に全国各地から寄せられた「善意のお金」を「お見舞金」として配分する。
- ・備考：り（罹）災証明を審査基準として使用

■義援金受入期間：県における義援金の受け入れは、平成 23 年 3 月 14 日から開始し、平成 28 年 3 月 31 日まで 4 回延長された。本市では、平成 23 年 3 月 18 日から受け入れを開始し、その後、県と同様に期間を延長し、平成 28 年 3 月 31 日まで受け入れた。

■義援金の配分：義援金受付団体に寄せられた義援金と直接県に寄せられた義援金については、宮城県災害義援金配分委員会で配分対象や配分金額等が決定された。本市に寄せられた義援金については、仙台市災害義援金配分委員会

で配分対象や配分金額等を決定した。義援金受付団体分と県分の義援金は、本市にて配分するための所要額を県に請求し、県から配分される。

■申請期間：平成 23 年 4 月 26 日から

図表 9-2-4 義援金配分委員会の開催状況

宮城県災害義援金配分委員会		
H23. 4. 13	第 1 回	義援金受付団体分 1 次配分
H23. 5. 16	第 2 回	県受付分 1 次配分
H23. 6. 24	第 3 回	義援金受付団体分 2 次配分 県受付分 2 次配分
H24. 1. 19	第 4 回	義援金受付団体分 3 次配分
H24. 9. 14	第 5 回	義援金受付団体分 4 次配分 県受付分 3 次配分
H25. 8. 5	第 6 回	義援金受付団体分 5 次配分 県受付分 4 次配分
H26. 7. 24	第 7 回	義援金受付団体分 6 次配分 県受付分 5 次配分
H27. 7. 28	第 8 回	義援金受付団体分 7 次配分 県受付分 6 次配分
仙台市災害義援金配分委員会		
H23. 4. 27	第 1 回	配分方針報告
H23. 6. 29	第 2 回	市受付分 1 次配分
H24. 2. 7	第 3 回	市受付分 2 次配分
H24. 9. 28	第 4 回	市受付分 3 次配分
H26. 8. 27	第 5 回	市受付分 4 次配分

図表 9-2-5 配分実績 義援金団体受け付けおよび県受け付け分（平成 28 年 3 月 31 日時点）

配分対象	配分金額	申請件数	支給済 件数	申請件数 に対する 率	支給済金額	配分金額 に対する 率
死亡・行方不明者	12 億 505 万円 (1,005 名)	1,008	1,005	99.7%	12 億 467.5 万円	99.9%
全壊	240 億 2,853 万円 (21,662 件)	21,659	21,657	99.9%	240 億 1,376 万円	99.9%
大規模半壊	174 億 4,868.5 万円 (21,031 件)	93,142	21,028	99.9%	174 億 3,794.5 万円	99.9%
半壊	389 億 3,088 万円 (72,104 件)		72,113		389 億 2,921 万円	
半壊以上母子父子・ 震災起因母子父子	12 億 860 万円 (3,361 件)	3,358	3,358	100.0%	12 億 752 万円	99.9%
震災孤児	350 万円 (7 件)	7	7	100.0%	350 万円	100.0%
要援護者（高齢者・ 障害者施設入所者等）	7,056 万円 (273 件)	273	273	100.0%	7,056 万円	100.0%
災害障害見舞金 支給対象者	225 万円 (9 件)	9	9	100.0%	225 万円	100.0%
津波浸水区域・ 全壊	19 億 6,709 万円 (5,049 件)	5,051	5,050	99.9%	19 億 6,696 万円	99.9%
津波浸水区域・ 大規模半壊	3,600 万円 (150 件)	150	150	100.0%	3,599 万円	99.9%
津波浸水区域・ 半壊	7,095 万円 (473 件)	473	473	100.0%	7,090 万円	99.9%
津波浸水区域・ (仮設住宅未利用世帯)	2 億 5,840 万円 (2,584 件)	2,586	2,585	99.9%	2 億 5,850 万円	100.0%
合 計	852 億 3,049.5 万円 (127,708 件)	127,716	127,708	99.9%	852 億 177 万円	99.9%

※配分金額とは、義援金団体および県に寄せられた義援金のうち、本市に配分された金額である。

※配分金額は、毎年、年度当初に県を通じて、被害報告を行って配分されている金額であるが、その後新たに申請があったため、配分区分によっては、配分金額を上回っている。

図表 9-2-6 配分実績 本市受け付け分（平成 28 年 3 月 31 日時点）

配分対象	申請件数	支給済件数	申請件数 に対する率	支給決定済金額
要介護 3 以上の者または障害者を在宅介護している世帯	1,418	1,418	100.0%	2 億 8,360 万円
新入学（小 1・中 1）世帯	1,597	1,597	100.0%	1 億 5,970 万円
両親を失った孤児	7	7	100.0%	1,356 万円
片親を失った遺児	136	136	100.0%	1 億 3,328 万円
津波浸水区域で住家が全壊（焼）の世帯（※）	5,051	5,050	99.9%	5 億 500 万円
合計	8,209	8,208	99.9%	10 億 9,514 万円

※「津波浸水区域で住家が全壊（焼）の世帯」のうち未支給 1 件は、平成 27 年度末に申請があり、平成 28 年度に支給予定である。

（２）被災者生活再建支援金

■制度概要：

- ・根拠規定：被災者生活再建支援法
- ・対象者：市内に居住する世帯で、震災により、住宅が全壊または大規模半壊した世帯、敷地に被害が生じその住宅をやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯として認定された世帯
※支援金の申請者は、被災世帯の世帯主とする。
- ・内容：震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の 2 つの支援金を支給し、生活の再建を支援する。
※なお、住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり（罹）災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として取り扱う。
※また、加算支援金の「賃借」につい

ては、公営住宅や応急仮設住宅への入居は除く。

※基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

※なお、加算支援金について、「賃借」50 万円で申請・受給した後に、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は、2 回目の申請を行うことができる。

※その場合、支給額は「賃借」50 万円と「建設・購入」200 万円との差額 150 万円となる（2 回目に「補修」で申請する場合も同様）。

図表 9-2-7 被災者生活再建支援金の支給額一覧

区分		A 基礎支援金	B 加算支援金		計 A + B
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
複数世帯（世帯の 構成員が複数）	全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃借	50 万円	150 万円
	大規模半 壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃借	50 万円	100 万円
単数世帯（世帯の 構成員が単数）	全壊世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃借	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半 壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃借	37.5 万円	75 万円

■申請期間：（基礎支援金）平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 10 日（災害があった日から 85 カ月）

（加算支援金）平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 10 日（災害があった日から 85 カ月）

■実績（平成 28 年 3 月 31 日時点）：

申請件数 76,857 件、決定済件数 77,099 件、申請件数に対する決定済率 100.3%、支給金額 720 億 1,763 万円

※基礎支援金・加算支援金を同時に申請したものが別々に支給される場合があるため、申請件数より決定済件数の方が多くなることがある。

■課題：基礎支援金の区分について、津波により住家・家財等の生活基盤が流失する重大な被害であっても、他の「全壊」被害と同じ支援額である。本件について、本市では指定都市市長会等を通じて、支援の拡充を要請しているが、平成 28 年 3 月 31 日時点では拡充されていない。

（3）災害援護資金貸付制度

■制度概要：

- ・根拠規定：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・対象者：災害により次に掲げる被害を受けた世帯のうち、所得の合計額が政令に定める額に満たない世帯の世帯主
 - ①世帯主の療養に要する期間がおおむね 1 カ月以上の負傷
 - ②住居または家財の政令で定める相当程度の損害
- ・内容：次の①～③に該当する場合、図表 9-2-9 に示した限度額内で貸し付けを行う。

①被災日（平成 23 年 3 月 11 日）現在で、

図表 9-2-8 被災者生活再建支援金

	申請件数 (件)	決定済件数 (件)	支給金額 (万円)
平成 23 年度	61,892	59,327	5,076,225
平成 24 年度	9,922	12,541	1,385,450
平成 25 年度	2,463	2,661	358,013
平成 26 年度	1,381	1,395	198,175
平成 27 年度	1,199	1,175	183,900
計	76,857	77,099	7,201,763

市内に居住する世帯

②療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合または住宅に半壊以上の損害を受けた場合もしくは家財のおおむね1/3以上の損害を受けた場合（住居については原則として自己所有が対象。ただし、賃貸住宅でも住居の滅失・流失や、全壊で取

り壊さざるを得ないなどの事情がある場合は対象となる。また、世帯主の負傷については、県内での震災による負傷が対象である。）

③平成21年分の総所得額が図表9-2-10に定める額未満の世帯
 ・負担割合：国2/3、市町村1/3

図表 9-2-9 災害援護資金の貸付限度額一覧表

損害の種類・程度 および貸付限度額	家財および住居に損害のない場合	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	住居が半壊・大規模半壊の場合	住居が全壊の場合	住居の全体が滅失・流失の場合
世帯主が療養期間が1カ月以上の負傷をした場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円	350万円
世帯主におおむね1カ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合などの事情があるときは、()内の金額が限度額となる。

図表 9-2-10 所得制限額一覧表

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増やすごとに730万円に30万円を加えた額	

- 申請期間：平成23年4月18日から平成30年3月31日
- 実績（平成28年3月31日時点）：申請件数15,244件、決定済件数15,244件（うち承認15,137件、不承認107件）、貸付済件数15,137件、申請件数に対する決定済率100.0%、貸付済金額233億5,771万円
- 課題：自治体に対する国貸付金の償還免除について、被災者の死亡または著しい障害で返済不能となった時に限定され、自己破産等で回収不能となる事案

が生じた場合であっても認められていない。本件については、指定都市市長会等を通じて、自治体の負担が生じないように見直しを要請しているが、平成28年3月31日時点で見直しされていない。

図表 9-2-11 災害援護資金貸付実績

	申請件数 (件)	決定済件数 (件)	うち承認	うち不承認	貸付済件数 (件)	貸付金額 (万円)
平成 23 年度	11,682	10,437	10,437	0	9,588	1,498,030
平成 24 年度	3,455	4,417	4,400	17	5,182	789,260
平成 25 年度	95	373	285	88	348	46,021
平成 26 年度	7	12	10	2	13	1,550
平成 27 年度	5	5	5	0	6	910
計	15,244	15,244	15,137	107	15,137	2,335,771

(4) 生活復興支援資金貸付事業

■制度概要：

- ・根拠規定：社会福祉法第二条第2項第七号、生活福祉資金貸付制度要綱、平成23年5月2日付け社援発 0502 第3号「生活福祉資金貸付（福祉資金[福祉費]の特例について）」
- ・対象者：低所得世帯（世帯人数により収入の目安が異なる。災害援護資金よりも低所得の世帯が想定されている。）
- ・内容：県社会福祉協議会が実施主体となり、当面の生活に必要な経費等の貸し付けを行うことにより、生活の復興を支援する。平成23年3月27日から4月28日まで受け付けが行われた「緊急小口資金特例貸付」（貸付件数22,765件、貸付総額3,094,055千円）

に代わる制度であり、各市町村社協が窓口となる。

- 申請期間：平成23年9月1日から
- 実績（平成28年3月31日時点）：相談件数5043件、申請受付件数43件、貸付決定件数30件
- 課題：対象条件の厳しさや提出書類の多さ、償還の問題などは、被災して生活に困窮し、新しい生活のめども立たない低所得世帯にとっては厳しいものだった。窓口や電話での相談では貸し付けに至らない相談者が多く、支援資金を必要としていると思われるも条件面から貸付不可と判断せざるを得ないケースもあり、基本的な制度設計に検討の必要があると考えられる。

図表 9-2-12 生活復興支援資金貸付内容

	貸付限度額	据置期間	償還期間
一時生活支援費	単身世帯月額15万円以内、 複数世帯月額20万円以内 ※貸付期間は最大6カ月以内	最終貸付日から2年以内	据置期間経過後20年以内 ※貸付金額に応じた目安 ・50万円以下…5年以内 ・150万円以下…10年以内
生活再建費	80万円以内	貸付日（一時生活支援費と併せて借り受けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内	・250万円以下…15年以内
住宅補修費	250万円以内		・250万円以下…20年以内

4. 子どもに関する支援

(1) 保育料等の減免

①保育料等の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：【平成 26 年度まで】児童福祉法、仙台市児童福祉法施行細則、【平成 27 年度から】子ども・子育て支援法、仙台市子ども・子育て支援法施行細則
- ・対象者：本市内に居住し、事情により保育が困難な家庭の生後 4 カ月頃から小学校就学前までの児童
- ・内容：保育施設等において保育を行い、児童の保護者の所得に応じて保育料を徴収する。

■保育料減免規定

- ・根拠規定：仙台市利用者負担額減免事務取扱要領（平成 27 年度より）、各区の保育料減免事務取扱要領（平成 26 年度まで）
- ・対象者：生活保護受給世帯、事業の倒産等により保護者の収入が著しく減少した世帯、保護者、配偶者または扶養親族等の入院治療により医療費が収入の一定割合以上の世帯等
- ・内容：減免事由により保育料の一部減免を図表 9-2-13 のとおり行う。
- ・適用期間：図表 9-2-13 の減免期間のとおり
- ・負担割合：市 10/10

■東日本大震災による保育料の特例減免等：

(1)平成 23 年 3 月分保育料の納期限の特例延長

- ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保保第 104 号子供未来局長決裁にて決定
- ・対象者：市内保育所の全入所児童の保護者
- ・内容：平成 23 年 3 月分保育料（私立保育所延長保育料を除く。）の納期限を同年 5 月 20 日に延長する。
- ・申請期間：申請不要

(2)東日本大震災による保育料の特例減免

- ・根拠規定：仙台市児童福祉法施行細則、仙台市利用者負担額減免事務取扱要領
- ・対象者：保育施設等利用世帯のうち、図表 9-2-14 の減免事由に該当する世帯
- ・内容：児童の自宅の被害状況および保育施設等における保育の実施状況に応じ、図表 9-2-14 のとおり、保育料を減免する。
- ・備考：り（罹）災証明を審査基準として使用。「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成 23 年 3 月 14 日付け 22 文科初第 1714 号文部科学副大臣通知）により、各地方公共団体の制度等を踏まえて保育料等に関し配慮するよう通知あり。
- ・負担割合：【平成 23～25 年度】宮城子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金、【平成 26～27 年度】被災者健康・生活支援総合交付金（補助率 10/10）補助金対象外部分 震災復興特別交付税（保育所）、市 10/10（保育所以外）
- ・申請期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（申請期間は年度ごとによる）
- ・適用期間：図表 9-2-14 の減免期間のとおり
- ・備考：平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」開始以降、新たに保育料の特例減免に認定こども園（保育利用）、地域型保育事業が対象となった。

図表 9-2-13 保育料の主な減免規定

減免事由	減免割合	減免期間
月の途中で生活保護法の規定による扶助を受けたとき	全部	当該月分（翌月からA階層認定）
事業の倒産、疾病、失業（自己都合除く）等により、当該世帯の合計年間収入見込額が前年の合計収入額と比較して30%以上減少したとき	当該年の収入見込額に基づいた課税額により階層変更	申請の当月から6カ月を限度として減免事由の継続する期間
本人、配偶者または扶養親族で生計を一にするものが疾病により60日以上入院治療を要し、疾病者の医療費またはこれに準ずる諸経費（公的保険金により補填される部分を除く）の支払額の前2カ月分の月平均額が、当該世帯の前年の月平均収入額の30%以上であったとき	当該年の収入見込額に基づいた課税額により階層変更	申請の当月から6カ月を限度として減免事由の継続する期間

図表 9-2-14 東日本大震災による保育料の特例減免

減免事由	減免割合	減免期間	
全入所児童に係る平成23年3月分保育料の減免（申請手続不要）	20/100	平成23年3月分の1カ月	
入所していた施設が損傷し、他の施設において代替保育を実施することとなった場合（申請手続不要）	20/100	平成23年4月以降代替保育を実施することとなった期間	
震災による火災、水害、地震等により居住する家屋が著しい損害を受けたとき	自己所有家屋が全焼、全壊等の場合	平成23年3月分から平成28年3月分まで（減免期間は1年ずつ年度ごとに延長している。平成28年度分も継続実施。）	
	自己所有家屋が半焼、半壊等の場合		50/100
	賃貸借契約等借家家屋が半焼、半壊等の場合		25/100

■実績：次表のとおり

	通常保育料	
	減免者数	減免額
平成23年度	1,862人	238,995千円
平成24年度	1,823人	181,330千円
平成25年度	2,055人	163,593千円
平成26年度	2,030人	230,636千円
平成27年度	2,123人	233,740千円
合計	9,893人	1,048,294千円

※平成27年4月から子ども子育て支援新制度開始に基づき、平成27年度は地域型保育事業、認定こども

園（保育利用）を含む。

※公立保育所の延長分は、人数のみ通常保育料に含む。

②延長保育利用料の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市児童福祉施設細則、仙台市保育所管理運営要綱、保育時間の延長に関する実施要領
- ・対象者：保護者の勤務時間、通勤時間等の事由により、規定される保育時間までに保護者の送迎が困難である児童
- ・内容：保育所において保育時間を延長し

て保育を行い、児童の保護者の所得に応じて延長保育料を徴収する。

- ・備考：平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」開始以降、新たに認定こども園（保育利用）、地域型保育事業が対象となった。

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付けH23 子保環第 102 号子供未来局長決裁にて
- ・対象者：延長保育利用世帯のうち、次表の減免事由に該当する世帯
- ・内容：児童の自宅の被害状況および保育施設等における保育の実施状況に応じ、次表のとおり、延長保育利用料を減免する。

	減免区分	減免割合
家屋被害	住居としている自己所有家屋が全焼・全壊・流失の場合	100/100
	住居としている自己所有家屋が半焼・大規模半壊・半壊の場合	50/100
	住居としている賃貸家屋が全焼・全壊・流失・半焼・大規模半壊・半壊以上の場合	25/100
階層の変更	地震により主たる生計維持者が死亡もしくは行方不明となったことにより、通常保育料における階層がA・B階層になった場合	100/100
	地震による事業の倒産、疾病、失業等により収入が著しく減少し、通常保育料における階層がA・B階層になった場合	100/100

- ・備考：り（罹）災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（申請期間は年度ごとによる）
- 適用期間：平成 23 年 3 月分から平成 29 年 3 月分（平成 28 年度分も継続実施）
- 実績：次表のとおり。ただし、公立保育所は除く（通常保育料の減免者数に含

んでいるため）。

	減免者数	減免額
平成 23 年度	380 人	6,147 千円
平成 24 年度	455 人	6,312 千円
平成 25 年度	420 人	7,440 千円
平成 26 年度	467 人	7,569 千円
平成 27 年度	484 人	6,370 千円
合計	2,206 人	33,838 千円

※平成 27 年 4 月からの子ども子育て支援新制度開始に基づき、平成 27 年度は地域型保育事業、認定こども園（保育利用）を含む。

③一時預かり利用料の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：児童福祉法、仙台市一時預かり事業実施要綱
- ・対象者：本市内に居住し、原則として、保育施設等の入所の対象とならない健康な生後 4 カ月以上の就学前の児童
- ・内容：（非定型・緊急・私的理由による）保護者の就労や就学、傷病、出産、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、家庭での保育が困難な児童に対し、日曜日、祝日、年末年始を除く午前 7 時 30 分から午後 6 時まで保育を実施する（利用限度あり）。（継続的利用保育）保護者の就労、職業訓練、就学などにより、月 64 時間以上家庭での保育が困難となる児童に対して、保育を実施する。

■東日本大震災における措置概要

- ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付けH23 子保環第 102 号子供未来局長決裁にて
- ・対象者：一時預かり利用世帯のうち、次表の減免事由に該当する世帯
- ・内容：児童の自宅の被害状況および保育施設等における保育の実施状況に応じ、次表のとおり、一時預かり利用料を減免する。

	減免事由	減免割合
家屋被害	住居としている自己所有家屋が全焼・全壊・流失の場合	100/100
	住居としている自己所有家屋が半焼・大規模半壊・半壊の場合	50/100
	住居としている賃借家屋が全焼・全壊・流失・半焼・大規模半壊・半壊以上の場合	25/100

- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（申請期間は年度ごとによる）
- 適用期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日（平成 28 年度分も継続実施）
- 実績：次表のとおり

	減免者数	減免額
平成 23 年度	420 人	10,559 千円
平成 24 年度	311 人	9,427 千円
平成 25 年度	246 人	7,216 千円
平成 26 年度	260 人	7,211 千円
平成 27 年度	266 人	7,782 千円
合計	1,503 人	42,195 千円

※平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度開始に基づき、平成 27 年度は地域型保育事業、認定こども園（保育利用）を含む。

④休日保育料の減免

- 平常時の制度概要：
 - ・根拠規定：仙台市私立保育所休日保育事業費補助金交付要綱、仙台市一時預かり事業費補助金交付要綱
 - ・対象者：本市内に居住する健康な就学前の児童
 - ・内容：保護者が就労、傷病等により、日曜日、祝日などに保育を必要とする児童に対し、特定の保育所で日曜日、祝日、年末年始に保育を実施する。
 - ・負担割合：（保護者）市規定の利用料
 - ・根拠規定：保育対策等促進事業費補助金交付要綱

■東日本大震災における措置概要：

- 全て「③一時預かり利用料の減免」と同様
- 申請期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（申請期間は年度ごとによる）
- 適用期間：(1)平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 3 月 31 日（平成 28 年度分も継続実施）
(2)事案発生日から平成 29 年 3 月 31 日
- 実績：次表のとおり

	減免者数	減免額
平成 23 年度	32 人	327 千円
平成 24 年度	24 人	208 千円
平成 25 年度	17 人	160 千円
平成 26 年度	22 人	347 千円
平成 27 年度	—	—
合計	95 人	1,042 千円

※平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度開始後は、休日保育に係る震災減免の実績は、一時預かり事業の減免実績に含めている。

⑤せんだい保育室の保育料の減免

- 平常時の制度概要：
 - ・根拠規定：せんだい保育室事業実施要綱
 - ・対象者：本市内に居住しており、就労等により家庭による保育が困難な児童
 - ・内容：保育環境・保育内容・保育従事者等について、国の基準を上回る市独自の基準を定め、それらの基準を満たす施設として本市が認定した認可外保育施設（せんだい保育室）において、就学前の児童の保育を行う。
- 東日本大震災における措置概要：
 - ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保指第 102 号子供未来局長決裁にて決定
 - ・対象者：震災により家屋が流失、全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）の被害を受けた利用児童、または、主たる生計維持者が死亡もしくは行方不明となった家

庭の利用児童

- ・内容：基本保育料、延長保育料、休日保育料および一時保育料を次表のとおり減免する。

減免区分	減免割合
住居としている自己所有家屋が全焼・全壊・流失の場合	100/100
住居としている自己所有家屋が半焼・大規模半壊・半壊の場合	50/100
住居としている賃借家屋が半焼・大規模半壊・半壊以上の場合	25/100
児童を養育している保護者が死亡、行方不明の場合	50/100

- ・備考：り（罹）災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10（補助制度あり）
- 申請期間：平成 23 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（申請期間は年度ごとによる）
- 適用期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（平成 28 年度分も継続実施）
- 実績：次表のとおり

	基本保育料・延長保育料・休日保育料		一時保育料	
	減免者数	減免額	減免者数	減免額
平成 23 年度	427 人	71,508 千円	26 人	1,260 千円
平成 24 年度	450 人	66,576 千円	17 人	893 千円
平成 25 年度	451 人	68,055 千円	11 人	766 千円
平成 26 年度	389 人	62,412 千円	4 人	174 千円
平成 27 年度	310 人	46,135 千円	6 人	130 千円
合計	2,027 人	314,686 千円	64 人	3,223 千円

⑥家庭保育福祉員の保育料の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：児童福祉法、仙台市家庭保育福祉員事業実施要綱
- ・対象者：本市内に居住しており、保育所入所の対象となる生後 8 週間から 2 歳まで（3 歳に達する年度末まで）の児童
- ・内容：保育士・保健師・助産師・看護師・幼稚園教諭のいずれかの資格がある人、または子育て経験のある人で、所定の研修を受講して本市が認定した家庭保育福祉員が福祉員の自宅等で対象児童の保育を行う。

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保指第 102 号子供未来局長決裁にて決定

- ・対象者：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
- ・内容：基本保育料および延長保育料を減免する。なお、減免区分と減免割合は「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様。
- ・備考：り（罹）災証明を審査基準として使用。平成 26 年度で終了（家庭保育福祉員は平成 27 年 4 月以降、家庭的保育事業に移行したことにより、①保育料減免等にて対応）。
- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：平成 23 年 5 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（申請期間は年度ごとによる）
- 適用期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
- 実績：次表のとおり

	基本保育料・延長保育料	
	減免者数	減免額
平成 23 年度	25 人	4,926 千円
平成 24 年度	25 人	4,843 千円
平成 25 年度	29 人	4,654 千円
平成 26 年度	33 人	4,395 千円
合計	112 人	18,818 千円

⑦幼稚園保育室の保育料の減免

■ 平常時の制度概要：

- ・ 根拠規定：仙台市幼稚園保育室事業実施要綱
- ・ 対象者：本市内に居住しており、保護者の就労等により家庭による保育が困難な児童
- ・ 内容：保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなどの理由により、家庭において保育することができない児童を、幼稚園の設置者が、当該幼稚園の余裕教室または併設施設に開設した保育室において保育を行う。

■ 東日本大震災における措置概要：

- ・ 根拠規定：平成 23 年 4 月 8 日付け H23 子総第 149 号子供未来局長決裁にて決定
- ・ 対象者：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
- ・ 内容：基本保育料および延長保育料を減免する。なお、減免区分と減免割合は「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様。
- ・ 備考：り（罹）災証明を審査基準として使用
- ・ 負担割合：市 10/10（補助制度あり）

■ 申請期間：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様

■ 適用期間：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様

■ 実績：次表のとおり

	通常保育料	
	減免者数	減免額
平成 23 年度	6 人	973 千円
平成 24 年度	7 人	1,451 千円
平成 25 年度	5 人	675 千円
平成 26 年度	5 人	823 千円
平成 27 年度	4 人	238 千円
合計	27 人	4,160 千円

⑧児童養護施設等徴収金の減免

■ 平常時の制度概要：

- ・ 根拠規定：児童福祉法、仙台市児童福祉法施行細則
- ・ 対象者：児童福祉法に基づく助産施設、母子生活支援施設、里親、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を利用する本人またはその扶養義務者
- ・ 内容：施設を利用する本人またはその扶養義務者の所得に応じ、徴収金を課する。

■ 東日本大震災における措置概要：

- ・ 根拠規定：仙台市児童福祉法施行細則第八条第 3 項
- ・ 対象者：震災により扶養義務者の居住する家屋が半壊以上の被害を受けた世帯。または、震災による倒産・解雇等により世帯の収入額が大幅に減少した世帯
- ・ 内容：次表のとおり徴収金の減免を行う。

減免区分	減免割合
居住する家屋が半壊以上（全壊、全焼、大規模半壊、半焼および半壊）の場合	100/100
被災による倒産・解雇等により、当該世帯の合計年間収入見込額が前年の合計収入額と比較して 50%以下に減少したとき	

- ・ 備考：り（罹）災証明を審査基準として使用

- ・ 負担割合：【平成 23～25 年度】宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事

業費補助金、【平成 26～27 年度】被災者健康・生活支援総合交付金（補助率 10/10）

■申請期間：設定なし

■適用期間：平成 23 年 3 月から平成 28 年 3 月 31 日（平成 28 年度分も継続実施）

■実績：次表のとおり

	徴収金	
	減免者数	減免額
平成 23 年度	123 人	1,594 千円
平成 24 年度	154 人	2,432 千円
平成 25 年度	172 人	2,840 千円
平成 26 年度	123 人	1,427 千円
平成 27 年度	170 人	1,764 千円
合計	742 人	10,057 千円

（2）児童扶養手当の特例措置

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：児童扶養手当法
- ・対象者：父または母と生計を同じくしていない 18 歳以下の児童の監護を行う父または母または養育者等
- ・内容：対象者の家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、都道府県知事、市長および福祉事務所を管理する町村長が対象者に手当を支給する。
- ・負担割合：国 1/3、都道府県（市、福祉事務所を管理する町村） 2/3

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：児童扶養手当法第十二条第 1 項、児童扶養手当法施行令第五条、昭和 36 年厚生労働省告示第 402 号「児童扶養手当法施行令第五条に規定する主たる生業の維持に供するその他の財産」
- ・対象者：ひとり親の方で所得制限により児童扶養手当の給付が全部停止または減額されている方、支給要件に該当しながら未申請の方で震災により受給者、扶養義務者が所有する住家が全壊・大規模半壊・流失した方
- ・内容：対象者については、所得にかかわ

らず児童扶養手当を支給する。

また、通常は災害発生時、児童扶養手当法施行規則第三条の二第 3 項により、当該事由が生じた日から 14 日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することが定められているが、「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 16 日付け雇児福発 0316 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）により、申請期限が社会通念上許容される範囲にまで緩和された。

通常は、父または母の生死が明らかでないことの判断が死亡の原因となるべき危機が去ってから 3 カ月経過が基準となっていたが、震災により両親が行方不明の場合の救済措置として、「災害により父または母の生死が明らかでない場合等の児童扶養手当の取扱いについて」（平成 23 年 4 月 14 日付け雇児福発 0414 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）により、3 カ月経過を待たずに随時申請を受理してよいこととされた。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：国 1/3、都道府県（市、福祉事務所を管理する町村） 2/3

■申請期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 9 月 14 日

■適用期間：平成 23 年 3 月から平成 24 年 7 月分

■実績（平成 24 年 9 月末現在）：
支給件数 201 件

（3）乳幼児医療費助成の所得制限の特例

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則
- ・対象者：本市に居住している小学校就学前の子どもで、その保護者が勤務先の健康保険または仙台市国民健康保険に

加入している方

- ・内容：0歳から小学校就学前の子どもの入院、通院（調剤、訪問看護等も含む）に係る保険診療による自己負担相当額を全額助成する。
- ・備考：平成23年12月に大幅に制度を変更し、平成24年1月から年齢要件の拡大と併せ一部負担金を導入する「子ども医療費助成制度」として実施している。
- ・負担割合：市10/10（補助金措置あり）

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則第三条、第四条の二
- ・対象者：所得制限により助成金の給付が全部停止になっている方、または、支給要件に該当しながら未申請の方で震災により保護者が居住する住家が全壊・大規模半壊・流失した方もしくは震災により保護者の収入が著しく減少すると見込まれる方
- ・内容：対象者については、所得にかかわらず助成金を支給する。
- ・負担割合：市10/10

■申請期間：平成23年4月1日から平成24年9月28日

■適用期間：申請月の1日から平成24年9月30日まで

■実績：給付件数68件

（4）母子及び寡婦福祉資金貸付

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：母子及び父子並びに寡婦福祉法（母子及び寡婦福祉法）
- ・対象者：母子家庭の母親、父母のいない20歳未満の児童、配偶者のいない40歳以上の女性
※資金の種類により対象者が異なる。
- ・内容：母子家庭や寡婦の人の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、事業開始資金や生活資金、住宅資金等を無

利子または低利子で貸し付ける。

- ・負担割合：国2/3、指定都市1/3

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：母子及び寡婦福祉法施行令第八条第5項、母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成5年4月1日付け児発319号）、母子及び寡婦福祉法施行令第十七条、母子及び寡婦福祉法施行令第十九条、母子及び寡婦福祉法施行令第三十四条第4項
- ・対象者：住宅（借家を含む）が全半壊、全半焼、流失等の被災をした人、主たる生計維持者が重篤な疾病を負った、または業務を廃止・休止した、または失職した、または現在収入がない世帯に属する人
- ・内容：(1)各種資金について貸し付けを受けていた人に関する取り扱い

①償還の猶予

災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、その支払いを猶予することができる。この場合、猶予期間中は無利子とする。

②違約金の減免

資金の償還にあたり滞納があったとき徴収される年10.75%の違約金を減免することができる。

(2)各種資金について貸し付けを受けようとする人に関する取り扱い

①住宅資金の貸付限度額の引き上げ

現に居住する住宅に、災害による住宅の半壊、全壊、半焼、全焼、土砂くずれ等の被害を受けたとき、住宅資金の貸付限度額を150万円から200万円に引き上げることができる。

②事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の償還据置期間の延長

流失、全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けたとき、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金および事業継続資金について、償還の

据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲内で次表のとおり延長することができる。

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
事業開始資金	住宅または家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6カ月
		30,000円以上	1年間
事業継続資金および住宅資金	住宅または家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6カ月
		30,000円以上 45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6カ月

(3) 寡婦福祉資金の所得制限の特例

寡婦の所得制限限度額の摘要について、災害により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある人に対し所得制限を適用しない。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用。
平成26年度より母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法となり、父子が対象となった。
- ・負担割合：国2/3、指定都市1/3
- 申請期間：平成23年3月25日から平成24年2月29日
- 適用期間：平成23年3月11日から平成24年3月31日（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条による）
- 実績：償還の猶予12件（ほかの特例については実績なし）

(5) 母子・父子家庭医療費助成の所得制限の特例

- 平常時の制度概要：
 - ・根拠規定：仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則
 - ・対象者：本市に居住し、各種健康保険に加入している方のうち、ひとり親家庭の父または母または18歳以下の児童、両親のいない18歳以下の児童

・内容：対象者に係る医療費のうち、保険診療による自己負担額で1,000円（入院の場合2,000円）を超える額を助成する。

・負担割合：市10/10（補助金措置あり）

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第三条第2項
- ・対象者：所得制限により助成金の給付が全部停止になっている方、または、支給要件に該当しながら未申請の方で震災により保護者が居住する住家が全壊・大規模半壊・流失した方もしくは震災により保護者の収入が著しく減少すると見込まれる方
- ・内容：対象者については、所得にかかわらず助成金を支給する。

・備考：り災証明を審査基準として使用
負担割合：市10/10

■申請期間：平成23年4月1日から平成24年9月28日

■適用期間：申請月の1日から平成24年9月30日まで

■実績：給付件数19件

5. 市税等における震災特例

(1) 東日本大震災における地方税の取扱い

①総務省による通知

震災を受け、平成23年3月14日に総務省から「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」（平成23年3月14日付け総財財第22号・総税企第32号）が各都道府県知事宛てに発出された。本通知において、地方税に係る期限の延長および使用料・手数料等に係る履行期限の延長、地方税・使用料・手数料等にかかる徴収猶予および減免等、現行の法律、政令、条例等の規定に基づき必要な措置の活用を図ることや、減免による減収額については歳入欠かん債が発行可能であることが通知された。

3月28日には、再び総務省より「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」（平成23年3月28日付け総税企第36号）が各都道府県知事宛てに発出され、地方税における期限の延長は当面は少なくとも5月末までとすることが適当との目安、地方税減免の手続、被災者に対する減免措置等の周知、個別税目の取扱いなどについて通知が行われた。

②地方税法の一部を改正する法律

4月27日、東日本大震災への税制上の対応として「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年4月27日法律第30号）が成立した。この法律は、阪神・淡路大震災における特例措置を踏まえつつ、津波被害を受けた土地および家屋に対する課税免除など、今回の震災に対するさまざまな特例措置の新設・拡充を行ったものである。

なお、一部の特例措置については、各年度の税制改正において、要件などを見直しの上、延長されている。

図表 9-2-15 「地方税法の一部を改正する法律」等における税制上の対応（平成28年3月時点）

【個人住民税】

○雑損控除の特例

- ①住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度個人住民税での適用を可能とする。
- ②繰越し可能期間を5年とする（通常3年）。

【法人事業税・法人住民税】

○法人事業税および法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税および法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応する。

【固定資産税・都市計画税】

○津波により甚大な被害を受けた区域内の土地および家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域（平成23年度課税免除区域）内に所在する土地および家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

○津波により甚大な被害を受けた区域内の土地および家屋に対する平成24年度～平成26年度分の課税免除

平成23年度に課税免除を受けていた土地および家屋について、平成24年度～平成26年度分の課税を免除する。また、平成23年度課税免除区域のうち、課税免除が継続とならない土地・家屋であっても、その使用状況や社会インフラの復旧状況等を総合的に勘案し、なお軽減が必要と認められる一定の区域については、平成24年度から平成26年度分の税額の1/2を減額する。

なお、平成26年度分について、本市では減額せずに課税することが適当と認めるものと指定して公示したため、本市において平成26年度分1/2減額課税の対象となる土地・家屋は存在しない。

○被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

○被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

○被災代替家屋の特例

大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

○被災代替償却資産の特例

大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

【軽自動車税】

○被災代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車または軽自動車等に代わる軽自動車等（被災代替軽自動車等）について、取得時期に応じて、平成23年度から平成28年度までの軽自動車税のうち、最大3か年度分を非課税とする。

（2）本市における対応

①平成23年度における市税の減免

本市では、仙台市市税条例において、天災その他特別の事情がある場合、市民税、固定資産税、事業所税等の市税を減免できると規定している（仙台市市税条例第十一条第1項第一号）。今回の震災では、甚大な被害状況を鑑み、震災に即した市税の減免規定の新設等を行うべく、6月27日に減免規則および要綱の改正を行い、各税目において次の減免規定の新設を行った。

ア. 個人市民税

個人市民税における災害時の減免については、災害により死亡した場合および特別障害者・普通障害者に該当することとなっ

た場合に対象となる。また、住宅または家財の価格に対する損害の割合（「損害割合」）と前年中の合計所得金額に応じて、減免規定を設けている。これらの規定は災害を受けた日以後に納期の末日の到来する当該年度の税額に対して適用するものである。

今回の震災では、震災により所有する住宅または家財に損害を受けた場合に減免を受けるための要件を引き下げるとともに、り災証明の被害の程度に応じて減免を適用できることとした。まず、既存の減免規定においては損害割合が50%以上である場合、合計所得金額が500万円以下であれば100%減免、500万円超750万円以下であれば50%減免、750万円超1,000万円以下であれば25%減免としている。しかし今回の震災に係

る損害については、この損害割合を「50%以上」から「40%以上」に要件を緩和するとともに、り災証明の被害の程度が大規模半壊以上の場合も適用できることとした。

また、同じく既存の減免規定においては損害割合が30%以上50%未満の場合については、合計所得金額が500万円以下であれば50%減免、500万円超750万円以下であ

れば25%減免、750万円超1,000万円以下であれば12.5%減免としている。この要件に関しても、今回の震災に係る損害については、損害割合の条件を「30%以上50%未満」から「20%以上40%未満」に引き下げるとともに、り災証明の被害の程度が半壊の場合も適用できることとした。

図表 9-2-16 個人市民税に関する東日本大震災に係る減免規則

震災により死亡した方・特別障害者となった方		100%
震災により普通障害者となった方		90%
<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模半壊」又は「全壊」のり災証明の判定が出た住宅に居住していた方 ・所有する住宅又は家財の損害割合が40%以上であった方 	合計所得金額が500万円以下のとき	100%
	合計所得金額が500万円超750万円以下のとき	50%
	合計所得金額が750万円超1,000万円以下のとき	25%
<ul style="list-style-type: none"> ・「半壊」のり災証明の判定が出た住宅に居住していた方 ・所有する住宅又は家財の損害割合が20%以上40%未満であった方 	合計所得金額が500万円以下のとき	50%
	合計所得金額が500万円超750万円以下のとき	25%
	合計所得金額が750万円超1,000万円以下のとき	12.5%

本措置に関する調整等の業務の経過としては、7月12日に個人市民税の納税通知書（普通徴収）および税額決定通知書（特別徴収）の発送を行い、7月13日に減免申請の受け付けを開始した。減免の適用にあたっては可能な限り納税義務者からの申請によらず、職権による減免を行った。

なお、平成28年3月31日時点での災害関連の減免の適用実績は、適用件数が126,578件、減免額が3,971,981千円となっている。

図表 9-2-17 個人市民税の内訳

	適用件数	減免額 (単位：千円)
平成23年	126,574	3,971,932
平成24年	-	-
平成25年	4	49
平成26年	-	-
平成27年	-	-
合計	126,578	3,971,981

イ. 法人市民税

法人市民税の減免については、本市においては特に災害時の減免規則を設けていなかった。しかしながら、今回の震災においては法人市民税に係る新設規定として、事業所等が固定資産税の課税免除区域（津波

浸水区域)内に所在している場合、または震災により大規模半壊以上の損害を受けた場合に当該事業所に係る均等割額の100%を、資本(出資)金の2分の1以上の損害を受けた場合に法人税割額の10%を免除することとした(平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分に適用)。なお、平成28年3月31日時点での実績は、適用件数が4,631件、減免額が775,393千円であった。

図表 9-2-18 法人市民税の内訳

	適用件数	減免額 (単位:千円)
平成23年	1,363	173,215
平成24年	1,691	258,546
平成25年	1,332	329,871
平成26年	149	13,751
平成27年	96	10
合計	4,631	775,393

ウ. 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税については、従来から、土地が損害を受けた場合はその損

害を受けた部分の面積の当該土地の面積に対する割合に応じて、家屋が損害を受けた場合については減じた価値の割合に応じて、それぞれ減免規定を設けていた。

この規定を基礎に今回の震災に対応するため、震災により所有する家屋が損害を受けた場合に減免を受ける際の要件の引き下げを行った。

既存の減免規定においては損害割合について、(a)家屋の原型をとどめないときまたは復旧不能の場合は100%を減免、(b)主要構造部分が著しく損傷し、当該家屋の損害割合が60%以上の場合は80%を減免、(c)屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、当該家屋の損害割合が40%以上60%未満の場合は60%を減免、(d)内壁、畳等に損傷を受け、当該家屋の損害割合が20%以上40%未満の場合は40%を減免することとしていた。今回の震災に係る損害については、上記(b)について、要件となる損害割合を「60%以上」から「50%以上」に引き下げを行い、減免割合を100%とした。また、(c)については、要件となる損害割合を「40%以上60%未満」から「40%以上50%未満」とした。

図表 9-2-19 固定資産税・都市計画税に関する東日本大震災に係る減免規則

減免事由		減免割合	
土地	震災により所有する土地に損害を受けた場合	損害割合 80%以上	100%
		損害割合 60%以上 80%未満	80%
		損害割合 40%以上 60%未満	60%
		損害割合 20%以上 40%未満	40%
家屋	震災により所有する家屋の価値を減じた場合	損害割合 50%以上	100%
		損害割合 40%以上 50%未満	60%
		損害割合 20%以上 40%未満	40%
償却資産	震災により所有する償却資産に損害を受けた場合	原型をとどめないときまたは復旧不能のとき	100%
		損害割合 60%以上	80%
		損害割合 40%以上 60%未満	60%
		損害割合 20%以上 40%未満	40%

エ. 事業所税

事業所税の減免に関する措置として、本

市においては特に災害時の減免規定を設けていなかったが、今回の震災における新設

規定として、震災により事業所等での事業の全部または一部を休止した場合に休止した月数分の税額の100%を減免することとした。また、震災により事業所等を廃止した場合には、廃止した月分の資産割額の100%を減免することとした。本措置に関しては、8月26日にチラシを個別送付(約1,300件)すると同時に、減免申請の受け付けを開始したが、減免の承認にあたっては、休止期間や事業所等の休止部分等を改めて申請者に確認しなければならないために時間を要したケースが多かった。

なお、平成28年3月31日時点での実績は、適用件数が546件、減免額が359,646千円であった。

②平成24年度以降の市税の減免

平成24年度分以降の固定資産税・都市計画税について、減免規定の新設等を行うべく、減免規則および要綱の改正を行い、次の減免規定の新設を行った。

ア. 損害が回復していない土地および家屋に対する減免(平成24年度～平成26年度分)

平成23年度分の固定資産税・都市計画税が全部減免された土地および家屋で、賦課期日現在、その損害が回復されていないものについて、固定資産税・都市計画税の全部または1/2の減免を行う。なお、警戒区域内に所在する土地および家屋については、平成27年度についても全部減免を継続した。

イ. 本市による損壊家屋等の解体、撤去処理の対象となる家屋に対する減免(平成24年度～平成25年度分)

東日本大震災により損害を受けた家屋について、市長に当該家屋の解体および撤去に係る申出がなされ、その後当該申出に基づき当該家屋が解体された場合に減免を行う。

ウ. 災害危険区域(地すべりによる危険の特に著しい区域)に対する減免(平成25年度～平成26年度分)

東日本大震災により損害を受けた土地または家屋が、賦課期日現在、仙台市災害危険区域条例の規定に基づき指定された災害危険区域(地すべりによる危険の特に著しい区域)内に所在し、かつ、その損害が回復されていないために従前の使用ができないと認められるとき全部減免を行う。

エ. 課税免除制度廃止に伴う減免(平成27年度)

東日本大震災による津波により甚大な被害を受けた土地および家屋等について、一定の要件を満たす場合に全部減免を行う。

なお、平成28年3月31日時点での実績(平成23年度賦課分含む)は、固定資産税が5,550,274千円、都市計画税が1,100,065千円であった。

③軽自動車税の非課税措置等

今回の震災においては、被災軽自動車等に対する課税の停止措置を行った。また、被災自動車等の代替として取得した軽自動車等に対して、取得時期に応じて、平成23年度から平成28年度までの軽自動車税のうち、最大3カ年度分を非課税とする措置を行った。平成23年3月31日に課税停止の申出受付を開始し、6月3日に被災代替軽自動車等の非課税措置の申請受付を開始した。また、6月13日に軽自動車税納税通知書を発送した。なお、平成28年3月31日時点での被災代替軽自動車等の非課税措置の実績は、適用件数が4,112件、非課税額が27,048千円であった。

④市税の減免処理期間に係る延滞金の減免

市税の減免件数が大きく増加したことに伴い、その処理に通常より長い期間を要することが見込まれたため、当該期間に発生する延滞金について、金融機関等窓口収納

時の取り扱いなどを整理し、減免することとした。この措置は税務システムの改修を行った上で、平成 23 年 10 月 17 日より開始し平成 24 年 2 月 28 日に終了した。

⑤市税の納期限の延長等について

今回の震災への対応として、本市では市税の申告、申請、請求その他書類の提出ま

たは納付もしくは納入に関し、対象とする地域を指定し、期限を延長した。また、平成 23 年度分の市税の納期限についても延長を行った。申告等の期限延長については平成 23 年 3 月 23 日（期限の延長）、4 月 25 日（個人市民税等の納入期限の指定）、8 月 10 日（法人市民税等の申告期限等の指定）とそれぞれ告示を行っている。

図表 9-2-20 市税の納期限

対象税目	期別	延長前の納期限	延長後の納期限 【仙台市告示第 122 号 (平成 23 年 4 月 25 日)】
軽自動車税		平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 6 月 30 日
固定資産税 ・都市計画税	第 1 期	平成 23 年 5 月 2 日	平成 23 年 8 月 1 日
	第 2 期	平成 23 年 8 月 1 日	平成 23 年 9 月 30 日
	第 3 期	平成 23 年 9 月 30 日	平成 23 年 11 月 30 日
	第 4 期	平成 24 年 1 月 4 日	平成 24 年 1 月 31 日
個人市民税 (普通徴収)	第 1 期	平成 23 年 6 月 30 日	平成 23 年 8 月 31 日
	第 2 期	平成 23 年 8 月 31 日	平成 23 年 10 月 31 日
	第 3 期	平成 23 年 10 月 31 日	平成 24 年 1 月 4 日
	第 4 期	平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 29 日

図表 9-2-21 市税の申告等期限の延長に係る経緯

対象税目		延長前の申告期限	仙台市告示第 74 号 (平成 23 年 3 月 23 日)	仙台市告示第 121 号 (平成 23 年 4 月 25 日)	仙台市告示第 240 号 (平成 23 年 8 月 10 日)	
個人市民税		平成 23 年 3 月 15 日	別途、仙台市長が告示 で定める期日まで延 長	平成 23 年 5 月 31 日	—	
法人市民税※	各事業年度終了日の 翌日から 2 カ月 (平 成 23 年 3 月 11 日～ 平成 23 年 9 月 29 日)			(引き続き延長)	平成 23 年 9 月 30 日	
事業所税						
手持品課税分 の市たばこ税		平成 23 年 3 月 31 日				
納 期 限	均等割 のみ課 される 公益法 人等の 法人市 民税	平成 23 年 5 月 2 日		平成 23 年 5 月 31 日	—	
	市たば こ税	平成 23 年 3 月 31 日 (2 月分)				
		入湯税 鉦産税				平成 23 年 5 月 2 日 (3 月分)
	給与か らの特 別徴収 に係る 個人市 民税	平成 23 年 4 月 11 日 (3 月分)		平成 23 年 6 月 10 日		
		平成 23 年 5 月 10 日 (4 月分)		平成 23 年 7 月 11 日		
平成 23 年 6 月 10 日 (5 月分)		平成 23 年 8 月 10 日				

※均等割のみ課される公益法人等の法人市民税を除く

⑥市税の徴収猶予等

震災による被災状況等を考慮し、納期限延長や減免等を行ってもなお納期限内の納付が困難な納税者等に対応するため、徴収猶予等の取扱いを定め、申請に基づき 1 年（最長で 2 年）以内の期間の分割納付や納付の延期等の措置を、本庁徴収担当課（受け付け～許可）および区役所税務担当課（受け付け）で行った。

⑦市税コールセンターの設置

本市では、税務担当部署の一部が災証明書の発行業務の応援を行っていたことにより、税務担当部署の直通番号に災証明書の発行等に関する問い合わせが多く寄せられ、当該部署の電話が繋がりにくい状況だったことから、納税者からの問い合わせ

により確実に対応を行うため、平成 23 年 7 月 1 日に市税コールセンターを新設した。10 月 28 日までの約 4 カ月間で、20,925 件に対応し、個人市民税については 14,802 件、固定資産税については 18,510 件の計 34,522 件の相談内容に対し、対応を行った。

(3) 総括

震災直後の混乱や避難所対応等に人手が割かれたなどの理由により、各課における市税の減免に関する対応が後手に回りがちであった。その結果、規定整備については当初課税（平成 23 年度の納税通知書の発送）に間に合ったものの、減免申請の受け付け等の実務上の対応については、実施手順の整理等に一定の時間を要した。このような課題があったことから、発災時に内部業務

に当たるマンパワーを確保できるよう、避難所運営について地域団体と協議の上、担当課ごとに派遣する職員の人数をあらかじめ決めておくこととした。

また、実務上の対応については、被災者の状況を踏まえると、できる限り迅速かつ適切に申告等の期限の延長等について判断する必要があることから、事務手順、確認事項等を事前に整理しておくこととし、震災当時に使用した各種特例に係る資料や様式、パンフレット等について、内容ごとに分類した上で、見出しをつけて保存することとした。

に関する法律、平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号保険局長通知、仙台市国民健康保険東日本大震災に係る一部負担金等免除に関する事務取扱要領等

・対象者：図表 9-2-22 のとおり

6. 保険料、公共料金等の減免等

(1) 国民健康保険料の減免等

①国民健康保険一部負担金等の免除

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：国民健康保険法
- ・対象者：74 歳以下の国民健康保険に加入する人
- ・内容：保険医療機関を受診したとき、次のとおり自己負担を行う。

対象		自己負担割合
義務教育就学前まで		2 割
就学後～69 歳		3 割
70～74 歳	一定以上所得者のいる世帯	3 割
	一般・低所得者世帯	2 割または 1 割

※70～74 歳は、誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の人は 2 割、昭和 19 年 4 月 1 日以前の方は 1 割

- ・負担割合：国民健康保険法第 5 章のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：国民健康保険法第四十四条、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則附則第 5 項、東日本大震災に対処するための特別財政援助および助成

図表 9-2-22 国民健康保険一部負担金等免除の対象者および適用期間

項番	区分	要件	適用期間
(1)	住宅の損害	全壊・大規模半壊・半壊	・平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
(2)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる長期避難	※(3)については、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで
(3)	生計維持者の死亡等	死亡・重篤な傷病等・行方不明・事業の廃止または休止・失職し収入がなくなった	・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具、入院時食事療養費および入院時生活療養費（以下「療養費等」）については平成 24 年 2 月 29 日まで
(4)	福島第一原発事故にかかる避難	避難指示区域等（平成 23 年度に設定された①警戒区域、②計画的避難準備区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等のこと（解除・再編された区域等を含む））から避難	・平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 2 月 28 日まで ・療養費等については平成 24 年 2 月 29 日まで ※国の補助金支給対象範囲に応じて
(5)	住宅の損害	次の①から③のいずれかに該当し、かつ世帯の市町村民税が非課税 ①全壊、②大規模半壊、③半壊でやむを得ず解体した	・平成 25 年度市町村民税が非課税の世帯は平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日まで ・平成 26 年度市町村民税が非課税の世帯は平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで ・平成 27 年度市町村民税が非課税の世帯は平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
(6)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる避難が長期間継続している世帯で、かつ世帯の市町村民税が非課税	・療養費等については適用しない
(7)	生計維持者の死亡等	次の①か②のいずれかに該当し、かつ世帯の市町村民税が非課税 ①死亡、②行方不明	

・内容：図表 9-2-22 の（1）から（4）の対象者および適用期間について、保険医療機関を受診した際の一部負担金や入院時の食事療養費・生活療養費、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具等の自己負担額を全額免除した。ただし、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具等の療養費、入院時の食事療養費・生活療養費（標準負担額）に係る自己負担額の免除については平成 24 年 2 月 29 日で終了。また、平成 26 年 4 月 1 日から、図表 9-2-22 の（5）か

ら（7）の対象者に限定して一部負担金免除を再開し、平成 28 年 3 月 31 日まで実施した。

・備考：り（罹）災証明書を審査基準として使用。福島第一原発事故に伴う避難者等については被災証明書を審査基準として使用。

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料および一部負担金の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 11 日付け事務連絡）により、国民健康保険法第四十四条、第七十七条、第八十

一条の規定に基づき、被害状況に応じて適切な措置をとることが求められた。

本市では、平成23年8月に「仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則」を改正し、附則に東日本大震災における特例の規定を追加した。

・負担割合：

①図表9-2-22の(1)から(3)、(5)から(7)の対象被保険者分

平成23年3月11日から平成24年9月30日までは全額国費(災害臨時特例補助金・特別調整交付金)で負担。平成24年10月1日から平成25年3月31日までは8割国費(災害臨時特例補助金)、2割県費(県調整交付金)で負担。県からの調整交付金が終了したことに伴い、平成25年3月31日をもって一部負担金免除は一旦終了した。

その後、震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する国の財政支援(特別調整交付金)が平成25年度から平成27年度に限り拡充された

ことに伴い、平成26年4月1日から対象者を限定して免除を再開、平成28年3月31日まで実施。この間の財政負担は8割国費(特別調整交付金)、2割市費(前述の国の財政支援の拡充を充てて実施)

②図表9-2-22の(4)の対象被保険者分

平成23年3月11日から平成29年2月28日まで全額国費(災害臨時特例補助金・特別調整交付金)で負担。

※国の補助金支給対象範囲は、当初、避難指示区域等の全域であった。その後、平成26年10月診療分以降について、避難指示区域等の解除・再編の状況に応じて、支給対象範囲が縮小されていったため、国民健康保険の一部負担金免除は支給対象範囲を限度として行った。

■適用期間：図表9-2-22のとおり

■実績：次表のとおり

	免除世帯数	免除被保険者数	一部負担金免除額	入院時食事等の標準負担額免除額	免除額計
平成23年度	43,765世帯	78,191人	5,098,767千円	71,891千円	5,170,658千円
平成24年度	42,599世帯	75,743人	7,408,595千円	601千円	7,409,196千円
平成25年度	128世帯	259人	64,610千円	29千円	64,639千円
平成26年度	6,530世帯	10,203人	1,078,816千円	0千円	1,078,816千円
平成27年度	6,821世帯	10,703人	1,059,776千円	0千円	1,059,776千円
累計	99,843世帯	175,099人	14,710,564千円	72,521千円	14,783,085千円

②国民健康保険料の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：国民健康保険法、仙台市国民健康保険条例
- ・対象者：74歳以下の国民健康保険に加入する人
- ・内容：国民健康保険制度の財源の一部とするため、対象者の所得状況に応じて保険料を計算、賦課し、対象者の属す

る世帯の世帯主が、年金からの差し引きまたは口座振替等により納付する。

- ・負担割合：国民健康保険法第5章のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：国民健康保険法第七十七条、仙台市国民健康保険条例第二十条、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第九条および附則第4項、東日本

図表 9-2-23 国民健康保険料の減免の対象者および適用期間

項番	区分	要件	減免割合	適用期間
(1)	住宅の損害	大規模半壊・半壊	2分の1	平成 23 年 3 月納期分から平成 24 年 9 月相当分 ※行方不明については、行方が明らかになった月の前月納期分まで
		全壊（大規模半壊・半壊で住宅を解体した場合を含む）	全部	
(2)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる長期避難		
(3)	生計維持者の死亡等	死亡・重篤な傷病等・行方不明	減少額に応じて	
		①事業所得、②不動産所得、③山林所得、④給与所得のそれぞれの所得に係る各収入が平成 22 年中の当該各収入額の 10 分の 3 以上減少することが見込まれること ※平成 22 年中の①～④以外の合計金額が 400 万円を超える場合を除く		
(4)	福島第一原発事故にかかわる避難	避難指示区域等（平成 23 年度に設定された①警戒区域、②計画的避難準備区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等のこと（解除・再編された区域等を含む））から避難	全部 ※国の補助金支給対象範囲に応じて	平成 23 年 3 月納期分から平成 29 年 3 月相当分まで

- ・内容：震災により被災した上記対象者に対し、保険料の一部または全部を減免した。なお、特別徴収については、震災事由による保険料減免世帯が多数見込まれ、混乱を避けるために、平成 23 年度及び平成 24 年度は行わず全て普通徴収とした（平成 25 年 10 月から再開）。
- ・備考：り（罹）災証明書を審査基準として使用。福島第一原発事故に伴う避難者等については被災証明書を審査基準として使用
- ・負担割合：
 - ①図表 9-2-23 の（1）から（3）の保険料減免対象世帯分
平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 9

月までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）

②図表 9-2-23 の（4）の保険料減免対象世帯分

平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されたものは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

※国の補助金支給対象範囲は、当初、避難指示区域等の全域であった。その後、平成 26 年 9 月相当分以降について、支給対象範囲が縮小されていったため、国民健康保険料の減免は支給対象範囲を限度として行った。

■適用期間：図表 9-2-23

■実績：次表のとおり

	減免世帯数	減免額
平成 23 年度	52,293 世帯	4,021,452 千円
平成 24 年度	48,623 世帯	1,543,242 千円
平成 25 年度	124 世帯	19,722 千円
平成 26 年度	125 世帯	18,888 千円
平成 27 年度	144 世帯	21,235 千円
累計	101,309 世帯	5,624,539 千円

（２）後期高齢者医療保険料の減免等

①後期高齢者医療一部負担金等の免除

■平常時の制度概要：

- ・ 根拠規定：高齢者の医療の確保に関する法律
- ・ 対象者：75 歳以上の人、または、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある人（後者については任意加入）
- ・ 内容：保険医療機関を受診したとき、次表のとおり自己負担を行う。

対象	自己負担割合
一定以上の所得者のいる世帯	3 割
一般・低所得者	1 割

- ・ 負担割合：高齢者の医療の確保に関する法律第 4 節第 1 款のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・ 根拠規定：高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号保険局長通知、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する規則第八条および附則第 3 項等
- ・ 対象者：図表 9-2-24 のとおり

図表 9-2-24 後期高齢者医療一部負担金等免除の対象者および適用期間

項番	区分	要件	適用期間
(1)	住宅の損害	全壊・大規模半壊・半壊	・平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日まで ※(3)については、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで ・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具、入院時食事療養費および入院時生活療養費（以下「療養費等」）については平成 24 年 2 月 29 日まで
(2)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる長期避難	
(3)	生計維持者の死亡等	死亡・重篤な傷病等・行方不明・事業の廃止または休止・失職し収入がなくなった	
(4)	福島第一原発事故にかかる避難	避難指示区域等（平成 23 年度に設定された①警戒区域、②計画的避難準備区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等のこと（解除・再編された区域等を含む））から避難	・平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 2 月 28 日まで ・療養費等については平成 24 年 2 月 29 日まで ※国の補助金支給対象範囲に応じて
(5)	住宅の損害	次の①から③のいずれかに該当し、かつ世帯の市町村民税が非課税 ①全壊、②大規模半壊、③半壊でやむを得ず解体した	・平成 25 年度市町村民税が非課税の世帯は平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日まで ・平成 26 年度市町村民税が非課税の世帯は平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで ・平成 27 年度市町村民税が非課税の世帯は平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで ・療養費等については適用しない
(6)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる避難が長期間継続している世帯で、かつ世帯の市町村民税が非課税	
(7)	生計維持者の死亡等	次の①か②のいずれかに該当し、かつ世帯の市町村民税が非課税 ①死亡、②行方不明	

- ・内容：図表 9-2-24 の（1）から（4）の対象者および適用期間について、保険医療機関を受診した際の一部負担金や入院の際の食費・居住費、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具等の自己負担を全額免除した。ただし、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具等の療養費、入院時の食事療養費・生活療養費（標準負担額）に係る自己負担額の免除については平成 24 年 2 月 29 日で終了。また、平成 26 年 4 月 1 日から、図表 9-2-24 の（5）から（7）の対象者に限定して一部負担金免除を再開し、平成 28 年 3 月 31 日まで実施した。
- ・備考：り（罹）災証明書を審査基準とし

て使用。福島第一原発事故に伴う避難者等については被災証明書を審査基準として使用。

- ・負担割合：
①図表 9-2-24 の（1）から（3）、（5）から（7）の対象被保険者分

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 9 月 30 日までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担。平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までは 8 割国費（災害臨時特例補助金）、2 割市費で負担。平成 25 年 3 月 31 日をもって一部負担金免除は一旦終了した。

その後、平成 26 年 4 月 1 日から対象者を限定して免除を再開、平成 28 年 3

月31日まで実施、この間の財政負担は平成27年12月31日までは8割国費(特別調整交付金)、2割市費で負担。平成28年1月1日から平成28年3月31日までは7割国費(特別調整交付金)、3割市費で負担。

②図表9-2-24の(4)の対象被保険者分

平成29年2月28日までは全額国費(災害臨時特例補助金・特別調整交付金)で負担

※国の補助金支給対象範囲は、当初、避難指示区域等の全域であった。その後、平成26年10月診療分以降について、避難指示区域等の解除・再編の状況に応じて、支給対象範囲が縮小されていったため、後期高齢者医療の一部負担金免除は支給対象範囲を限度として行った。

■適用期間：図表9-2-24のとおり

■実績：次表のとおり

	免除者数	免除額
平成23年度	30,760人	2,200,784千円
平成24年度	34,822人	2,948,378千円
平成25年度	23人	2,864千円
平成26年度	4,814人	345,126千円
平成27年度	5,562人	441,507千円
累計	75,981人	5,938,659千円

②後期高齢者医療保険料の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：高齢者の医療の確保に関する法律、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
- ・対象者：75歳以上の人および65歳以上75歳未満で一定の障害がある人(後者については任意加入)
- ・内容：後期高齢者医療制度の財源の一部とするため、被保険者個人単位で前年の所得等を基準として保険料を計算・

賦課し、年金からの差し引きまたは口座振替等により納付する。

- ・負担割合：高齢者の医療の確保に関する法律第4節第1款のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：高齢者の医療の確保に関する法律第百十一条、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第十八条、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第十二条および附則第6項
- ・対象者：図表9-2-25のとおり

図表 9-2-25 後期高齢者医療保険料の対象者および適用期間

項番	区分	要件	減免割合	適用期間
(1)	住宅の損害	大規模半壊・半壊	2分の1	平成 23 年 3 月納期分から 平成 24 年 9 月相当分 ※行方不明については、行 方が明らかになった月の 前月納期分まで
		全壊（大規模半壊・半壊で住宅を解体し た場合を含む）	全部	
(2)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハ による長期避難		
(3)	生計維持者 の死亡等	死亡・重篤な傷病等・行方不明	減少額に 応じて	
		①事業所得、②不動産所得、③山林所得、 ④給与所得のそれぞれの所得に係る各 収入が平成 22 年中の当該各収入額の 10 分の 3 以上減少することが見込まれる こと ※平成 22 年中の①～④以外のの合計金 額が 400 万円を超える場合を除く		
(4)	福島第一原 発事故にか かる避難	避難指示区域等（平成 23 年度に設定さ れた①警戒区域、②計画的避難準備区 域、③緊急時避難準備区域、④特定避難 勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区 域等のこと（解除・再編された区域等 を含む））から避難	全部 ※国の補助金 支給対象範囲 に応じて	平成 23 年 3 月納期分から 平成 29 年 3 月相当分まで

- ・内容：震災により被災した上記被保険者
に対し、保険料の全額または半額を減
免した。
- ・備考：福島第一原発事故に伴う避難者等
については被災証明書を、その他の対
象者については（罹）災証明書を審
査基準として使用。福島第一原発事
故に伴う避難者等については被災証明
書を審査基準として使用。
- ・負担割合：

①図表 9-2-25 の（1）から（3）の保
険料減免対象被保険者分

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 9
月までは全額国費（災害臨時特例補助
金・特別調整交付金）

②図表 9-2-25 の（4）の保険料減免対
象被保険者分

平成 23 年 3 月 11 日から平成 29 年 3
月 31 日までの間に納期限が設定された

ものは全額国費（災害臨時特例補助
金・特別調整交付金）で負担

※国の補助金支給対象範囲は、当初、
避難指示区域等の全域であった。その
後、平成 26 年 9 月相当分以降について、
避難指示区域等の解除・再編の状況に
応じて、支給対象範囲が縮小されてい
ったため、後期高齢者医療保険料の減
免は支給対象範囲を限度として行った。

■適用期間：図表 9-2-25 のとおり

■実績：次表のとおり

	減免者数	減免額
平成 23 年度	30,565 人	1,235,009 千円
平成 24 年度	30,820 人	662,058 千円
平成 25 年度	23 人	1,326 千円
平成 26 年度	27 人	1,398 千円
平成 27 年度	39 人	1,868 千円
累計	61,474 人	1,901,659 千円

(3) 国民年金保険料の免除

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：国民年金法
- ・対象者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人であって、被用者年金各法の被保険者や組合員、加入者、おおび、その収入により生計を維持する被扶養配偶者以外の人
- ・内容：原則、対象者は20歳から60歳まで保険料を納付し、65歳から終身、期ごとに一定額の年金を受給する。
- ・負担割合：国民年金法第八十五条のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：国民年金法第九十条第1項第五号、国民年金法施行規則第七十七条の七等
- ・対象者：被災に伴い住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の被害を受けた場合（保険等で補てんされる金額は、損害額から除く。）
- ・内容：国民年金保険料を全額免除する。
- ・備考：平成23年3月13日付け年発0313第2号「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」において、国民年金保険料の免除を行うよう通知された。
- ・負担割合：国民年金法第八十五条のとおり

■申請期間：平成23年2月分から6月分については、平成23年3月13日から7月29日まで

平成23年7月分から平成24年6月分については、平成23年7月1日から平成24年6月29日まで

■適用期間：平成23年2月分から平成24年6月分まで

※福島第一原発の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた人については、平成24年7月分以降も引き続き国民年金保険料を全額

免除とする。

(4) 介護保険料の減免等

①介護保険サービス利用者負担額等の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：介護保険法、仙台市介護保険条例
- ・対象者：第1号被保険者（65歳以上の人で介護が必要な人）、第2号被保険者（40歳～64歳の人のうち、医療保険加入者で老化が原因とされる16種類の病気により介護が必要な人）
- ・内容：対象者が、訪問介護等の在宅サービス、特別養護老人ホーム等の施設サービス、認知症対応型通所介護等の地域密着型サービスを利用した場合、1割（平成27年8月からは所得に応じて1割または2割）の自己負担を行う。
- ・負担割合：介護保険法第4章のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：介護保険法第五十条および第六十条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十九条第1項および第九十条から第九十二条、仙台市介護保険条例施行規則附則第4項、東日本大震災に係る介護保険サービス利用者負担額等の特例措置に関する要綱、東日本大震災に係る介護保険サービス利用者負担額の減免に関する要綱、原発事故に係る介護保険料の減免及び介護保険サービス利用者負担額の特例措置に関する要綱
- ・対象者：図表9-2-26のとおり

図表 9-2-26 介護保険サービス利用者負担額等の減免対象者および適用期間

項番	区分	要件	適用期間
(1)	住宅の損害	半壊以上の損害	・平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 3 月 31 日まで ※行方不明の人については、行方が明らかとなるまで ・介護保険施設等における食費・居住費の減免については平成 24 年 2 月 29 日まで
(2)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる長期避難	
(3)	生計維持者の死亡等	・死亡・心身への重大な障害・長期入院による収入の著しい減少・行方不明 ・業務の休廃止・失職し現在収入がない	
(4)	福島第一原発事故にかかる避難	避難指示区域等（平成 23 年度に設定された①警戒区域、②計画的避難準備区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等のこと（解除・再編された区域等を含む））から避難	・平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 2 月 29 日まで ・介護保険施設等における食費・居住費の減免については平成 24 年 2 月 29 日まで ※国の補助金支給対象範囲に応じて
(5)	住宅の損害	次の①から③のいずれかに該当し、かつ世帯の市町村民税が非課税 ①全壊、②大規模半壊、③半壊でやむを得ず解体した	・平成 25 年度市町村民税が非課税世帯の人は平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日まで ・平成 26 年度市町村民税が非課税世帯の人は平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで ・平成 27 年度市町村民税が非課税世帯の人は平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで ・介護保険施設等における食費・居住費の減免については適用しない
(6)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる避難が長期間継続している世帯で、かつ世帯の市町村民税が非課税	
(7)	生計維持者の死亡等	次の①か②のいずれかに該当し、かつ世帯の市町村民税が非課税 ①死亡、②行方不明	

- ・内容：介護保険サービス利用者負担額的全額を免除し、また、介護保険施設等における食費・居住費の基準費用額分までを減免する。
- ・備考：り（罹）災証明書を審査基準として使用。福島第一原発事故に伴う避難者等については被災証明書を審査基準として使用。
- ・負担割合：

①図表 9-2-26 の（1）から（3）の対象者分

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 2 月 29 日までは全額国費（災害臨時特例補助金）で負担。平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までは減免額のうち、第 1 号被保険者保険料負担分について財政支援（特例特別調整交付金）。平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月

31日までは減免額のうち、第1号被保険者保険料相当分の10分の8について財政支援（特別調整交付金）。

平成24年3月1日以降、介護保険は前述の財政支援を活用し免除措置を継続していたが、国民健康保険が財政支援の終了を理由に、平成25年3月31日をもって一部負担金免除を終了したことに合わせて、利用者負担額の免除をいったん終了とした。その後、国民健康保険が平成26年4月1日から対象者を絞って一部負担金免除を再開したことに伴い、介護保険も利用者負担額の免除を再開した。

②図表9-2-26の（4）の対象者分

全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

※国の補助金支給対象範囲は、当初、

避難指示区域等の全域であった。その後、平成26年10月利用分以降について、避難指示区域等の解除・再編の状況に応じて、支給対象範囲が縮小されていったため、利用者負担額の免除は支給対象範囲を限度として行った。

③図表9-2-26の（5）から（7）の対象者分

平成26年4月1日から平成27年12月31日までは減免額のうち、第1号被保険者保険料相当分の10分の8について財政支援（特別調整交付金）。平成28年1月1日から平成28年3月31日までは特別調整交付金の交付要件を満たさなかったため、財政支援の対象外であった。

■適用期間：図表9-2-26のとおり

■実績：次表のとおり

	介護保険サービス利用者負担額		施設入所者の食費・居住費負担額	
	減免者数	減免額	減免者数	減免額
平成23年度	9,515人	1,341,612千円	3,249人	922,441千円
平成24年度	10,564人	1,497,227千円		
平成25年度	15人	1,611千円		
平成26年度	2,283人	375,654千円		
平成27年度	2,334人	390,248千円		
合計	24,711人	3,606,352千円	3,249人	922,441千円

②介護保険料の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：介護保険法、仙台市介護保険条例
- ・対象者：本市に住所を有する65歳以上の人
- ・内容：介護保険制度の財源の一部とするため、対象者の所得に応じて保険料を計算・賦課し、対象者が、年金からの差し引きまたは口座振替等により納付する。
- ・負担割合：介護保険法第8章のとおり

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市介護保険条例第十一条、仙台市介護保険条例施行規則附則第5項、東日本大震災に係る介護保険料の減免に関する要綱、東日本大震災に係る平成24年度分介護保険料の減免に関する要綱、原発事故に係る介護保険料の減免及び介護保険サービス利用者負担額の特例措置に関する要綱
- ・対象者：図表9-2-27のとおり

図表 9-2-27 介護保険料の減免の対象者および適用期間

項番	区分	要件	減免割合	適用期間
(1)	住宅の 損害	半壊・大規模半壊	2分の1	平成23年3月納期分から平成24年9月相当分 ※行方不明の人については、行方が明らかになった月の前月納期分まで
		全壊（半壊・大規模半壊で住宅を解体した場合を含む）	全部	
(2)	長期避難	被災者生活再建支援法第二条第二号ハによる長期避難		
(3)	生計維持者の死亡等	死亡・重篤な傷病等・行方不明	減少額に応じて	
		①事業所得、②不動産所得、③山林所得、④給与所得のそれぞれの所得にかかる各収入が平成22年中の当該各収入額の10分の3以上減少することが見込まれること ※平成22年中の①～④以外の合計所得金額が400万円を超える場合を除く		
(4)	福島第一原発事故にかかわる避難	避難指示区域等（平成23年度に設定された①警戒区域、②計画的避難準備区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等のこと（解除・再編された区域等を含む））から避難	全部 ※国の補助金支給対象範囲に応じて	平成23年3月納期分から平成28年3月相当分

・内容：図表 9-2-27 のとおり、減免割合に応じて保険料を減免する。

・備考：り（罹）災証明書審査基準として使用。福島第一原発事故に伴う避難者等については被災証明書を審査基準として使用。

・負担割合：

①図表 9-2-27 の（1）から（3）の対象者分

全額国費（災害臨時特例補助金・特例特別調整交付金）で負担

②図表 9-2-27 の（4）の対象者分

全額国費（災害臨時特例補助金・特例特別調整交付金）で負担

※国の補助金支給対象範囲は、当初、避難指示区域等の全域であった。その

後、平成 26 年 10 月相当分以降のものについて、避難指示区域等の解除・再編の状況に応じて、支給対象範囲が縮小されていったため、介護保険料の減免は当該支給対象範囲を限度として行った。

■適用期間：図表 9-2-27 のとおり

■実績：次表のとおり

	減免者数	減免額
平成23年度	48,099人	1,537,597千円
平成24年度	49,813人	879,708千円
平成25年度	35人	1,662千円
平成26年度	39人	2,168千円
平成27年度	48人	2,415千円
合計	98,034人	2,423,550千円

■東日本大震災に関連する措置：譲渡所得

に係る減免

- ・根拠規定：仙台市介護保険条例第十一条、仙台市介護保険条例施行規則第十四条および別表第二（第十四条関係）、仙台市介護保険料の譲渡所得に係る減免取扱要綱
- ・対象者：自宅の住み替えや収用交換、防災集団移転促進事業等に伴い発生する譲渡所得により、介護保険料の負担が増えた場合で、租税特別措置法の特別控除の規定に該当した人（ただし、平成25年度分については、租税特別措置法の特別控除額の適用分までが対象、平成26年度以降分については、租税特別措置法の特別控除額および雑損失の繰越控除額の適用分までが対象）
- ・内容：譲渡所得により負担が増えた分の介護保険料を一部減免する。なお、当該減免制度は、自宅の住み替え等に伴い発生する譲渡所得により、介護保険料の負担が増加する被保険者への対応を以前から検討していた中で、震災を契機として、新たに開始したものである。
- ・負担割合：介護保険法第8章のとおり
- 申請期間：居住用財産等の譲渡に係る所得が生じた日の属する年度の翌年度（当該所得が1月から3月までの間に生じた場合にあっては翌々年度）の末日

■適用期間：平成25年4月相当分から平成28年3月相当分

■実績：次表のとおり

	減免者数	減免額
平成25年度	12人	478千円
平成26年度	133人	5,214千円
平成27年度	124人	5,175千円
合計	269人	10,867千円

※上記実績には、集計上、震災と関連のない自宅の住み替えによる減免実績も含まれる。

7. 企業等への減免

（1）被災店舗営業等許可申請手数料免除

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市手数料条例、仙台市温泉法の施行に関する条例等
- ・対象者：営業許可等を求める申請を行う人
- ・内容：営業許可等を求める申請に対する審査につき、仙台市手数料条例および各条例に基づき手数料を徴収する。

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市手数料条例、仙台市温泉法の施行に関する条例等、東北地方太平洋沖地震の被災者に係る許可申請等の手数料免除に関する要領
- ・対象者：許可等を受けていた施設が、東北地方太平洋沖地震により被災し、従前の業務を再開するにあたり新たに許可等を申請する人、被災により許可証等を紛失または汚損したため、再交付を申請する人、その他市長が特に必要と認める人
- ・内容：対象要件に当てはまる場合、手数料の免除を行う。また、すでに手数料を徴収した場合は還付する。
- ・備考：り（罹）災証明を審査基準として使用。仙台市外で被災した場合であっても、本災害により被災した場合は手数料免除の対象となる。
- ・財源：震災復興特別交付税

■申請期間：平成23年5月11日から平成28年3月31日

■適用期間：平成23年3月11日から平成28年3月31日

■実績：次表のとおり

	食品衛生		環境衛生		医務関係		薬務関係	
	件数	減免総額	件数	減免総額	件数	減免総額	件数	減免総額
平成23年度	178件	1,659,600円	41件	624,000円	1件	80,000円	26件	414,400円
平成24年度	63件	824,200円	14件	224,000円	4件	62,000円	5件	87,800円
平成25年度	16件	236,400円	15件	240,000円	1件	43,000円	5件	87,800円
平成26年度	5件	85,000円	3件	54,000円	2件	56,000円	2件	29,400円
平成27年度	4件	55,600円	6件	124,000円	—	—	—	—
合計	266件	2,860,800円	79件	1,266,000円	8件	241,000円	38件	619,400円

8. 高齢者・障害者への支援

(1) 心身障害者医療費助成の所得制限の特例

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則
- ・対象者：本市在住で勤務先の健康保険（各種健康保険組合、共済組合等）、または仙台市国民健康保険、宮城県後期高齢者医療保険に加入している人のうち、次のアまたはイに該当する人

ア【県補助事業】

- (1)身体障害者手帳1、2、3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害）の人
- (2)特別児童扶養手当1級の人
- (3)療育手帳Aを所持する人
- (4)療育手帳Bを所持する人で、かつ知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている人

イ【市単独事業】

65歳未満で次の条件に該当する人

- (5)身体障害者手帳3級の人（ただし、(1)に該当する人を除く）
 - (6)特別児童扶養手当2級の人
 - (7)療育手帳Bを所持し、かつ、障害基礎年金などを受給している人
 - (8)知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている人
- ・内容：対象者のうちアの人へ医療費の自己負担相当額の全額を、イの人へ医療費の自己負担額相当額の2/3を助成する。
 - ・負担割合：県補助事業 県1/2 市1/2、市単独 市10/10

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：

仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則第三条第2項（平成24年1月1日改正、仙台市心身障害者医療費の助成に関する規則第三条第2項）、仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する事務処理要領第三条の二、乳幼児医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における所得制限の特例に係るガイドライン（東北地方太平洋沖地震対応用）

- ・対象者：所得制限により助成対象外となっている人で、震災により主たる生計維持者や扶養義務者の住家が全壊・大規模半壊した人、または、震災により世帯の収入が著しく減少すると見込まれる人

- ・内容：対象者からの申し立てにより、所得による制限をなくし、心身障害者医療費助成を助成する。

- ・備考：根拠規定（仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する事務処理要領）の改正（平成25年度、仙台市心身障害者医療費の助成に関する規則実施要領）

- ・負担割合：平常時と同様

■申請期間：平成23年4月1日から平成24年9月28日

■適用期間：平成23年4月1日から平成24年9月30日

■実績：減免人数4人

(2) 障害者交通費助成の所得制限の特例

■平常時の制度概要：

・根拠規定：仙台市障害者交通費助成事業実施要綱

・対象者：

○ふれあい乗車証

次の(1)～(3)に該当する人

(1)身体障害者手帳を所持する人で、次に該当する人（対象部位が対象等級であることが必要）

ア 身体障害者手帳 1 級—障害部位に関係なく 1 障害 1 級である人

イ 身体障害者手帳 2 級—視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害者

ウ 身体障害者手帳 3 級—①下肢・体幹・移動機能障害者、②内部機能障害者のうち車いすを使用している人または在宅酸素療法を実施している人

エ 身体障害者手帳 4 級—下肢・体幹・移動・内部機能障害者のうち車いすを使用している人または在宅酸素療法を実施している人

(2)療育手帳を所持する人

(3)精神障害者保健福祉手帳を所持する人

※所得制限：利用する障害のある人本人の所得が一定額以下の人

○福祉タクシー利用券

次の(1)～(3)に該当する人

(1)身体障害者手帳を所持する人で、次に該当する人（対象部位が対象等級であることが必要）

ア 身体障害者手帳 1 級—視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある人

イ 身体障害者手帳 2 級—視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害者

ウ 身体障害者手帳 3・4 級—下肢・体幹・移動・内部機能障害のある人のうち車いすを使用している人または在宅酸素療法を実施している人

(2)療育手帳 A を所持する人

(3)精神保健福祉手帳 1・2 級を所持する人

※所得制限：本人が 20 歳以上の場合、利用する障害のある人本人の所得額が一定額以下の人

○自家用自動車燃料費助成券

福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たす人

(1)障害のある人本人が所有する車を本人が運転すること

(2)障害のある人本人が所有する車を同居の家族が運転すること

(3)同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害のある人のうち 18 歳未満の人、または、療育手帳 A を所持する人、または、精神保健福祉手帳 1 級を所持する人

※施設入所者は対象から除く

・内容：各障害者手帳を持ち、傷害の等級・程度の要件に該当する人は、ふれあい乗車証、福祉タクシー利用券、自家用自動車燃料費助成券のいずれか一つを選択して利用できる。また、70 歳以上の人は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか一つを選択して利用できる。なお、ふれあい乗車証も敬老乗車証も市営バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できる乗車証であるが、交付条件や費用負担の面で異なる。

・負担割合：市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：仙台市障害者交通費助成事業実施要綱第三条第 4 項（2）

・対象者：所得制限により助成対象とならない人のうち、震災により、次のいずれかに該当するようになった人

(1)本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成の申請者で、20 歳未満の人である場合はその保護者）

の住宅・家財またはその財産について著しい損害を受けた場合

(2)本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成券の申請者で、20歳未満の人である場合はその保護者）が、長期入院したことなどにより、その人の収入が著しく減少した場合

(3)本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成券の申請者で、20歳未満の人である場合はその保護者）が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業（自己都合退職は除く。）等により、その人の収入が著しく減少した場合

(4)本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成の申請者で、20歳以上未満の人である場合はその保護者）の収入が、干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作・不良その他これに類する理由により、著しく減少した場合

・内容：申し立てにより、交通費（ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれか）を助成する。

・負担割合：市 10/10

■申請期間：平成 23 年 3 月 24 日から平成 24 年 9 月 28 日

■適用期間：平成 23 年 3 月 24 日から平成 24 年 9 月 30 日

■実績：特例適用人数 9 人（平成 24 年 9 月 30 日時点）

（3）障害福祉サービス利用者等負担金の減免

■平常時の制度概要：

・根拠規定：障害者自立支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、児童福祉法

・対象者：障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち 18 歳以上の人）および障害児（身体障害者、知的障害

者、精神障害者のうち 18 歳未満の人）の保護者

・内容：本市は、対象者に対し、居宅介護・短期入所・生活介護等の障害福祉サービス、移動支援等の地域生活支援事業、障害児施設支援に対する給付費を支給（助成）する。なお、対象者はサービス利用料の 1 割を自己負担する（世帯収入状況により上限設定あり）。

・負担割合：地域生活支援事業（市町村事業）は国 1/2 以内、県 1/4 以内、市 1/4 以上、それ以外は国 1/2、県 1/4、市 1/4

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：障害者自立支援法第三十一条、障害者自立支援法施行規則第三十二条、児童福祉法第二十四条の五

・対象者：対象者のうち、震災により住宅や家財に被害を受けた人、生計維持者が死亡し、または行方不明となった人、事業等を休廃止した人、農作物の不作等により収入が減少した人

・内容：図表 9-2-28 のとおり、障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児施設支援を利用する際の給付費の支給（助成）率を引き上げ、本市から事業者を支払う額を増額することにより利用者負担を減免する。

・備考：り災証明を審査基準として使用、平成 24 年度より障害児に係る支援の根拠が障害者自立支援法から児童福祉法に変更。平成 25 年度より障害者自立支援法が障害者総合援法に改正。

・負担割合：給付率を引き上げた場合における、引き上げ分は国 10/10 の補助が行われたが、その他は平常時と同様。

■申請期間：平成 24 年 3 月 31 日まで（ただし、やむを得ない事情がある場合は申請を受け付ける）

■適用期間：3 月 11 日から図表 9-2-28 に示した減免期間まで

■実績：減免件数 127 件、減免額 4,211 千

円（平成 28 年 3 月 31 日時点）

なし。

※平成 24 年 3 月 31 日時点から変化

図表 9-2-28 障害福祉サービス利用者負担金の減免

区分	要件	支給割合	減免期間	
第 1 号減免 住宅、家財の損害	損害割合 5/10 以上	100/100	災害の月か ら 12 月	
	損害割合 3/10 以上 5/10 未満	95/100		
第 2 号減免 生計維持者の死亡等	生計維持者の死亡・行方不明	100/100	災害の月か ら 6 月	
	世帯員数	見積所得金額の上限		
第 3 号減免 事業等の休廃止	1 人	1, 859, 000 円		100/100
		2, 101, 000 円		95/100
	2 人	2, 567, 000 円		100/100
		2, 902, 000 円		95/100
	3 人	3, 129, 000 円		100/100
		3, 537, 000 円		95/100
	4 人	3, 680, 000 円		100/100
		4, 160, 000 円		95/100
5 人以上	3, 680, 000 円および 488, 000 円に 4 人を超える人数を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り上げた額）	100/100		
	4, 160, 000 円および 488, 000 円に 4 人を超える人数を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り上げた額）	95/100		
第 4 号減免 農作物の不作等	合計所得金額 125 万円以下かつ見積もり減収割合が 3/10 以上	100/100	災害の月か ら 12 月	
	合計所得金額 125 万円超 250 万円以下かつ見積もり減収割合が 5/10 以上			
	合計所得金額 125 万円超 250 万円以下かつ見積もり減収割合が 3/10 以上 5/10 未満	95/100		
	合計所得金額 250 万円超 500 万円以下かつ見積もり減収割合が 5/10 以上			

（４）特別障害者手当等の特例

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ・対象者：本市に住所を有し、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の

介護を必要とする方

- ・内容：対象者に、政令で定める額を支給する。
特別障害者手当：月額 26, 260 円
障害児福祉手当：月額 14, 280 円
経過的福祉手当：月額 14, 280 円
- ・負担割合：国 3/4、市 1/4

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条、障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令
- ・対象者：所得制限により支給停止になっている受給資格者で、震災により、本人または法に定める親族の住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方
- ・内容：所得による支給停止を解除し手当を支給する。ただし、被災した年の所得について後日再確認を行い、基準額を超えた場合は、支給した手当額は返還となる。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：国3/4、市1/4

■申請期間：3月18日から平成24年3月31日まで

■適用期間：3月分から平成24年7月分まで

■実績（平成24年3月31日現在）：
特例措置適用人数0人

（5）心身障害者扶養共済制度掛金の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市心身障害者扶養共済制度条例
- ・対象者：心身障害者の保護者のうち、本市に住所を有し、加入時において満65歳未満で、特別の疾病または障害がなく、心身障害者扶養保険契約の対象となる健康状態である方
- ・内容：心身障害者1人につき2口まで保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、心身障害者に終身一定額（1口あたり2万円/月）の年金を支給する。
- ・負担割合：加入者の掛金、国・市の負担により運用

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市心身障害者扶養共済制度条例施行規則第七条第五号、仙台市心身障害者扶養共済制度掛金の減免に関する事務取扱要綱
- ・対象者：震災により居住する家屋が全壊または大規模半壊した方
- ・内容：1口の掛金について、世帯区分に応じた減免割合を乗じた額を減免する（2口加入している場合は、掛金の額が低い方の口数が減免対象となる）。

世帯状況	減免割合	
	全壊	大規模半壊
生活保護法による被保護世帯	100/100	100/100
特定中国残留邦人等支援給付受給世帯	100/100	100/100
市町村民税非課税世帯	100/100	100/100
市町村民税所得割非課税世帯	100/100	70/100
上記以外の世帯	70/100	50/100

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市10/10（震災復興特別交付税による措置あり）

■申請期間：4月11日から平成24年3月31日（ただし、り災証明書の発行後2カ月間は申請を受け付ける）

■適用期間：3月分から平成24年7月分まで

■実績（平成24年3月31日現在）：減免人員32人、減免総額1,956千円

（6）養護老人ホーム入所者負担金等の減免

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：老人福祉法、仙台市老人福祉法施行細則
- ・対象者：おおむね65歳以上の方であって、家族や住居の状況等、現在の環境のもとでは自宅で生活することが困難で、本人および本人を扶養している家族の所得が一定以下である方
- ・内容：養護老人ホームへの入所を希望す

る方または入所等の措置が適当と思われる方の養護者もしくは扶養義務者の申請に基づき、福祉事務所長が入所の可否を決定するとともに、措置を受けた方または主たる生計維持者の所得に応じた費用を徴収する。

・負担割合：市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：老人福祉法第二十八条第1項、
仙台市老人福祉法施行規則第六条第4項

・対象者：養護老人ホームの入所者および入所者の扶養義務者のうち、震災による被害を受けた方

・内容：入所者負担金および扶養義務者負担金の全部または一部を減免する。

・負担割合：市 10/10

■申請期間：平成 24 年 3 月 15 日まで

■適用期間：平成 24 年 3 月分まで

■実績：減免人数 22 人（養護老人ホーム措置入所者総数の約 1 割にあたる）、減免総額 969 千円

（7）高齢者生活援助サービス利用料の減免

■平常時の制度概要：

・根拠規定：仙台市高齢者生活援助サービス事業実施要綱

・対象者：75 歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助を必要としており、かつ、市民税非課税世帯の方（介護保険法の要介護者および要支援者、仙台市の他制度によるホームヘルプサービスの利用者を除く。）

・内容：週 1 回、自己負担額 400 円で、1 時間 30 分未満、ホームヘルパーが掃除・洗濯や外出時の援助など日常生活の援助を行う。

・負担割合：市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：仙台市高齢者生活援助サービス事業実施要綱第十二条

・対象者：震災によるり災により、サービ

ス利用料の負担が著しく困難と認められる方

・内容：高齢者生活援助サービス利用料を減免する。

・負担割合：市 10/10

■申請期間：平成 24 年 3 月 10 日まで

■適用期間：3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日利用分まで

■実績：減免人数 8 人（高齢者生活援助サービス利用者総数の約 3%にあたる）

（8）寝具洗濯サービス利用料の減免

■平常時の制度概要：

・根拠規定：仙台市ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱

・対象者：おおむね 65 歳以上のひとり暮らしまたは寝たきりの方で、寝具の衛生管理が困難な方、1、2 級の身体障害者手帳の交付を受けている在宅の身体障害者（視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害によるものを除く。）

・内容：年 3 回まで委託事業者が寝具を受け取り、丸洗いをを行う（主たる生計維持者の市県民税額に応じた費用負担あり）。

・負担割合：市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：仙台市ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱第九条

・対象者：震災によるり災により、サービス利用料の負担が著しく困難と認められる方

・内容：寝具洗濯サービス利用料を減免する。

・負担割合：市 10/10

■申請期間：平成 24 年 3 月 15 日まで

■適用期間：3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日

■実績：減免人数 0 人

(9) 敬老乗車証利用者負担金の免除

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市敬老乗車証条例
- ・対象者：70歳以上の方で、本市の住民基本台帳に記録されている方または外国人登録原票に登録されている方
- ・内容：本市は、次の(1)、(2)のいずれか一方（対象者が選択したもの）を交付する。
 - (1)第1種（10～12月交付時5,000円、1～3月交付時4,000円、4～6月交付時3,000円、7～9月交付時2,000円の自己負担あり（低所得者は交付時期にかかわらず、1,000円）は年間利用額は無制限
 - (2)第2種（自己負担なし）は年間利用額は10,000円まで
- ・負担割合：市10/10

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市敬老乗車証条例附則第2項
- ・対象者：震災で住家に全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた方
- ・内容：敬老乗車証の利用者負担金を免除する。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市10/10

■申請期間：4月1日から平成24年3月30日（ただし、り災証明書の発行後2カ月間は申請を受け付ける）

■適用期間：3月14日から平成24年3月30日までに第1種敬老乗車証の交付を受けた分まで

■実績：21,718件（参考：平成23年度の乗車証発行件数は第1種と第2種を合わせて106,384件）

9. 医療費助成金の過払い

本市では、心身障害者医療費助成制度および母子・父子家庭医療費助成制度の支給対象者に対しては、対象者が医療機関等の窓口で支払った医療費一部自己負担相当額

の全部または一部について償還払いで助成金を支給している。このうち、国民健康保険および社会保険加入者で、東日本大震災被災者に対する一部負担金免除措置を受けていた受給者の一部について、保険者が負担した一部負担金免除分の給付と市が支払った助成金の二重支給が生じ、医療費助成の過払いが起きていることが平成27年度に判明した。平成28年4月以降、対象者に返還請求を行う予定である。

(1) 過払いの内容

①一部負担金が免除となっているが、助成申請書が提出されたために発生した過払い

心身障害者および母子・父子家庭医療費助成制度では、国民健康保険および社会保険加入者への助成について、受給者が医療機関等を通じ提出した助成申請書の内容を市の電算システムに取り込み支給処理を行う。震災による一部負担免除の対象者は、医療機関窓口で免除証を提示すれば一部負担金の支払いが免除される。この場合、助成申請書の提出は必要ないが、受給者に対して周知を行っていなかったため、一部の受給者が従前どおり助成申請書を提出し、さらに医療機関が市に提出したことから、医療助成の支給処理がなされた。このケースの場合、市において確認する仕組みがなく、助成金を支払ったため過払いが生じた。

②一部負担金をいったん支払い、医療費助成を受けた後で一部負担金の還付を受けたため発生した過払い

震災による一部負担金免除は、免除証を後から取得した場合や、やむを得ず提示できなかった場合などについては、いったん窓口で一部負担金を支払った後でも、還付申請により払い戻しを受けることができる。このため、一部負担金をいったん支払い、医療費助成を受けた後で保険者から還付を受けた場合、医療費助成金がさかのぼって過払いとなる。この場合、本来は、医療費

助成金を市に返還しなければならないが、市において確認する仕組みがなく、その返還が行われないままとなっていた。

(2) 対応

①国民健康保険加入者に対する対応

国民健康保険加入の医療費助成金が過払いとなっている受給者に対しては、平成28年4月に文書を送付し、過払いとなっている状況、金額等を説明の上、過払い額について返還を求める手続きを進める予定である。

②社会保険加入者に対する対応

社会保険加入の受給者については、本市で一部負担金免除や医療費の情報がなく、国保加入の受給者と同様の調査ができないことから、平成23年3月以降に社会保険に加入している受給者へ平成28年3月に文書を送付し、過払いを受けた可能性がある場合は、受給者から申出してもらうこととしている。申出があった場合は保険者（健康保険組合等）に照会し、過払いが確認された場合は返還していただく手続きを進める予定である。

③過払い人数、過払い額

次表のとおり

	人数	金額
心身障害者医療費助成制度	615人	24,354,269円
母子・父子家庭医療費助成制度	480人	6,391,727円

④再発防止策

今回の過払いは、従前の障害者、母子・父子家庭への医療費助成の制度がある中で、震災の被災者に対する免除措置が行われたことで生じたものであり、両制度の受給対象となる人に係る事務処理上のリスクを想定できていなかったこと、受給者への周知

ができていなかったことが原因である。

このような臨時的な措置を立ち上げる際は、関連する業務の中で影響が出るものがないか検討し、リスクを洗い出した上でそれを基に本人・関係機関への周知、事前の対象者の突合方法の検討、関係課同士の情報共有などを行い、こうした誤りの防止に努めていかなければならない。

第 10 章 経済の復興

第1節 本市産業の復興に向けた取り組み

1. 本市の経済概況

(1) 事業所数と従業者数

本市の全事業所数（事業内容等不詳を含む）は、53,154事業所で従業者数は、597,651人である。このうち、公務を除く民営に分類される事業所数は、52,523事業所、従業者数は、561,536人である（いずれも平成26年7月1日現在）。

平成21年から平成26年にかけての推移をみると、東日本大震災を経た平成24年には事業所数で-4.2%、従業者数で-3.1%減少している。平成26年には事業所数で7.1%、従業者数で6.0%の増加となった。平成24年から平成26年の増加率は、全国、県に比べ高い増加率となっている。

増)、宿泊業、飲食サービス業で284事業所(4.8%増)の増加となった。従業者数で見ると、医療、福祉が15,112人(31.2%増)、建設業で6,073人(13.1%増)の増加となった(出典は平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査、平成26年経済センサス基礎調査)。

図表 10-1-1 事業所数・従業者数の推移（民営）

		事業所数（事業内容など不詳含む）		
		平成21年	平成24年	平成26年
仙台市	実数値	51,203	49,028	52,523
	前回増減率		-4.2%	7.1%
全国	実数値	6,199,222	5,768,489	5,779,072
	前回増減率		-6.9%	0.2%
宮城県	実数値	111,343	98,190	103,505
	前回増減率		-11.8%	5.4%

		従業者数		
		平成21年	平成24年	平成26年
仙台市	実数値	546,366	529,525	561,536
	前回増減率		-3.1%	6.0%
全国	実数値	58,442,129	55,837,252	57,427,704
	前回増減率		-4.5%	2.8%
宮城県	実数値	1,032,237	955,780	1,010,795
	前回増減率		-7.4%	5.8%

(2) 産業構造

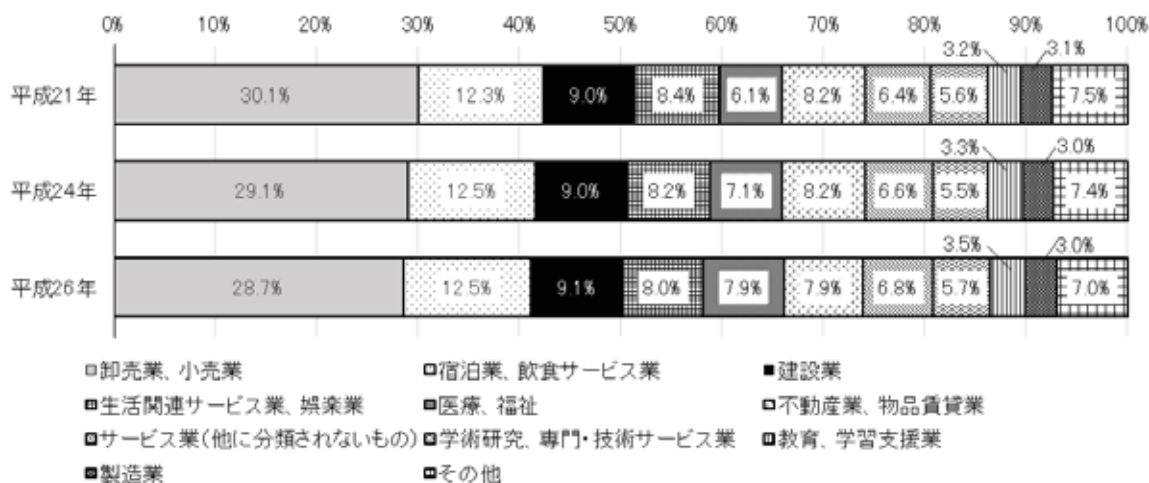
本市の産業構造は、平成26年で卸売・小売業が事業所数で28.7%を占め、次いで宿泊業、飲食サービス業が12.5%、建設業が9.1%となっている。従業者数で見ると、最も多いのが卸売・小売業で24.3%、次いで多いのが医療、福祉で11.3%、サービス業11.2%であった。

平成21年と平成26年を比べると事業所では、医療、福祉で1,006事業所(34.4%

図表 10-1-2 業種別事業所数の推移（民営）

	平成21年		平成24年		平成26年		平成21年→平成26年	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	増減数	増減率
全産業（公務を除く）	48,006	100.0%	45,845	100.0%	49,555	100.0%	1,549	3.2%
農林漁業	62	0.1%	63	0.1%	71	0.1%	9	14.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.0%	11	0.0%	7	0.0%	0	0.0%
建設業	4,342	9.1%	4,122	9.0%	4,486	9.1%	144	3.3%
製造業	1,497	3.1%	1,385	3.0%	1,491	3.0%	-6	-0.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.1%	38	0.1%	34	0.1%	-3	-8.1%
情報通信業	974	2.0%	908	2.0%	894	1.8%	-80	-8.2%
運輸業、郵便業	1,361	2.8%	1,258	2.8%	1,315	2.7%	-46	-3.4%
卸売業、小売業	14,449	30.1%	13,340	29.1%	14,222	28.7%	-227	-1.6%
金融業、保険業	952	2.0%	935	2.0%	964	1.9%	12	1.3%
不動産業、物品賃貸業	3,956	8.2%	3,775	8.2%	3,896	7.9%	-60	-1.5%
学術研究、専門・技術サービス業	2,698	5.6%	2,533	5.5%	2,848	5.7%	150	5.6%
宿泊業、飲食サービス業	5,896	12.3%	5,747	12.6%	6,180	12.5%	284	4.8%
生活関連サービス業、娯楽業	4,039	8.4%	3,758	8.2%	3,957	8.0%	-82	-2.0%
教育、学習支援業	1,526	3.2%	1,529	3.3%	1,710	3.5%	184	12.1%
医療、福祉	2,926	6.1%	3,246	7.1%	3,932	7.9%	1,006	34.4%
複合サービス事業	188	0.4%	166	0.4%	175	0.3%	-13	-6.9%
サービス業（他に分類されないもの）	3,096	6.5%	3,031	6.6%	3,373	6.8%	277	8.9%

図表 10-1-3 業種別事業所数の構成比（民営）

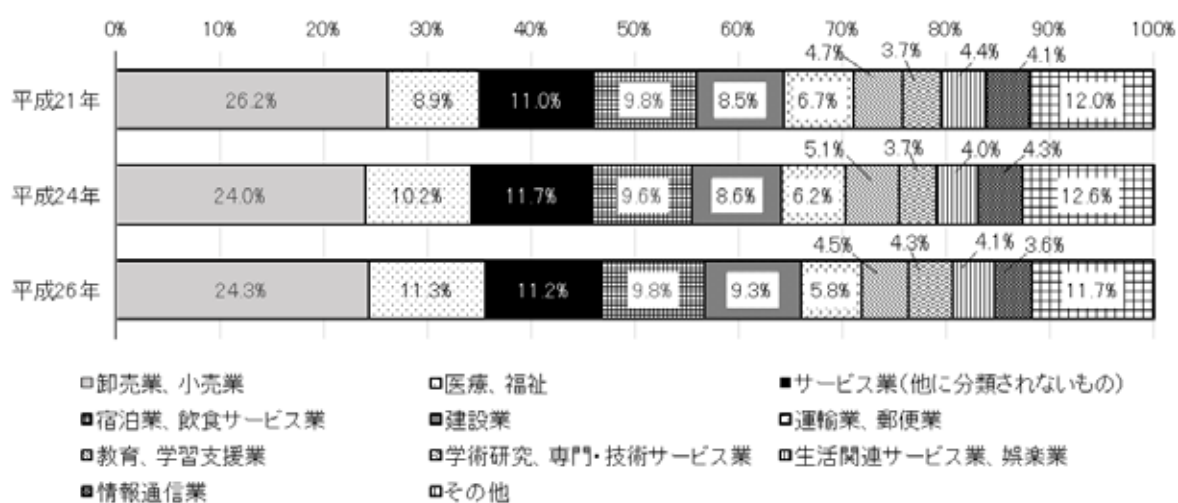


※四捨五入の関係で「その他」の合計値が合わないことがある。

図表 10-1-4 業種別従業者数の推移（民営）

	平成21年		平成24年		平成26年		平成21年→平成26年	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	増減数	増減率
全産業（公務を除く）	546,366	100.0%	529,525	100.0%	561,536	100.0%	15,170	2.8%
農林漁業	497	0.3%	502	0.1%	565	0.5%	68	13.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	28	0.0%	61	0.0%	33	0.0%	5	17.9%
建設業	46,332	8.5%	45,530	8.6%	52,405	9.3%	6,073	13.1%
製造業	21,878	4.0%	21,380	4.0%	19,901	3.5%	-1,977	-9.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	4,011	0.7%	3,683	0.7%	3,591	0.6%	-420	-10.5%
情報通信業	22,537	4.1%	22,677	4.3%	20,040	3.5%	-2,497	-11.1%
運輸業、郵便業	36,815	6.7%	33,042	6.2%	32,742	5.8%	-4,073	-11.1%
卸売業、小売業	143,135	26.2%	127,296	24.0%	136,604	24.3%	-6,531	-4.6%
金融業、保険業	18,457	3.4%	19,376	3.7%	18,397	3.3%	-60	-0.3%
不動産業、物品賃貸業	18,213	3.3%	19,137	3.6%	18,094	3.2%	-119	-0.7%
学術研究、専門・技術サービス業	20,363	3.7%	19,449	3.7%	23,940	4.2%	3,577	17.6%
宿泊業、飲食サービス業	53,603	9.8%	50,873	9.6%	55,221	9.8%	1,618	3.0%
生活関連サービス業、娯楽業	23,957	4.4%	21,275	4.0%	23,105	4.1%	-852	-3.6%
教育、学習支援業	25,624	4.7%	26,797	5.1%	25,106	4.5%	-518	-2.0%
医療、福祉	48,457	8.8%	53,971	10.2%	63,569	11.3%	15,112	31.2%
複合サービス事業	2,291	0.4%	2,621	0.5%	5,200	0.9%	2,909	127.0%
サービス業（他に分類されないもの）	60,168	11.0%	61,855	11.7%	63,023	11.2%	2,855	4.7%

図表 10-1-5 業種別従業者数の構成比（民営）



※四捨五入の関係で「その他」の合計値が合わないことがある。

2. 被害状況と経済回復を目指す取り組み

(1) 商工業の被害

東日本大震災による本市の商工業の被害推計額は、約 2,147 億円、内訳は工業約 1,922 億円、商業約 213 億円、民間福祉施設等約 12 億円であった。

工業は、浸水地域と震度から被害状況を想定し、有形固定資産と製造品在庫額の減失額を被害額として算定した。商業は、浸水地域の卸売業・小売業・飲食業の商店（売り場）について被災状況を想定し、建物被害と手持商品被害を被害額として算定している。民間福祉施設については、特別養護老人ホーム等、被害を受けた施設の被害状況より被害額を推計した。

図表 10-1-6 商工業の被害額

商工業被害推計額	約 2,147 億円
工業	約 1,922 億円
商業	約 213 億円
民間福祉施設等	約 12 億円

(2) 被災直後の対応状況

①「震災関連中小企業合同相談窓口」の設置

東日本大震災により事業活動に支障をきたしている中小企業者の経営等に関する相談にワンストップで対応するため、市内の支援機関・金融機関等の関係機関（本市、公益財団法人仙台市産業振興事業団（当時は財団法人）、仙台商工会議所、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人仙台市健康福祉事業団（当時は財団法人）、宮城県災害復興支援士業連絡会（宮城県社会保険労務士会、宮城県司法書士会、宮城県土地家屋調査士会、仙台弁護士会、宮城県不動産鑑定士協会、東北税理士会））が連携し、合同相談窓口を仙台市情報・産業プラザ5階に設置した。平成23年3月18日から5月31日まで設置し、相談件数は延べ1,275件にのぼった。

相談は、窓口開設当初から想定を上回る相談者が訪れ、相談件数が30件/日を上回る日もあった。震災発生直後に開設され、ワンストップで対応が可能であったことや、マスコミによる開設を知らせる報道があったことで多くの相談者に有効に機能した。

②市内企業への「緊急ヒアリング調査」

震災後、本市では東日本大震災の影響による地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握し、企業に対する効果的な支援策につなげるために、市内の企業、各種団体に対して以下のとおり緊急ヒアリング調査を実施した。

図表 10-1-7 緊急ヒアリング調査実施概要

実施期間	平成23年4月12日～25日
調査対象	市が選定した市内事業所、各種団体等732社（製造業142社、非製造業590社）
調査方法	電話または直接面談による聞き取り（一部自記回答依頼による）
調査内容	建物被害/設備被害/人的被害（従業員）/商品・製品等被害/復旧の目処/生産、営業活動の現況/今困っていること/その他要望、意見等
有効回答	732件

この調査によると、建物被害があった事業所は439事業所（60.0%）、商品・製品等被害があった事業所は289事業所（42.5%）であった。また、震災直後に「営業・操業停止（現在は通常営業を含む）」をした事業所は、531事業所（72.6%）であった。「今困っていること」に対しては、478事業所から644件の回答（複数回答含む）が得られ、「売上・受注の停滞、不振」が163件と最も多く、「インフラ・ライフラインの復旧の遅れ（ガソリン不足含む）」が92件、「資

金繰り・金融難」が88件、「原材料・仕入れ製(商)品の高騰」が73件、「風評被害」が29件などとなった。

また、「その他要望、意見」に関しては378事業所から461件の回答(複数回答含む)が得られ、大まかに分類すると「資金援助、融資、税負担軽減」にすることが116件、「自粛傾向・風評被害の打破」にすることが62件、「行政からの情報提供」にすることが57件などとなった。

③仙台経済の回復を目指す当面の取り組み(4つの柱と16の集中経済施策)

上記の「緊急ヒアリング調査」の結果、今回の震災では、直接建物や設備に甚大な被害を受けた企業のみならず、取引先の営業停止等による需要の減少といった間接的な被害により、営業活動や資金繰りに深刻な影響を受けている企業が数多く発生したことが明らかとなった。また、風評被害や旅行マインドの低下による交流人口の減少という問題も見えてきた。

そこで、本市においては、平成23年6月に「中小企業等の事業再生支援」、「交流人口の回復」、「営農再開支援」、「雇用の創出」の4つの政策を柱に据え、東日本大震災からの仙台経済の回復を目指す集中経済施策を発表した。集中経済施策の事業費は全体で86億6千万円であり、平成23年度当初予算を一部組み換え、震災対応向けに再編成したものである。

図表 10-1-8 4つの柱と16の集中経済施策

I. 企業経営を支え、事業の再生を応援します
施策1 3年間返済猶予の災害関連融資制度の創設
施策2 製造業施設の現地復旧に対する補助制度の創設
施策3 事業所を失くした事業者へのオフィス等の無償提供
施策4 事業創出・拡大に向けた取り組みへの支援
II. 賑わいの創出により、観光業・小売業などを支援します
施策5 東北の夏祭りの集結イベント「六魂祭」の開催
施策6 伊達武将隊による全国観光キャラバン等の実施
施策7 地元お勧めのギフト商品の販促キャンペーンの展開
施策8 商店街等の賑わいイベントに対する補助制度の拡充
施策9 国際コンベンションの誘致
III. 仙台の農業と市民の食を支えるため、早期営農再開を支援します
施策10 早期営農に向けた農地の復旧・再構築
施策11 本格営農再開までの当面の支援
施策12 本格営農再開への支援と流通支援
IV. 緊急の雇用対策により、市民の生活基盤を守ります
施策13 被災者に対する緊急的な雇用の場の創出
施策14 復興需要の地元企業への還元を通じた雇用の場の確保
施策15 企業立地助成金の雇用加算要件の緩和による新規雇用の促進
施策16 即戦力型の人材育成によるミスマッチの解消

④震災復興支援に向けたアンケート調査

震災の影響による地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握し、企業等に対する効果的な支援策につなげるため、平成23年7月に「震災復興支援に向けたアンケート調査」を実施した。このアンケート調査は、経済センサ

ス調査結果名簿（平成 21 年および平成 24 年）から、業種や規模別に無作為に抽出した市内事業所 1,000 カ所を対象としたもので、平成 26 年度まで半期に 1 度実施した（調査は郵送配布・郵送回収による）。

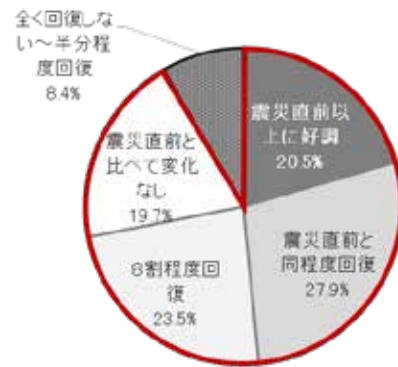
図表 10-1-9 震災復興支援に向けたアンケート調査実施概要一覧

	調査実施期間	有効回答件数・率
第 1 回	H23. 7. 19～H23. 8. 5	661 件 (66.1%)
第 2 回	H23. 12. 20～H24. 1. 18	617 件 (61.7%)
第 3 回	H24. 6. 29～H24. 7. 25	679 件 (67.9%)
第 4 回	H24. 12. 19～H25. 1. 18	661 件 (66.1%)
第 5 回	H25. 6. 28～H25. 7. 17	765 件 (76.5%)
第 6 回	H25. 12. 20～H26. 1. 17	722 件 (72.2%)
第 7 回	H26. 7. 18～H26. 8. 8	759 件 (75.9%)
第 8 回	H26. 12. 19～H27. 1. 16	730 件 (73.0%)

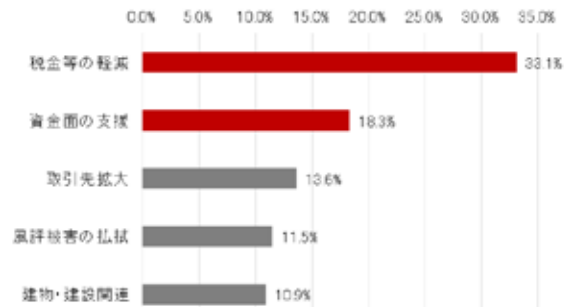
この調査によると、平成 26 年度（第 8 回調査）には、91.6%の事業所が震災直前と比べて受注量・売上が「8割以上回復（変化なし含む）」と回答している。

また、復旧・復興を促進するための必要な支援策については、平成 23 年度の調査では、「税金等の軽減」、「資金面の支援」等財政的な支援を必要としていたのに対し、平成 26 年度の調査では、「人材確保」や「取引先の拡大」に対する支援が必要となっている。

図表 10-1-10 震災時からの受注量・売上の状況（第 8 回震災復興支援に向けたアンケート調査）



図表 10-1-11 復旧・復興にあたって必要な支援（第 1 回アンケート調査）



（第 8 回アンケート調査）



3. 震災後の経済復興のプランづくり

本市では、震災直後に市内企業への緊急ヒアリングを通して明らかになった課題に対する緊急施策として平成 23 年 6 月に「仙台経済の回復を目指す当面の取り組み（4 つの柱と 16 の集中経済施策）」に着手した。この後、市内企業へのアンケート調査を踏まえ、平成 24 年 2 月に「仙台経済ステップアッププラン 2012」を、平成 25 年 2 月に

は「仙台経済ステップアッププラン 2013」を策定した。平成 26 年 2 月には復興後を見据えた地域産業振興の施策をまとめた「仙台経済成長デザイン」（計画期間平成 25 年度から平成 29 年度）を策定した。

震災後の 3 年間は、ヒアリングやアンケート調査を実施し、市内企業の被災・復旧の状況を踏まえながら予算措置と紐づく年次計画とした。この後、平成 25 年度を含む平成 29 年度にかけては、震災復興後を見据えた地域産業の振興に向けた中長期的なプランとして策定している。

（1）仙台経済ステップアッププラン 2012

「仙台経済ステップアッププラン 2012」は、平成 24 年度を震災復興計画における仙台経済発展プロジェクトの本格的な展開を迎えるべき時と位置づけ、総事業費約 100 億円、118 の事業からなるものとなっている。

図表 10-1-12 仙台経済ステップアッププラン 2012

I. 事業拡大！！（337 百万円）
プログラム① 集中販路拡大プログラム <input type="checkbox"/> 地域企業ビジネスマッチングセンターの創設 <input type="checkbox"/> 震災復興販路拡大支援 ほか、国際経済交流事業 プログラム② 競争力強化・起業促進プログラム <input type="checkbox"/> 東北復興創業スクエア <input type="checkbox"/> 地域ビジネス創出支援 ほか、ものづくり関連産業復旧・復興支援、ものづくり中小企業支援補助金、御用聞き型企業訪問等 12 事業
II. にぎわい創出！！（2,755 百万円）
プログラム③ 東北復興交流パークプログラム <input type="checkbox"/> 東北復興交流パーク ほか、中心部商店街将来ビジョン推進事業 プログラム④ 商店街にぎわい創出プログラム <input type="checkbox"/> 商店街震災復興対策 <input type="checkbox"/> 名掛丁エスカレーター整備

ほか、空き店舗活用による地産地消費及啓発事業、商店街等支援助成事業等 4 事業 プログラム⑤ ミュージアム観光魅力創出プログラム <input type="checkbox"/> DC（仙台・宮城「伊達な旅」春キャンペーン） <input type="checkbox"/> ミュージアム連携 <input type="checkbox"/> 秋保作並誘客支援 <input type="checkbox"/> 海外プロモーション ほか、武将隊による観光復興推進、プロスポーツチーム連携観光PR推進、三大祭り開催支援、動物公園整備等 35 事業 プログラム⑥ 国際コンベンション都市強力推進プログラム <input type="checkbox"/> 国際コンベンション誘致強化 <input type="checkbox"/> 仙台商業高等学校跡地利活用の推進 <input type="checkbox"/> 日本女性会議 2012 仙台の開催 ほか、海外への情報発信

III. 未来開拓！！（1,400 百万円）

プログラム⑦ 農と食のフロンティアプログラム <input type="checkbox"/> 農と食のフロンティア創造推進事業 <input type="checkbox"/> 農地利用集積事業 ほか、地産地消推進事業等 4 事業 プログラム⑧ 次世代エネルギー活用プログラム <input type="checkbox"/> 次世代エネルギー産業立地調査 <input type="checkbox"/> エコモデルタウン調査 ほか、避難所等への防災対応型太陽光発電システム整備、荒井東地区土地区画整理等 7 事業 プログラム⑨ 知的産業育成プログラム <input type="checkbox"/> 情報産業支援 ほか、クリエイティブクラスター創成事業、仙台フィンランド健康福祉センター事業、仙台MEMS産業クラスター創成事業等 5 事業

IV. 足腰強化！！（5,708 百万円）

プログラム⑩ 企業・農業再生プログラム <input type="checkbox"/> 中小企業利子等補給 <input type="checkbox"/> 企業等支援情報発信 ほか、被災農家経営再開支援事業、農業用機械施設等整備費補助金、中央卸売市場運営管理、深沼漁港海岸保全施設復旧事業等 12 事業 プログラム⑪ 「買い物弱者」支援プログラム <input type="checkbox"/> 買い物弱者支援モデル事業
--

<p>プログラム⑫ 雇用拡大・ミスマッチ解消プログラム</p> <p>□雇用拡大</p> <p>□ミスマッチ解消プログラム</p> <p>ほか、キャリア・コンサルティング事業、高校生就職支援事業等 7 事業</p>

(2) 仙台経済ステップアッププラン 2013

「仙台経済ステップアッププラン 2013」は、平成 25 年度を震災復興計画に掲げる仙台経済発展プロジェクトをさらに加速させ、復興後の本市経済の輪郭を形作る時期と位置づけ、総事業費約 150 億円、126 の事業からなるものとなっている。

図表 10-1-13 仙台経済ステップアッププラン 2013

I. 事業拡大！！ (328 百万円)
<p>プログラム①集中販路拡大プログラム</p> <p>□販路拡大支援 等全 3 事業</p> <p>プログラム②競争力強化・起業促進プログラム</p> <p>□東北復興創業スクエア事業</p> <p>□ものづくり関連産業復旧・復興支援等全 14 事業</p>
II. にぎわい創出！！ (2,708 百万円)
<p>プログラム③東北復興交流パークプログラム</p> <p>□東北復興交流パーク 等全 2 事業</p> <p>プログラム④商店街にぎわい創出プログラム</p> <p>□商店街震災復興対策 等全 4 事業</p> <p>プログラム⑤プロモーション推進プログラム</p> <p>□DC 事業（仙台・宮城デスティネーションキャンペーン）</p> <p>□食（伊達美味）の魅力発信事業</p> <p>□外国人観光客誘客プロモーション 等全 10 事業</p> <p>プログラム⑥観光資源活用プログラム</p> <p>□秋保作並温泉観光振興事業</p> <p>□観光資源発掘発信事業</p> <p>□東西線駅の魅力創出・沿線イベント促進検討調査 等全 19 事業</p> <p>プログラム⑦ミュージアム観光推進プログラム</p> <p>□ミュージアム連携</p> <p>□仙台国際音楽コンクール開催 等全 10 事業</p>

<p>プログラム⑧国際コンベンション都市促進プログラム</p> <p>□コンベンション誘致推進・開催支援</p> <p>□(仮称)国際センター駅周辺コンベンション施設整備</p> <p>□国連防災世界会議誘致・開催準備 等全 9 事業</p>

III. 未来開拓！！ (3,009 百万円)

<p>プログラム⑨農と食のフロンティアプログラム</p> <p>□農と食のフロンティア創造推進</p> <p>□農商工連携推進</p> <p>□水田農業活性化事業 等全 6 事業</p> <p>プログラム⑩次世代エネルギー活用プログラム</p> <p>□避難所等への防災対応型太陽光発電システム整備</p> <p>□次世代エネルギー産業拠点整備 等全 9 事業</p> <p>プログラム⑪知的産業育成プログラム</p> <p>□仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクト推進 等全 4 事業</p> <p>プログラム⑫クリエイティブ連携促進プログラム</p> <p>□クリエイティブクラスター創成</p> <p>□伝統産業高付加価値化支援事業 等全 4 事業</p>
--

IV. 足腰強化！！ (9,006 百万円)

<p>プログラム⑬企業・農業再生プログラム</p> <p>□中小企業利子等補給</p> <p>□農業用機械施設等整備費補助金</p> <p>□被災企業事業再開支援事業 等全 15 事業</p> <p>プログラム⑭買い物支援プログラム</p> <p>□商店街連携買い物支援モデル事業</p> <p>プログラム⑮雇用拡大・ミスマッチ解消プログラム</p> <p>□雇用拡大</p> <p>□ミスマッチ解消 等全 16 事業</p>

(3) 仙台経済成長デザイン

仙台経済成長デザインは、平成 27 年度までを計画期間とする仙台市震災復興計画の半ばを過ぎた段階で、復興後を見据えた地域産業の振興に向けた取り組みをまとめたものである。平成 25 年度から平成 29 年度にかけての仙台経済の新たな成長に向けた戦略デザインを描いたもので、仙台経済の量的拡大だけでなく、質的拡大を重視し、仙台経済の成長を確固たるものとしようと

したものである。この中では、数値目標として平成29年までに「新規開業率日本一」、「年間観光客入込数2,300万人」、「累積新規雇用10万人」、「年間農業販売額100億円」の4つを掲げていることを特徴としている。

図表 10-1-14 仙台経済成長デザイン

<p>仙台経済の新たな成長モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業を中心とした産業の基礎力強化による成長 ・ イノベーションによる成長 ・ まちづくりを活かした成長と東北の成長による仙台経済の成長維持
<p>4つの数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年までに「新規開業率日本一」 ・ 平成29年までに「年間観光客入込数2,300万人」 ・ 平成25年から平成29年までに「累積新規雇用10万人」 ・ 平成29年までに「年間農業販売額100億円」
<p>9つの戦略プロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チャレンジ中小企業 <ol style="list-style-type: none"> ①イノベーション ②マーケットの開拓・拡大 ③まちづくりとの連携 ④足腰強化 2. スタートアップ・センダイ <ol style="list-style-type: none"> ①成長ステージに合わせた支援 ②起業支援ネットワークの確立 ③起業家応援団の発足 3. ウェルカム！仙台・東北 <ol style="list-style-type: none"> ①国内からの誘客 ②海外からの誘客 ③コンベンションによる誘客 4. ウーマノミクス <ol style="list-style-type: none"> ①女性のロールモデル発掘・育成 ②女性起業応援 ③働く場における女性活躍支援 ④女性の社会進出に伴う新ビジネスの創業支援 5. インベスト・センダイ <ol style="list-style-type: none"> ①知的資源の発掘・活用 ②人材の育成 ③震災を契機とした取り組み 6. テクノロジー都市・仙台 <ol style="list-style-type: none"> ①大企業と中小企業が協力する水平的イノベーション ②生産性の向上などを目指す段階的イノベーション ③全く新しい製品の開発など刷新的イノベーション

7. クール・センダイ
 - ①クリエイティブ産業と他産業の融合・連携
 - ②地域資源の発掘とマーケットの創出
 - ③都市のポテンシャルを活かした産業の創出
8. 仙台農業・地域創造産業化
 - ①生産基盤の確保と農地の有効利用
 - ②多様な農業経営体の育成
 - ③農業所得の向上
 - ④多面的機能の維持・発揮
9. まちづくり駆動型ビジネス
 - ①新規事業のための創業支援
 - ②事業成長のための販売促進等の支援
 - ③事業拡大のための販路開拓等の支援

（4）仙台市中小企業活性化条例

震災後、中小企業を取り巻く環境が、少子高齢化や人口減少などにより厳しさを増すなか、本市が将来にわたって持続的に発展し、東北をけん引し続けるためには、仙台経済の中枢を成す中小企業の活性化を図ることが不可欠であるという認識の下、経済界・有識者等からも意見を聞きながら条例の検討を進めた。また、市民の条例への理解を深めるため平成26年10月には中小企業活性化シンポジウムを開催した。平成27年4月1日に施行した条例では、市、企業者、中小企業振興団体等の役割を明確化するとともに、本市中小企業の活性化に関する基本方針や今後の施策展開等について調査審議を行う中小企業活性化会議の設置などを定め、地域が一体となって中小企業の活性化に取り組むこととしている。

4. 経済復興の取り組み

（1）販路開拓に向けた取り組み

東日本大震災では、多くの企業が販路を失い、経済復興に向けては、販路開拓が大きな課題となった。このため、本市においては震災直後から販路開拓に向けた取り組みを行ってきた。

①展示会への出展

本市を中心として東北の企業のさまざまな商品の販路拡大の取り組みとして、震災

直後から仙台市産業振興事業団が中心となって、展示会等の主催や首都圏等で開催する展示会への出展支援を行った。

震災後の平成23年5月には、アンテナショップのある東京・池袋にてイベントを開催したり、12月には京都市で開催するイベントに参加したりする等、震災直後から積極的に出展した。平成24年度には、震災から復興する企業の姿をアピールする意味も込めて、本市に東北6県から企業を呼んだイベント（「震災復興！エネルギー企業フェア2012」）を開催するなどした。本市は、東北最大の商都であり、東北の経済復興という責任も担っていることから、対象を東北6県としたイベント出展も実施した。

図表 10-1-15 震災後に参加した主な展示会

展示会名	開催月日
みやぎふるさと特産品販売会【主催】	H23. 5. 30～ 6. 5 H23. 6. 27～ 7. 3
仙台あおばスイーツ「デビュー！チャリティマーケット」	H23. 11. 3～ 11. 6
SENDAI PAVILION in 中小企業総合展 2011【主催】	H23. 11. 9～ 11. 11
仙台エネルギーショップ商店フェア【主催】	H23. 12. 2～ 12. 4
東日本大震災復興支援特別企画～手を繋ごう、杜の都と京の都～	H23. 12. 8
エコプロダクツ 2011	H23. 12. 15～ 12. 17
仙台あおばスイーツ「バレンタインマーケット」【主催】	H24. 2. 10～ 2. 14
中小企業加工技術展示商談会	H24. 6. 8
テクノトランスファー 2012	H24. 7. 11～ 7. 13

国際フロンティア産業メッセ 2012	H24. 9. 6～ 9. 7
国際福祉機器展 H.C.R. 2012	H24. 9. 26～ 9. 28
中小企業テクノフェア in 北九州 2012	H24. 10. 11～ 10. 13
中信ビジネスフェア 2012	H24. 10. 17～ 10. 18
震災復興！エネルギー企業フェア 2012【主催】	H24. 11. 28
エコプロダクツ 2012	H24. 12. 13～ 12. 15
川崎国際環境技術展 2013	H25. 2. 1～ 2. 2
京都ビジネス交流フェア 2013	H25. 2. 21～ 2. 22
仙台あおばスイーツ 2013 EARLY SUMMER MARKET【主催】	H25. 5. 18～ 5. 19
国際フロンティア産業メッセ 2013	H25. 9. 5～ 9. 6
仙台あおばスイーツ +cafe&jazz! 2013 オータムマーケット【主催】	H25. 9. 7～ 9. 8
国際福祉機器展 H.C.R. 2013	H25. 9. 18～ 9. 20
中信ビジネスフェア 2013	H25. 10. 17～ 10. 18
中小企業総合展 東京 2013-2014	H25. 10. 30～ 11. 1
メッセナゴヤ 2013	H25. 11. 13～ 11. 16
地域産品発掘フェア【主催】	H25. 12. 4
エコプロダクツ 2013	H25. 12. 12～ 12. 14
仙台あおばスイーツホワイต์デーマーケット【主催】	H26. 3. 12～ 3. 14
仙台あおばスイーツ 2014 EARLY SUMMER MARKET	H26. 5. 17～ 5. 18

展示会名	開催日
国際福祉機器展 H.C.R. 2014	H26. 10. 1～ 10. 3
中信ビジネスフェア 2014	H26. 10. 15～ 10. 16
コラボさいたま 2014	H26. 11. 7～ 11. 9
エコプロダクツ 2014	H26. 12. 11～ 12. 13
仙台あおばスイーツ 2015 EARLY SUMMER MARKET	H27. 5. 16～ 5. 17
宮城ふるさとプラザ	H27. 9. 23～ 9. 29
第 18 回関西機械要素技術 展	H27. 10. 7～ 10. 9
国際福祉機器展 H.C.R. 2015	H27. 10. 7～ 10. 9
新価値創造展 2015	H27. 11. 18～ 11. 20
震災復興！地域産品発掘 フェア 2015	H27. 12. 2
FOOD TABLE in JAPAN2016	H28. 2. 10～ 2. 12

②東北復興ビジネスマッチングセンター

被災企業が直面している販路の回復・拡大等の課題に対応するため、平成 24 年 6 月 5 日に仙台市産業振興事業団内に、「東北復興ビジネスマッチングセンター」を開設した(当センターは平成 26 年度までの開設)。ここでは、東北全域の企業の製品・サービスを首都圏等の企業に対して売り込みを行う専任スタッフを配置し、ビジネスマッチングの促進を図る取り組みを実施した。既存の商品・サービスがそのままでは売れにくい場合には、専任スタッフ等の支援によって改良を加えるなどし、ビジネスマッチングの案件成立を目指すものである。

この取り組みは、市内の企業のみを対象とするものではなく、東北全域の企業を対象とすることで本市のみならず東北全体の

復興を目指した。また、営業のノウハウを持つ民間企業出身の専任スタッフを配置することで、ビジネスマッチングのためのノウハウや知見、ネットワークを活かす取り組みとした。企業の商品力を強化し、ビジネスマッチングに向けた支援を行うことで、新たな販路拡大を図っていくものである。

この取り組みは 3 年間で 100 件以上のマッチングを果たすことができた。当初は、食品・工芸品・工業品・ソフトウェアと幅広い商品・サービスを対象としてビジネスマッチングの支援を行っていたが、事業を進めるにつれ、より成約の成果の早い、食品に対して集中的に支援を行うことで、地域の一次産業への波及効果が得られ、効果的な支援とすることができた。

③都市間連携販路開拓支援事業

平成 23 年 12 月に京都市と連携して、「東日本大震災復興支援特別企画～手を繋ごう、杜の都と京の都～」を京都市において開催した。これを契機として、平成 24 年以降、仙台地域で生み出された優れた技術・製品等を他都市へ紹介し、販路開拓やビジネスパートナーとのマッチングを促進するために、都市間連携販路開拓支援事業を実施した。この取り組みは、東京都、川崎市、京都市、神戸市、北九州市において開催された展示会へ地域の企業とともに出展し、広域的にビジネスマッチングの機会創出を図るものである。各地域の産業支援機関(川崎市、京都市、神戸市、北九州市)やコーディネーターと連携しながら、地域企業とのビジネスマッチングを効果的に推進することができ、全国的な販路開拓につながった。また、本市において実施している御用聞き型企業訪問事業(本節 4.(3)①参照)を活用し、地域連携フェロー(御用聞き型企業訪問事業で本市が委嘱する大学教授)が他地域の企業等を訪問し、ビジネスマッチングや産学連携の取り組みを広域的に実施した。

(2) 被災企業支援および企業立地に向けた取り組み

①復興特区

ア. 民間投資促進特区

復興特区制度では、国の認定を受けた復興推進計画に定める復興産業集積区域において、建物・設備への投資や雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者に対し、税制上の特例措置を適用することができる。事業者は、復興推進事業の実施について、復興推進計画を定めた地方公共団体の指定を受けることで、これらの特例措置を受けることが可能となる。また、この制度は、当初、適用期間が平成28年3月31日までの予定だったものが、平成28年度税制改正により5年間延長され、平成33年3月31日までとなっている。この制度に基づき、本市では「民間投資促進特区（ものづくり産業）」（平成24年1月27日付け県および県内34市町村の共同申請、平成24年2月9日付け認定）と「民間投資促進特区（情報サービス関連産業）」（平成24年4月25日付け県および県内17市町村の共同申請、平成24年6月12日付け認定）の申請を行い、それぞれ認定を受けた。

本市では企業立地促進助成金などの支援策とともに、集積区域内の事業者に対する案内を行い、制度の活用に向けた周知に努めている。

平成28年3月末時点の実績は、ものづくり産業における指定事業者が108社、135件（特別償却/税額控除が70件、法人税特別控除が59件、研究開発税制が6件、新規立地促進税制が0件）、情報サービス関連産業における指定事業者が、82社、86件（特別償却/税額控除が6件、法人税特別控除78件、研究開発税制が2件、新規立地促進税制が0件）である。この制度は、既存立地企業にも適用されるものであり（東日本大震災復興特別区域法（以下、「復興特区法」という。）第四十条に基づく新規立地促進税制については新規立地企業のみへの適用）、

市税条例の改正により同時期に設けられた固定資産税・都市計画税の免除措置等とあわせて、多くの事業者を活用されている。

図表 10-1-16 復興特区の税制上の特例措置

国税の特例	
特別償却/税額控除（復興特区法第三十七条）	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除を受けることができる特例。
法人税特別控除（復興特区法第三十八条）	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%（平成31年4月1日以降に指定を受けた指定事業者については7%）を税額控除できる特例（指定を受けた日から5年間。税額控除は法人税額の20%が限度）
研究開発税制の特例（復興特区法第三十九条）	開発研究用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができる特例。
新規立地促進税制（復興特区法第四十条）	復興産業集積区域に新設された法人が、指定後5年間無税となる特例。
地方税の特例	
課税免除	施設または設備の新設または増設をした場合に、県税（事業税、不動産取得税）、市税（固定資産税、都市計画税）が免除となる特例。

**図表 10-1-17 民間投資促進特区の
目標と対象**

民間投資促進特区（ものづくり産業）	
目 標	自動車関連産業や高度電子機械産業など、ものづくりを中心とした産業の集積・振興により、地域経済の復興と雇用の確保を目指す。
対 象 業 種	自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業
対 象 区 域	仙台港周辺など7区域
民間投資促進特区（情報サービス関連産業）	
目 標	ソフトウェア業やコールセンターなど情報サービス関連産業の集積・振興により、地域経済の復興と雇用の確保を目指す。
対 象 業 種	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター、BPOオフィス、データセンター、設計開発関連業、デジタルコンテンツ関連業
対 象 区 域	中心市街地など7区域

イ. 仙台港背後地交流推進特区

本市では、平成 25 年 3 月 29 日付けで「仙台港背後地交流推進特区」に関する復興推進計画の申請を行い、平成 25 年 4 月 12 日に復興庁より認定を受けた。

仙台港背後地の高砂中央公園の整備および従来から立地している大型商業施設との連携を図るとともに、水族館と集客・交流の面で相乗効果のある関連業種を集積させることで被災沿岸地域の交流人口の回復・拡大につなげようとしたものである。この制度を活用することで、対象区域に立地する、水族館を中心とした集客・交流関連業者（水族館、飲食料点小売業、飲食店等）

が税制上の特例措置を受けられる。この復興特区制度を活用して、平成 27 年 7 月 1 日に仙台うみの杜水族館がオープンした。

**図表 10-1-18 仙台港背後地交流推進特区の
目標と対象**

仙台港背後地交流推進特区	
目 標	大型の商業施設や展示施設が従来から立地している仙台港背後地において、その集客・交流拠点としての魅力を高め、集客・交流産業の集積の形成および活性化を図り、雇用機会の確保を目指す。
対 象 業 種	水族館を中心とした集客・交流関連業種（水族館、飲食店、飲食料点小売業、その他の小売業（みやげ品を扱うもの））
対 象 区 域	高砂中央公園整備区域

ウ. 利子補給金

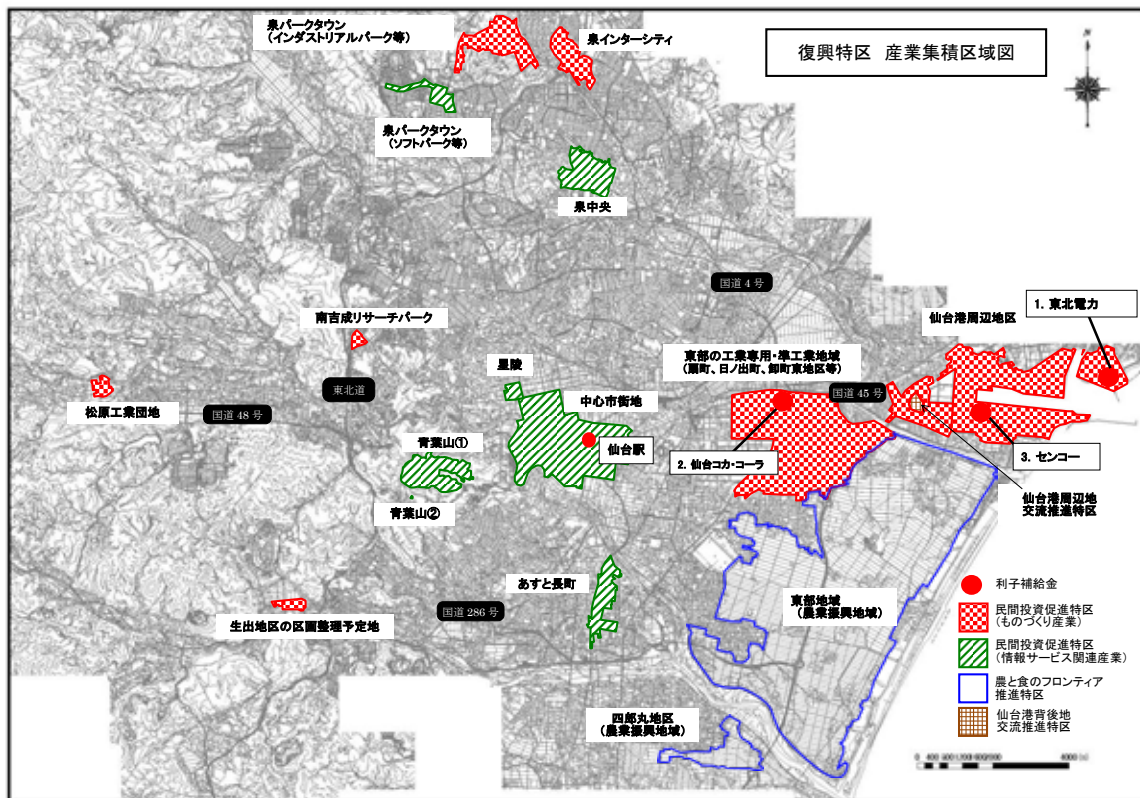
利子補給金制度は、復興特区法第四十四条に基づくもので、復興推進計画を実施する上で、中核となる事業に必要となる資金の融資に対して、国から金融機関に利子補給金（利子補給率 0.7%以内、期間：金融機関が事業者に最初に貸し付けた日から起算して5年間）を支給することで、被災地の復興を後押ししようというものである。

本市では、これまでに3件の案件に対して認定を受けている。

図表 10-1-19 本市の復興特区利子補給事業

1	対象企業	仙台コカ・コーラボトリング(株)
	内 容	物流拠点施設整備(宮城野区扇町)
	認 定 日	平成 25 年 2 月 22 日認定
2	対象企業	センコー(株)
	内 容	物流拠点施設整備(宮城野区港)
3	対象企業	東北電力(株)
	内 容	エネルギー供給拠点整備(宮城野区港)
	認 定 日	平成 27 年 1 月 15 日認定

図表 10-1-20 復興特区 産業集積区域図



②中小企業への融資等制度

本市では、市内企業の東日本大震災からの早期復旧と事業の再建を支援する制度として震災以降、各種融資制度を創設した。

ア. 仙台市中小企業融資制度に対する利子・保証料の補給

本市では、東日本大震災で罹災した中小企業者が本市の融資制度の対象となる資金を利用した場合、事業者が支払った利子および保証料を融資実行から3年間を限度に補給した。

また、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金（マル経融資）震災対応特枠を利用した小規模事業者に対し、仙台商工会議所およびみやぎ仙台商工会が、当該融資に係る利子を3年間を限度に全額補給し、その費用を本市が補助した。

本市では、これら直接的、間接的な財政面での支援を通じて中小企業の経営再建を支えた。それぞれ、平成23年3月12日融資実行分より補給の対象としており、実績は以下のとおりである。

図表 10-1-21 利子・保証料補給金交付の実績

年度	利子補給金 交付額	保証料補給金 交付額
平成23年度	177,083千円	317,756千円
平成24年度	427,550千円	56,253千円
平成25年度	399,617千円	17,666千円
平成26年度	242,265千円	11,717千円
平成27年度	52,266千円	7,330千円
計	1,298,781千円	410,722千円

イ. 東日本大震災法の認定（震災緊急保証）

震災緊急保証は、東日本大震災の影響によって経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するために、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下、「東日本大震災法」という。）第二百二十八条第1項第一号」に規定す

る要件に該当し、市長の認定を受けると、通常の保証枠、セーフティネット保証（経営安定関連保証）枠に加え、東日本大震災緊急保証枠（無担保8,000万円、有担保2億円）が利用できるものである。この制度は、平成23年5月から開始された。

認定要件は、東日本大震災発生前から特定被災区域内において継続して事業を営んでおり、本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地が本市にある中小企業者で、震災の影響により直近3カ月間の売上高が、震災の影響を受ける直前の同期に比べて10%以上減少していることである。

平成28年3月31日現在、認定申請の受け付けを継続している。

図表 10-1-22 東日本大震災法の認定実績

年度	件数
平成24年度	78件
平成25年度	31件
平成26年度	8件
平成27年度	3件
計	120件

ウ. 経済変動対策資金（東日本大震災関連）

経済変動対策資金（東日本大震災関連）は、中小企業者や個人事業者のうち、激甚災害の指定を受けた災害の被害を受けた方や、東日本大震災法第二百二十八条第1項第一号の認定（前述の震災緊急保証と同様の認定）を受けた方を対象とした制度で平成23年5月から開始した運転資金や設備資金に対して、限度額5,000万円、利率1.3%の融資ができ、また、前記の利子保証料補給の対象としたため、震災直後から多くの事業者を利用された。利用実績は以下のとおりである。

図表 10-1-23 経済変動対策資金（東日本大震災関連）の融資実績

年度	件数	融資額
平成 23 年度	1,542 件	29,873,492 千円
平成 24 年度	437 件	6,232,955 千円
平成 25 年度	118 件	1,394,723 千円
平成 26 年度	24 件	302,798 千円
平成 27 年度	17 件	201,106 千円
計	2,138 件	38,005,074 千円

③東北大学情報知能システム研究センターによる復興支援

東北大学情報知能システム研究センター（IIS (Intelligent Information System) 研究センター）は、震災以前の平成 22 年 2 月に企業支援・誘致施策として本市が運営費用（特任教授・スタッフ等の専任職員の雇用や活動費用）を負担し、設立した組織である。このセンターは、東北大学大学院工学研究科に設置された産学官連携支援拠点であり、工学研究科・情報科学研究科・医工学研究科・電気通信研究所に属する電気・情報系の約 80 研究室が持つ研究シーズの企業への展開や企業ニーズとのマッチング・コーディネートによる研究開発支援を目的としている。民間企業出身の 3 名の特任教授が企業目線で能動的に企業と対応し、企業ニーズの具体化・絞り込みから関わることにより、産学官連携による研究開発や技術の実用化・事業化を支援している。

また、東北大学 IIS 研究センターでは、震災後、「IT ペアリング復興事業」を実施している。この事業は、東北大学 IIS 研究センターのマッチング・コーディネートのノウハウを活かし、市内の IT 企業、被災地域のさまざまな事業者（製造業、水産業、農業等）と東北大学の研究シーズを結び付け、市内の IT 企業の活性化と、被災地産業の復旧・復興を実現しようという戦略的な取り組みである。東北大学 IIS 研究センターは、被災地域のニーズをくみ取

り、意見交換を重ね、関係者間の連携支援・体制構築や補助金等の申請支援等を行っている。

東北大学 IIS 研究センターは、設立時には平成 24 年度まで本市が支援する予定であったが、震災によって平成 27 年度まで延長することとなり、その後、IT ペアリング復興事業などの成果を上げていることから平成 33 年度までの支援事業継続を予定している。

図表 10-1-24 IT ペアリング復興事業の成果例

○気仙沼魚市場の IT 化支援

東北大学 IIS 研究センターでは、この度の震災で他の地域同様に大きな被害を受けた気仙沼漁業協同組合、気仙沼市魚市場、水産加工事業者との意見交換を通して、魚市場の高度衛生管理に基づく出荷までの効率化を目指している。具体的な取り組みとして、気仙沼魚市場を実証フィールドとして、カツオの自動整列・選別機の開発、タラ雌雄判別機の研究開発を行っており、市内 IT 企業と東北大学の研究シーズが活かされている。IT の導入によって作業効率を向上させ、人材不足の解消と魚の水揚げから出荷までの時間短縮を目指している。

カツオは、手作業で大きさによって選別していたものを、自動整列・選別機を開発して、水揚げ時の大幅な効率化・省力化を実現するものであり、平成 28 年度から運用開始予定である。

タラの雌雄判別は目視によって行われているが、難しく、手間がかかる上、衛生上も好ましくなかった。このため、市内の画像処理の技術を持つ IT 企業と東北大学の超音波の研究シーズを活かして雌雄の自動判別を行う機器を開発中である。これら製品は省庁の予算を獲得する等して開発や製品化を行って

おり、平成 28 年度中の製品化予定である。

写真 カツオ自動選別システム
[平成 28 年 3 月末立ち上げ運転中]



(提供：東北大学 I I S 研究センター)

タラ雌雄判定の実証試験
[平成 28 年 2 月気仙沼市魚市場]



(提供：東北大学 I I S 研究センター)

められていたが、同年 9 月 5 日には仙台商工会議所と本市との間で連携協定を締結し、機械の目利きを行う相談員の人件費を本市が負担することとし、取り組みの強化が図られた。機械のマッチングでは、専門知識を持つ目利きとなる人材が必要となるため、国の緊急雇用創出事業を活用して、これら人材の確保を行った。このプロジェクトは、平成 27 年 12 月末まで実施し、3,266 件のマッチングの成立、機械の提供が実現した。

図表 10-1-25 遊休機械無償マッチング支援プロジェクトの実績

マッチング件数	3,266 件
平成 23 年度	516 件
平成 24 年度	1,381 件
平成 25 年度	439 件
平成 26 年度	598 件
平成 27 年度	332 件
提供先事業所数	323 事業所
提供元事業所数	448 事業所

※提供先事業所数は、支援を行った宮城県・岩手県・福島県の合計。

(出典：仙台商工会議所 資料)

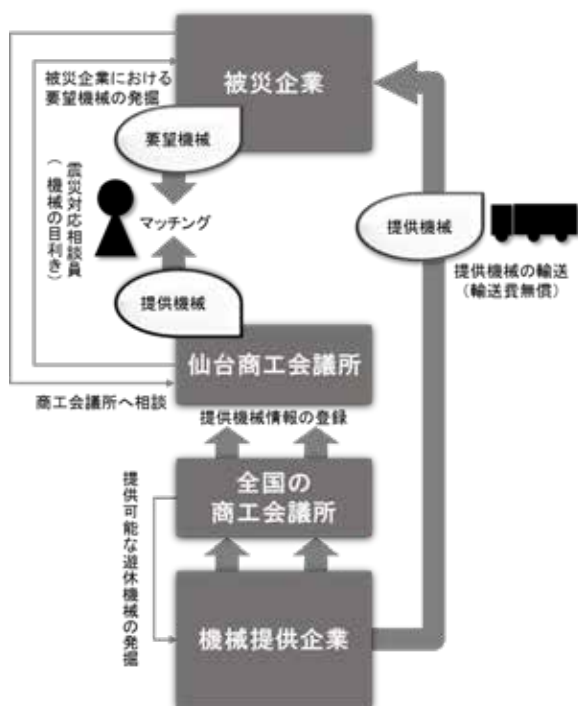
④遊休機械無償マッチング支援プロジェクト

仙台商工会議所では、震災後の平成 23 年 6 月から遊休機械無償マッチングプロジェクト（被災事業所復興支援プロジェクト）を実施した。これは、全国の商工会議所のネットワークを活用して、各地の企業から遊休機械等の無償提供を受け、被災地で機械を必要とする企業に提供するプロジェクトである。このマッチングを仙台商工会議所（東北六県商工会議所連合会）が担った。

仙台商工会議所では、震災直後から被災企業を訪問し、安否確認や被災状況の確認、必要とする支援ニーズについて把握を行っていた。本プロジェクトは、こうした活動の中で生まれている。

仙台商工会議所による独自事業として始

図表 10-1-26 遊休機械無償マッチング支援プロジェクトスキーム図



(参考：仙台商工会議所資料)

⑤製造業施設の現地復旧に対する補助制度

震災による市内中小製造業の工場や生産設備等の被害は甚大であり、特に製造業に関しては事業再開に向けて多額の復旧費用が必要となることなどから、早期の操業再開を支援するため、被災した市内中小企業が現地で建替えや設備更新を行う際の補助制度（製造業施設現地復旧補助制度）を平成23年6月に創設した。申請は平成24年3月31日まで受け付け、この制度は終了した。

現地建替え補助制度では、仙台港周辺地区に立地している被災企業については、事業所の規模、本店の所在地にかかわらず、本制度を提供することとした（大企業は各年1億円が上限）。

図表 10-1-27 製造業施設現地復旧補助制度

現地建替え補助制度 (市内中小企業、港地区の企業)	
概要	既存の事業所内で被害に遭った工場等を現地に建替える場合に、当該新設工場等に係る固定資産税等相当額を3年間にわたり補助。
交付額	新規取得建物等に係る固定資産税等相当額の100% ※全壊・流失(り災証明書)の場合は復旧建物を含む。
期間	3年間
限度額	なし（大企業は各年1億円）
適用実績	20件
設備更新補助制度 (市内中小企業)	
概要	既存の事業所内で被害に遭った生産設備の買替えや代替設備のリースを行う場合に、当該設備に係る固定資産税等相当額を3年間にわたり補助。
交付額	新規取得設備に係る固定資産税等相当額の100%
期間	3年間
限度額	なし
適用実績	7件

⑥事業所を失くした事業所へのオフィス等の無償提供

震災によってオフィスが使用不能となり、事業再開に支障をきたしている中小企業等に対し、基礎的な什器備品類、OA機器等を備えたオフィスの貸し出しを行った。

仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館、扇町ビジネスパーク、仙台港運送事業協同組合復興事務所の3カ所においてオフィスを確保し、入居募集を行って無償提供を行った。仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館では、2社の企業が平成24年3月まで入居した。扇町ビジネスパ

ークと仙台港運送事業協同組合復興事務所は、本市が独立行政法人中小企業基盤整備機構と共同で整備し、平成 23 年 10 月に供用を開始した。なお、平成 24 年 10 月に中小企業基盤整備機構から本市が建物の無償譲渡を受け、平成 28 年 10 月末までの 5 年間の予定で無償提供を行っている。これらのオフィスは、供用開始から平成 28 年 3 月末まで継続して事業者が入居しており、被災した事業者の再出発の拠点として活用されている。

図表 10-1-28 提供したオフィス

仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館	
住所	青葉区水の森三丁目
スペック	3 区画 (約 33 m ² /区画)
供用開始	平成 23 年 6 月
入居期間	平成 23 年 6 月 (平成 24 年 3 月まで)
入居費用	賃料無料。共益費 (光熱水費、オフィス家具利用料やインターネット接続料等) は、30,000 円/月。
扇町ビジネスパーク	
住所	宮城野区扇町四丁目 (扇町四丁目公園)
スペック	【事務所タイプ】 12 区画 (50 m ² 程度/区画) 【工場タイプ】 3 区画 (100 m ² 程度/区画)
供用開始	平成 23 年 10 月 15 日
入居期間	当初 3 年 + 2 年 (平成 26 年 11 月に契約更新)
入居費用	賃料無料。但し、各区画に係る水道光熱費等や共用部に係る管理費用は入居企業の負担。
仙台港運送事業協同組合復興事務所	
住所	宮城野区港三丁目 (組合が所有する土地)
スペック	【事務所タイプ】 7 区画 (50 m ² 程度/区画)
供用開始	平成 23 年 10 月 18 日
入居期間	5 年 (仙台港運送事業協同組合に対する貸与)
入居費用	賃料無料。但し、各区画に係る水道光熱費等や共用部に係る管理費用は、仙台港運送事業協同組合および組合会員企業の負担。

⑦企業立地促進助成金

本市においては、企業の新規立地等に対する企業立地促進助成金制度（新規投資に係る固定資産税等相当額を交付する助成制度）を設けており、雇用者数に応じて助成の加算措置も行っている。震災前の雇用加算制度では、製造業や特定コールセンター・バックオフィス等について、新規雇用者等が 50 人以上の場合に限り適用することとしていたが、震災を受け平成 23 年度に、これを見直し、20 人以上の場合に対象となるように要件を緩和した。また、製造業立地促進助成金における雇用加算助成については、投下固定資産相当額を 100 億円以上としていたが、この要件を廃止した。

さらに平成 24 年度の制度見直しでは、「①雇用加算制度の拡充」、「②復興特区制度との連携による助成期間の延長」、「③助成対象業種の拡充」を行った。

「①雇用加算制度の拡充」では、従来、製造業、研究開発、特定コールセンター等の分野のみを対象としていたものを、ソフトウェア業や広域集客型産業などに拡張するとともに、正社員 1 人あたりの雇用加算額を 30 万円から 60 万円に倍増した。

「②復興特区制度との連携による助成期間の延長」では、復興特区制度の指定事業者のうち、設備投資に関する優遇措置を受けた事業者は、同時期に設けられた課税免除措置により固定資産税・都市計画税が指定後 5 年間免除される。平成 24 年度の制度見直しによって、固定資産税等の免除措置終了後 5 年間の企業立地促進助成金制度の助成対象期間とし、これによって実質 10 年間の固定資産税等の免除に相当する制度とした。これにより、復興特区制度と連携して長期にわたる支援を行うことで、復興推進計画に基づく産業集積の促進を目指している。

「③助成対象業種の拡充」では、大規模な雇用創出が見込める物流施設を対象業種として追加した。

平成 28 年 4 月 1 日には、復興計画期間終了後の本市のさらなる飛躍を見据え、若い世代の雇用の創出に向けて制度改正を予定するなど、より充実した制度内容を整備することで、企業の立地促進とそれによる新たな雇用の場の創出につなげている。

図表 10-1-29 企業立地促進助成金の実績

	本市誘致による進出企業数 (助成金活用件数)	本市誘致による進出企業の雇用者数
平成 23 年度	8 件	2,041 人
平成 24 年度	13 件	402 人
平成 25 年度	23 件	1,148 人
平成 26 年度	17 件	1,142 人
平成 27 年度	6 件	178 人
計	67 件	4,911 人

**図表 10-1-30 チームスマイル・仙台PITの
オープン**

企業立地促進助成金の対象施設として、「チームスマイル・仙台PIT」が、平成28年3月11日、太白区にオープンした。エンタテインメントを通じた復興支援活動を行っている一般社団法人チームスマイルが、本市に広域集客施設となるライブハウスを設置したもので、ほかに東京・豊洲、福島県いわき市、岩手県釜石市にもホールを開設している。仙台PITの建設資金の一部には、東日本大震災後に再結成したロックバンド「プリンセス プリンセス」の復興支援活動で集めた義援金が充てられている。立ち見で約1,200人収容のホールは、音楽ライブコンサートや演劇等の開催だけでなく、ライブビューイングやワークショップ、セミナーなどを通じてその他のPITや地域ともつながりながら、「心の復興」の拠点となることが期待されている。

写真 仙台PIT外観



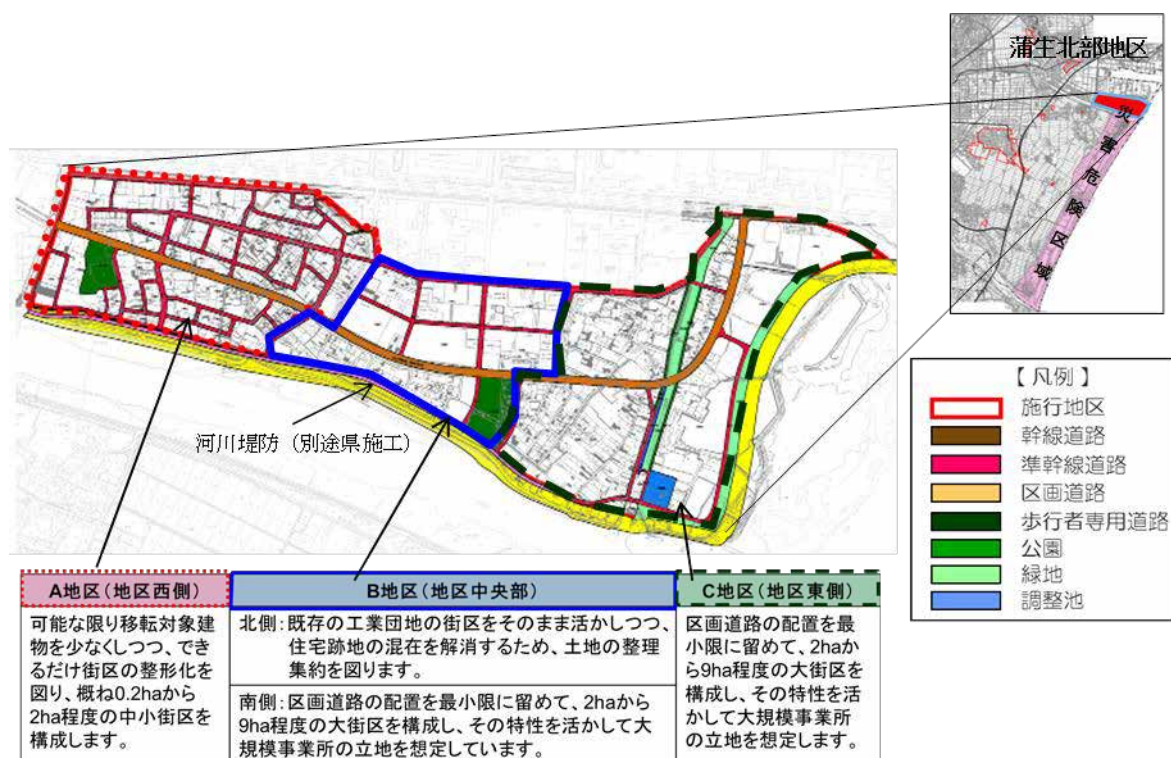
西側のA地区には、中小街区を構成し、既存事業所と同程度の規模の事業所の立地を想定、中央部のB地区は、全体を一つの街区として整備し、大規模な事業所の立地を想定、東側のC地区には、土地の大区画化を図り、倉庫や工場等大規模事業所の立地を想定している。これら基盤整備とともに、現在企業誘致に向けて、企業訪問等を積極的に行っている。今後、必要な誘致支援策を検討しながら、企業立地に向けた取り組みを推進していく予定となっている（第19章第6節参照）。

⑧仙台港周辺地区復興支援事業(蒲生北部地区)

本市の沿岸北部に位置する蒲生北部地区は、もともと住宅や事業所が立地する土地であった。

この地区は、東日本大震災の津波により、約1,500棟あった建物のうち約8割が流失・全壊する大きな被害を受けた。防災集団移転後は、震災復興計画に基づき、業務系の土地利用に転換するため、都市基盤の再整備が進められている。地区内を被災後の現状を踏まえて、3つのエリアに分け、

図表 10-1-31 蒲生北部地区の土地区画整理事業の整備方針



(3) 企業の競争力強化に向けた取り組み

①御用聞き型企業訪問

本市では、平成16年度から「御用聞き型企業訪問事業」を実施している。この事業は、地域の大学教授（地域連携フェロー、本市の非常勤嘱託職員として委嘱）、ビジネス開発ディレクター（BDD）、（公財）仙台市産業振興事業団職員、本市職員がチームとなり、“何か困りごとはありませんか？”という姿勢で、地域の中小企業を訪問し、企業の新技术・新製品の開発や販売促進等の支援を行うものである。

震災以前までは、「御用聞き型企業訪問」と「寺子屋せんだい」（大学等の研究者による企業向けセミナー）を基本に事業を進めていたが、震災後、企業からの支援ニーズの多様化、販路縮小・喪失による新たな販路拡大への支援ニーズの高まりを受け、支援メニューをリニューアルして以下の4つの取り組みを行うこととした。

ア. 御用聞き型企業訪問

御用聞き型企業訪問は、従来から実施している企業訪問で、BDDや事業団職員等が把握した地域企業のニーズ（困りごと）に応じて、企業訪問を行う取り組みである。震災前は市内企業を中心に行っていたが、震災後は被害の大きかった沿岸の水産加工事業者や関連事業者等、県内の市外企業へも積極的に実施した。

イ. 震災復興駆け込み寺

震災復興駆け込み寺は、地域企業を地域連携フェロー等の研究室に同行して相談を行う取り組みである。震災復興のため、共同研究・開発案件に限らず、相談したいことは何でも受け付けてもらうことで、これまで敷居の高かった大学研究室との連携をさらに進め、企業の課題解決の一助としようとするものである。

ウ. 寺子屋せんだい

寺子屋せんだいは、地域連携フェロー等

による研究シーズのマッチングと異業種交流に重点をおいたセミナーのほか、地域企業の方を講師に自社の活動を紹介するセミナーを特別篇として開催した。

エ. 若手技術者の基礎開発力アップセミナー

若手技術者の基礎開発力アップセミナーは、震災によって人材育成に多くの時間をかけられない企業が多くなったことから、若手技術者向けの入門講座を開催することで、地域企業の人材育成支援と地域の若手技術者同士のネットワーク形成を支援するものである。

震災後はこうした企業の支援ニーズに合わせた取り組みに変化させ、地域企業の支援体制を強化し、震災からの早期復旧と企業の競争力強化を目指した。

図表 10-1-32 震災復興への支援事例（仙台づけ井による地域企業の復興支援）

平成 21 年度～24 年度

平成 21 年 7 月から市内寿司店 12 店舗で旬の魚介類を使った「仙台づけ井」を提供開始。この商品は御用聞き型企業訪問事業がきっかけで開発された。しかし、震災直後には、魚の入荷が少なく、仙台づけ井を提供できるのは 0 店舗となった。

平成 25 年度～

御用聞き型企業訪問でさらに支援を行い、地域ごとに講習会を開き、作り方の指導や試食を行う等の取り組みを地道に進め、平成 26 年 3 月には 30 店舗、現在では 130 店舗が仙台づけ井を提供している。

写真 仙台づけ井



(出典：伊達美味ホームページ)

②東北復興創業スクエア

震災からの復興過程で生まれる新たな需要に対応した多彩なビジネスの創出や復興プロジェクトの担い手を目指す起業家等の育成、マーケティングやデザイン活用による販売促進支援等を目的とした「東北復興創業スクエア事業」を平成 24 年度から仙台印刷工業団地協同組合へ委託して実施した。

後述する東北ろっけんパークの 3 階に「創業スクエア」を設置し、ここを拠点として起業や創業のサポートを行った。なお、創業スクエアは、平成 27 年に仙台印刷工業団地協同組合ビジネスデザインセンター内

に移転した。

創業スクエアでは、「ビジネス相談の実施（起業・創業およびビジネスブラッシュアップ相談、マーケティングを中心とした専門家相談会の開催）」、「プロジェクト支援業務の実施（マーケティングとデザインによる集中的支援により、地元企業の競争力強化や起業のロールモデルとなる事例を創出し、その過程を冊子やWebにて公開）」、「各種セミナー・ワークショップの開催（マーケティングやブランディング、知的財産権等のセミナー・ワークショップの開催）」を行った。なかでも「プロジェクト支援業

務の実施」では、事業者の課題（販路拡大、競争力強化等）に応じて、専門家5～6人でチームを組み、数カ月間にわたり、集中的に支援をする取り組みで、平成27年までに年間10～15件程度実施した。対象とする事業者は、市内に留まらず、東北6県を対象として実施した。プロジェクト支援の成果として、支援前後の売上が「改善した」と回答した企業が64%となるなど、震災後の企業の事業運営において強力な味方となった。

図表 10-1-33 創業スクエアの支援の例

株式会社大沼製菓(宮城県石巻市)(新ブランド「大沼本舗」の立ち上げ商品開発)

◇相談の経緯

大沼製菓は、昭和20年に創業した老舗の和菓子メーカーである。県内外のスーパーを中心に団子や大福、まんじゅう等の商品の製造・卸をしているが、近年、大手菓子パンメーカーなどとの競合が複数発生し、価格競争に陥り、売上が伸び悩んでいた。そのため、量販向けの製造卸事業とは別に自社店舗で高付加価値型の商品を展開し、新しい自社ブランドを構築したいと創業スクエアに相談があった。

◇支援のポイント

創業スクエアでは、この案件に対し「プロジェクトマネージャー」、「マーケッター」、「アートディレクター/デザイナー」、「フォトグラファー」がチームを組成し、マーケティング調査を開始した。自社・顧客・競合分析から、新しい商品のコンセプト設定、試作、試食調査を経て、商品開発を行った。さらに、パッケージデザインやネーミングを行い、「桃生茶福（ものうさふく）」という商品が誕生した。宮城県産もち米を使用した生地、石巻市桃生町の特産品である「桃生茶」を練り込み、中には上質な白餡と宇治抹茶クリームが入ったお菓子である。

写真 開発した新商品「桃生茶福」



◇支援の成果

- 企業全体の売上が前年度比140～170%増
- 新規雇用2名（アルバイト）
- 当該商品によってブランド認知が上がり積極的な販路開拓活動の結果、仙台うみの杜水族館へ新たな商品を提供するなど販路拡大

図表 10-1-34 創業スクエアの事業実績

	ビジネス相談	プロジェクト支援	セミナー	相談会
平成 24 年度	177 件	12 件	27 回 (491 人)	5 回
平成 25 年度	180 件	15 件	26 回 (811 人)	7 回
平成 26 年度	194 件	14 件	15 回 (543 人)	22 回
平成 27 年度	131 件	11 件	4 回 (115 人)	11 回
計	682 件	52 件	72 回 (1960 人)	45 回

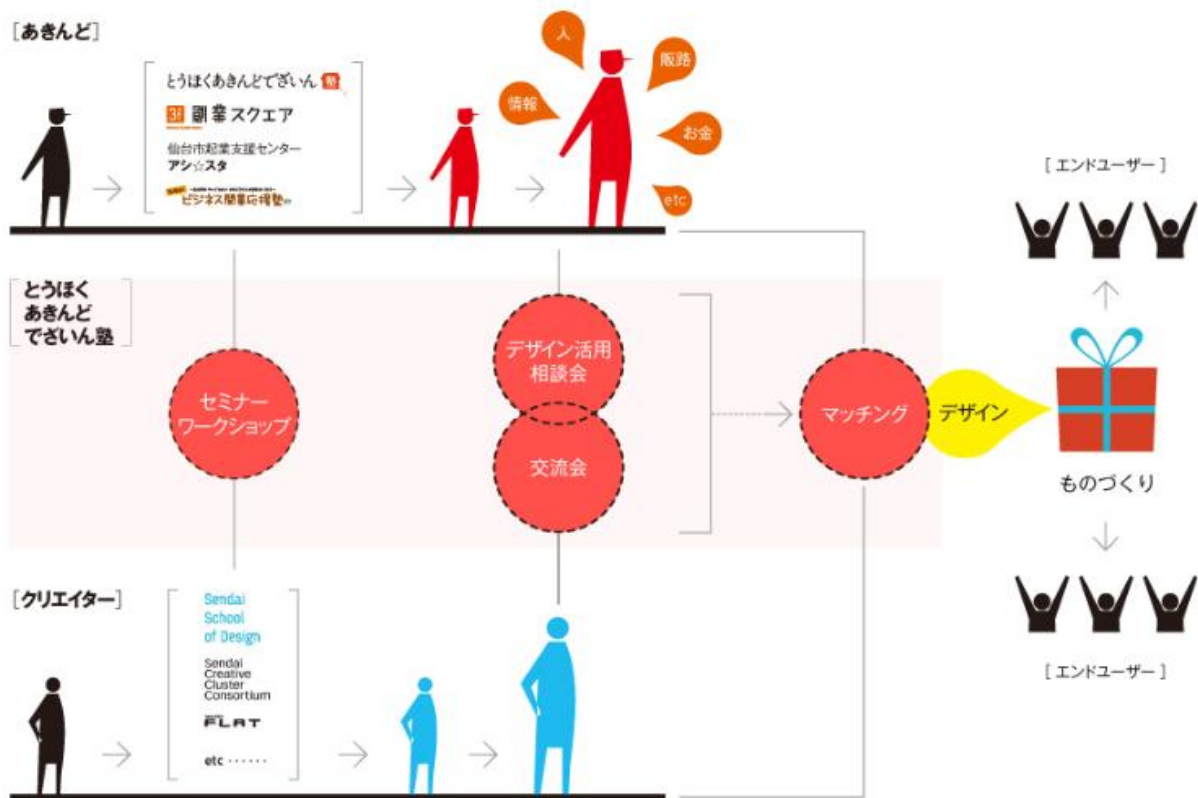
③とうほくあきんどでざいん塾（デザイン活用促進事業）

デザインの力で企業の新しい価値創造を図っていくための事業として、平成 24 年度から「とうほくあきんどでざいん塾」を協同組合仙台卸商センターに委託して実施した。

若林区卸町の卸町会館 5 階にあるクリエイティブ・シェア・オフィス「TRUNK」を拠点に、「セミナー・ワークショップの開催」、「クリエイター交流会」、「企業とクリ

エーターマッチング」、「デザイン相談会」、「ハンドブック制作」を行った。これにより、地域の中小企業と地域のクリエイターのマッチングや会社ロゴ、商品パッケージのデザインによる、企業価値の向上や販売促進等、デザインの力を活かした取り組みが展開された。この事業は、卸町のクリエイティブ産業の集積を図るとともに、「あきんど」および「クリエイター」双方に向けた取り組みとなっている。

図表 10-1-35 とうほくあきんどでざいん塾の取り組み



④クリエイティブクラスター創成事業

市内クリエイティブ産業の復興支援と地域産業の高度化、高付加価値化や地域課題の解決を図ることにより、復興に向けた経済・都市活力の創造を図るために、クリエイティブ人材の育成やクリエイティブ・プロジェクトの支援等を行った。

平成 24 年度と平成 25 年度には、クリエイティブ・プロジェクト助成事業の中で、仙台クリエイティブ・クラスター・コンソーシアム（本市へのクリエイティブ産業の集積を目的に活動している産学官連携組織）が、創造性豊かなプロジェクトの育成、クリエイティブ産業の復興や他分野との連携による社会的需要に対応した事業などをプロジェクトとして認定し、本市が助成を行った。このプロジェクトから、「マッチ箱マガジン」のような商品が生まれている。

図表 10-1-36 クリエイティブ・プロジェクト例

マッチ箱マガジン(宮城県の温泉地の名産であるこけしをモチーフとした付箋)

デザインの力で地域の魅力をかわいらしく発信し、震災後落ち込んでいる宮城県内の観光地への集客を図ることを目的に制作。マッチ箱を開けると折りたたまれた極小サイズの手書き風観光ガイドとこけしの付箋が入っている新しいお土産。仙台市クリエイティブ・プロジェクトの認定を受け制作された。



制作者：株式会社佐々木印刷所(仙台市宮城野区)

⑤起業支援センター「アシ☆スタ」

本市では、平成 26 年 1 月 30 日に、起業家の支援をさらに強化する組織として、(公財) 仙台市産業振興事業団内に仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」を、設置した。ここでは、起業を目指す方々が直面する課題解決を支援するための窓口相談やセミナー・イベントの開催等を行うとともに、平成 27 年 10 月 26 日に「アシ☆スタ交流サロン」を併設し、ミーティングスペースとしての活用、情報交換の場としての活用も可能となっている。若者や女性の起業家が増えていることから、女性相談員の配置や子ども連れでの利用がしやすいようにキッズスペースの設置等、相談しやすい環境の整備をしている。

図表 10-1-37 アシ☆スタの実績

	相談件数	開業件数
平成 26 年度	1,036 件	62 件
平成 27 年度	1,115 件	82 件
計	2,151 件	144 件

⑥INTILAQ 東北イノベーションセンターの設置

平成 28 年 2 月 1 日に若林区卸町に INTILAQ 東北イノベーションセンターがオープンした。この施設は、一般社団法人 IMPACT Foundation Japan (東京都千代田区) と本市がカタールフレンド基金に対して提案し、この基金による資金援助を受けて設置されたものである。

東北地方にて、新しいビジネスやサービスが生まれ育つ仕組みの創造を目標に、東北の起業家育成・支援のための拠点として設置された施設であり、会員制のコワーキングスペースやオフィススペース、キッチンや階段教室等を有している。今後は、この施設での起業家イベントや講座、ワークショップの開催等を予定している。

（４）雇用の確保

本市では、被災者の雇用の場を確保するため、緊急雇用創出事業（第４章第２節参照）を活用した多くの取り組みを行った。事業者向けにさまざまな情報を周知する企業等支援情報配信事業や、東北被災地の様子を広く発信する東北産業復興発信事業は、震災後の状況を踏まえたものとして新たに立ち上げたものである。さらに、アプリ開発人材を育成するために情報産業支援事業なども実施した。

①企業等支援情報配信事業（「月刊復興人」）

仙台圏の被災中小企業等が利用できる各種支援制度を、イラストやマンガ等で分かりやすく紹介する情報誌を制作し、定期的に地域企業に配布することで、支援制度の活用を促進を目的とする事業である。さらに、情報誌を首都圏に配布することで、地域企業の商品やサービスの販路拡大も目指した。

本事業では、協同組合みやぎマルチメディア・マジックに委託し、「月刊復興人」というタイトルで各回 10,000 部を発行し、平成 23 年 10 月から平成 27 年 3 月の間に vol. 1.42 まで発刊された。月刊復興人は、行政機関（東北経済産業局、復興庁、国会図書館等）、金融機関（地元銀行、商工中金、政策投資銀行等）、産業支援機関、各種業界団体、民間企業等に配布された。

被災企業が活用できる助成金や支援策を利用者目線で分かりやすく説明され、被災企業の取材記事も多く、数年間発刊されたことで、復旧期から復興期の企業の姿を知らせる貴重な情報誌となった。

写真 月刊復興人



②東北産業復興発信事業

震災からの復興に向けて、被災者が早期に復旧していく姿や、東北地方の復興の姿を映像化して、元気な東北を国内外に向けて発信することで、震災後の東北地方のマイナスイメージの払拭を図る事業である。

本事業は、平成 23 年 8 月から平成 27 年 3 月まで、アリティィーヴィー株式会社に委託して実施した。復興過程を紹介する動画等を制作し、「とうほく復興カレンダー」というウェブサイト、ブログ、SNS を通して週 3 回以上発信した。

③情報産業支援事業

震災を契機に設立されたスマートフォン向けアプリケーションソフトウェアの開発および人材育成を目的としたプラットフォーム「Fandroid EAST JAPAN」の運営支援を行う事業である。アプリ開発コンテストやこれに伴うセミナー開催を通じて、ソフトウェア開発に係る人材育成や地域企業のネットワーク化参画事業者のアプリ開発技術力の向上のため、開発に関する各種ノウハウや技術を導入する機会を設けたものである。

本事業は、平成 23 年から平成 25 年まで株式会社ディー・エム・ピーに委託して実施した。この間、計 29 本のアプリが制作さ

れ、ソフトウェア人材育成等に寄与する事業となった。

5. 商店街の復旧

(1) イベント助成

本市では、以前より商店街に対する賑わい創出の支援としてイベントに対する助成制度を設けていた。震災後は、社会的な自粛ムードがあるなか、まちの賑わいを維持するために、助成率および助成額の増額を行った。助成制度には、「イベント助成」と「特別選考イベント助成」との2つがある。

震災前の「イベント助成」は、助成率4分の1、上限25万円/件であったが、平成23年度および平成24年度は、補助率5分の3、上限35万円、平成25年度は補助率2分の1、上限30万円/件とし、平成26年度以降は震災前と同様に戻した。

「特別選考イベント助成」は、商店街がコンペ形式で提案した内容に対して助成を行うものだが、震災前が補助率3分の2、上限100万円だったものを、平成23年度および平成24年度は、補助率4分の3、上限150万円、平成25年度は補助率4分の3、上限100万円とした。平成26年度は国の制度が充実していたこともあり、提案がなかったものの、平成27年度は上限が50万円から100万円、補助率が3分の2から4分の3の助成を行い、6件の助成実績となった。

こうした商店街に対するイベント助成は、特に震災後においては、被災して移転してきた新たな住民や事業者等とのつながりを生じさせる貴重な機会として、各地域において活用された。

図表 10-1-38 商店街のイベント助成の実績

	H23	H24	H25	H26	H27
イベント助成 (件)	26	29	31	19	29
特別選考イベント助成 (件)	4	5	2	0	6

(2) 東北復興交流パーク事業

中央通クリスロード商店街（仙台市青葉区）に、仙台・東北の観光・物産・起業を支援する拠点施設として「東北ろっけんパーク」を平成24年5月に開設した。仙台市中心部商店街活性化プロジェクトとして平成23年8月に設置されていた「仙台なびっく情報ステーション」と併せて一体的に事業を展開した。平成27年4月には、仙台なびっく情報ステーションを東北ろっけんパークに統合し、平成28年4月からは、クリスロード商店街からまちくる仙台（ガス局ショールーム ガスサロン1階）に移転する予定である。

東北ろっけんパークでは、1階で復興グッズの販売や、東北各地域の物産品を取り扱う「復興物産市～東北いいもんパーク」を開催した。2階を「TRY6チャレンジショップ」として、新規開業を目指す方を対象に約1坪のスペースの出店を募集し、短期的に店舗営業することで接客や店舗運営等の経験が可能となる取り組みとした。さらに3階には「創業スクエア」（起業・創業の支援を行う拠点）を設置して、相談体制を整えた。

復興グッズの販売や復興物産市では、グッズの作り手や生産者が直接販売することで、来店者との交流が生まれたり、市内だけではなく東北六県から出店をしてもらったりすることで東北全体の復興を目指した。また、TRY6チャレンジショップや創業スクエア等、東北で再スタートを果たす被災者の後押しをする事業となり、東北の商業、観光業の復興に向けた支援拠点として機能した。

6. 総括

東北の中心都市である本市は、首都圏をはじめとする全国と東北、あるいは東北各地域間における物流、交流等の拠点として、地域経済を牽引する役割を担っており、本市の産業復興にあたっては、本市被災企業

の早期復興支援はもとより、「東北経済の復興なくして、仙台経済の復興なし」との思いのもと、取引先やサプライチェーンを失った東北経済の復興を視野に入れた取り組みに挑戦してきた。

発災直後から、企業からの相談窓口設置、市内企業へのヒアリングやアンケート調査等を実施し、企業の被災状況や必要な支援の把握に努めながら、国や産業支援機関等との連携のもと、各企業の復興支援に取り組むとともに、本市被災企業の復旧・復興の状況に合わせ、具体的な取り組みをビジョンとして明示し、官民一体となって経済復興を推進してきた。また、首都圏等からの復興支援の動きや、国による復興特区などの支援もあって、本市等への企業立地など雇用の場づくりも進んだ。

地震だけでなく、巨大津波を伴った大震災は、施設・設備への物理的被害はもとより、従業員や関係者、顧客など人的な被害も大きく、とりわけ本市を含む被災3県の沿岸企業にとっては、生産力やサービス提供回復までの間に失った販路の開拓が大きな課題となったことから、本市においても首都圏で開催されるイベントへの出展や他都市との連携を通して、新しい販路の開拓など、東北の産業復活を目指した取り組みに努めた。また、新たな魅力ある商品づくりに向けて、デザイナー等とものづくり企業とのマッチングなどの支援や、東北大学をはじめとする大学の知的資源と企業ニーズのマッチングなど、東北一円に対象を広げながら復興の後押しを図った。

震災後には地域貢献意欲が向上し、若年者や女性による起業のニーズも高まったことから、起業支援センター「アシ☆スタ」の設置などを実施し、成果をあげてきた。

復興需要の減少や、特に東北において強まっている人口減少・少子高齢化の中で、地域経済の持続的な発展を図るため、地域経済の大宗を占める中小企業の活性化に向け「中小企業活性化条例」を制定し、総合

的・戦略的な取り組みを推進しているところである。

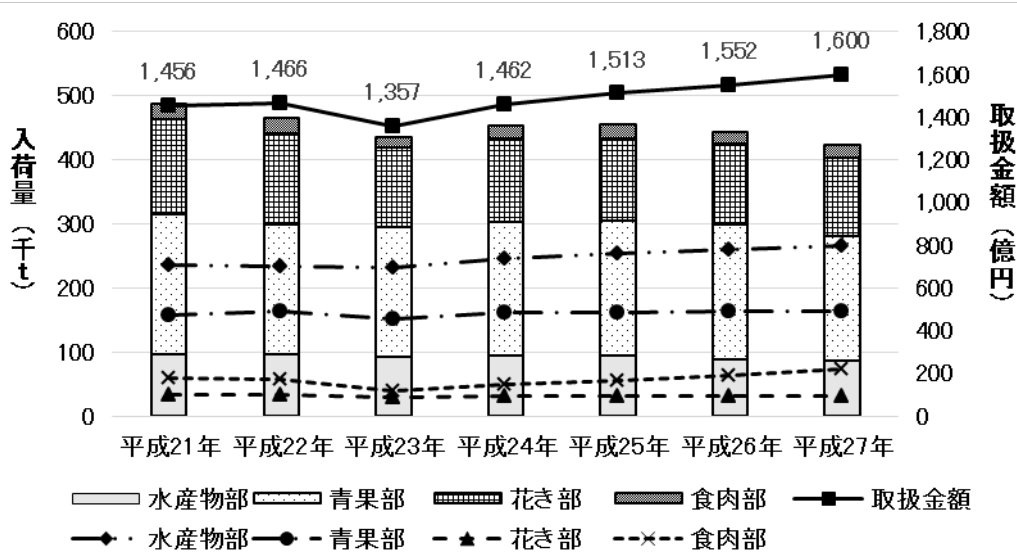
第2節 仙台市中央卸売市場

1. 仙台市中央卸売市場の概況

本市の中央卸売市場は水産物・青果を取り扱う本場と、花きを取り扱う花き市場および食肉市場の3つから構成されている。

年間取扱金額は、合計1,600億円で、東日本大震災が発生した平成23年には1,357億円と落ち込んだものの、現在では震災以前の取扱金額以上に回復している。

図表 10-2-1 仙台市中央卸売市場の取扱金額と入荷量の推移



2. 仙台市中央卸売市場の被害状況と対応

(1) 中央卸売市場の被害状況

震災の影響により本場（花き市場含む）では不等沈下による部分的な段差や上水、工水配管への損傷、食肉市場においては、管理棟および作業員棟の不等沈下、柱やレールの屈曲等の被害を受けた。さらに、平成23年4月7日の最大余震の影響により、本場では場内工業用水の漏水、立体駐車場の柱亀裂（使用禁止）、まぐろ低温売場壁上部亀裂等の被害を受け、食肉市場においては、汚水処理施設配管破損、せり場冷蔵庫停止、給水管破損・漏水、壁一部破損などの被害を受けた。特に食肉市場での被害が大きく、食肉市場のと畜業務の再開までは時間を要することとなった。

復旧工事は、本場の水産棟、青果棟および花き市場が平成25年5月まで、食肉市場が平成25年10月まで続き、事業費は3億8,916万円（内農業・食品産業強化対策整

備補助金2億4,910万円）にのぼった。

(2) 中央卸売市場の開市状況

本場（水産、青果）では、発災翌日から翌々日にかけての新規入荷はほとんど無かったものの、卸売業者や仲卸業者が在庫を活用し、相対取引を継続させることができた。平成23年3月16日頃から一部の卸売業者でせり取引を再開。停電等の影響により場内の売場や設備の使用に支障が生じていたが、屋外でせりを行う等臨機応変に対応し、当初は通常時の5%~10%程度であった商品の入荷も徐々に正常化していった。

花き市場も3月23日よりせり取引を再開させることができた。

食肉市場においては、管理棟等において甚大な被害が出たため、復旧作業のためしばらく休市せざるを得ず、4月27日に小動物（豚等）、5月13日に大動物（牛等）のと畜を再開した。

一方で、平成 23 年 3 月 12 日にはバナナを、3 月 15 日までには柑橘類を区対策本部へ救援物資として供給した。

③施設使用料の減免

中央卸売市場では、発災後の取扱高の減少を受け、経営への深刻な影響を受けた場内事業者に対する支援と、消費者への生鮮食料品の安定供給を確保するための流通支援として、次のとおり市場使用料の減免措置を講じた。

- ・平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで 売上高割使用料、面積割使用料ともに 5 割減免
- ・平成 24 年 4 月から平成 24 年 9 月まで 面積割使用料を 2 割減免

上記の期間以降は通常の市場使用料に戻した。

④放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、国内の一部で高濃度の放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された牛が流通するという事態が生じた。本市においては、流通状況を調査し、ホームページ等で注意を促すとともに、本市の食肉市場でと畜した牛について、県内産、県外産を問わず、平成 23 年 8 月 1 日より放射性物質量の全頭自主検査を開始し、平成 28 年 3 月末現在も実施している。

また、農林水産物についても、平成 24 年 1 月 30 日より、食品監視センターにおいて放射性物質の検査を計画的に実施しており、平成 28 年 3 月末現在も継続している。検査の結果、市場内で国の基準値を超えたものが確認されたことはない。

第3節 農業

1. 本市農業の概況

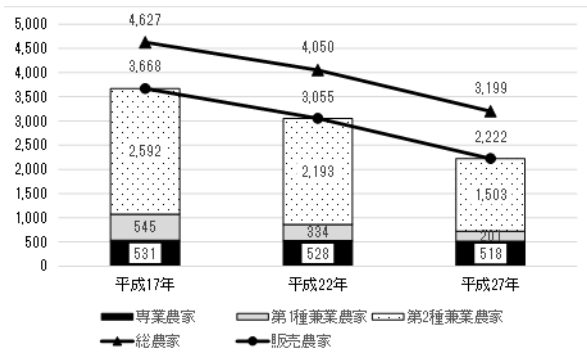
(1) 農林水産業

本市では、基幹作物である水稻を中心に野菜、畜産、花きなど、多様な地域条件を活かした生産活動が展開されている。

本市の総農家数は、震災前の平成22年と平成27年を比較すると、4,050戸から3,199戸に減少した。このうち専業農家数は、528戸から518戸になった。また、経営耕地面積は5,948haから5,198haに、作付面積は5,200haから4,273haに減少した。

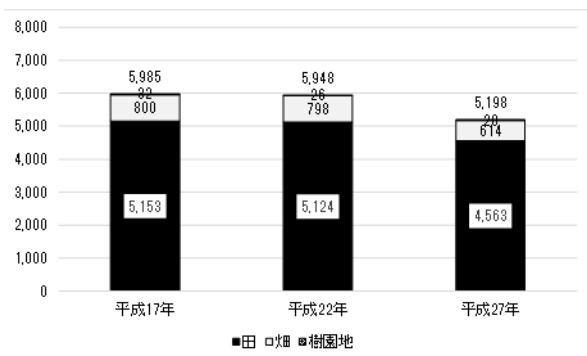
農業産出額は、平成23年の55億6千万円から年々増加し、平成26年には米価の下落により前年に比べ減少したものの、62億9千万円となった。

図表 10-3-1 農家数 (単位：戸)



(資料：農林業センサス)

図表 10-3-2 経営耕地の状況 (単位：ha)



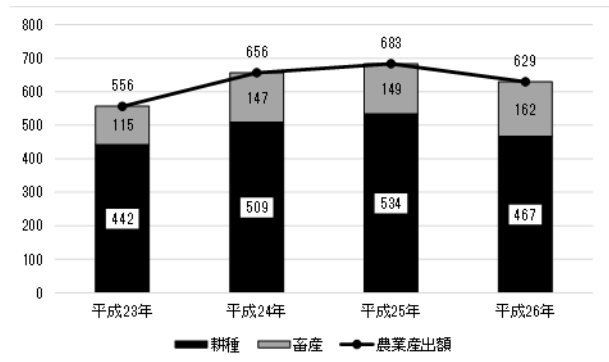
(資料：農林業センサス)

図表 10-3-3 作付面積 (単位：ha)

作物	平成17年		平成22年		平成27年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
稲	3,681	73.0%	3,200	61.6%	2,943	68.9%
麦類	382	7.6%	499	9.6%	185	4.3%
雑穀	58	1.2%	79	1.5%	34	0.8%
いも類	23	0.4%	14	0.3%	10	0.2%
豆類	367	7.3%	979	18.8%	704	16.5%
工芸作物類	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
野菜類	479	9.5%	385	7.4%	344	8.1%
花き類・花木	17	0.3%	27	0.5%	14	0.3%
果樹類	-	-	-	-	12	0.3%
その他	35	0.7%	16	0.3%	26	0.6%
計	5,043	100.0%	5,200	100.0%	4,273	100.0%

(資料：農林業センサス)

図表 10-3-4 農業産出額 (単位：1,000万円)



(資料：被災市町村別農業産出額)

2. 被害状況と対応

(1) 被害状況

農地が広がる東部地域は、津波によって大きな被害を受けた。被害面積は約1,860haで、これは市内全域の耕地面積の約31%、東部地域の耕地面積の約78%に相当する。本市における農業関連の被害額は721億円、林業関連は0.7億円、漁業関連は13億円であった。

図表 10-3-5 本市の被害状況

農林水産業関係被害額	734 億円
1. 農業関連被害額	721 億円
(1) 農地関係	396 億円
被害面積：約 1,860ha (田 1,660ha、畑 200ha)	
(2) 農業用機械施設関係	106 億円
パイプハウス、カントリーエレベーター等	
(3) 土地改良施設関係	219 億円
排水機場 4カ所、水路、農道等	
2. 林業関連被害額	0.7 億円
林道 23 路線	
3. 漁業関連被害額	13 億円
漁船、のり養殖施設、防潮堤、共同施設等	

(2) 農地等の応急復旧

①排水機場の応急復旧

東部地域は、海拔高度の低い平野地であり、4つの排水機場（高砂南部、大堀、二郷堀、藤塚）による強制排水が必要な土地であった。津波によってこれら排水機場が壊滅し、流入した海水を排水できず、行方不明者の捜索や農地の被害状況の把握に支障をきたした。本市では、平成 23 年 3 月 20 日から 26 日に4つの排水機場において、農林水産省や国土交通省等から仮設ポンプやポンプ車を借用し、排水作業を実施した。

その後、農林水産省の直轄事業により、平成 23 年 6 月から平成 24 年 6 月までに4つの排水機場の応急復旧を完了させ、被災前と同じ排水能力 19 m³/s を確保した。

②塩害状況調査

平成 23 年 3 月 25 日に市長および東北大学大学院國分牧衛教授（作物学）、南條正巳教授（土壌立地学）等が、被災した東部地域の被害状況の視察および農地の土壌調査等を実施した。

その後、3月29日から3月30日にかけて、県や仙台農業協同組合と連携しながら、被災農地 170 カ所から採取した土壌の分析を行い、塩分濃度を把握した。

分析の結果より、塩害の程度が比較的に軽い内陸の農地から、段階的に営農を再開する計画を立てた。

③岩切地区のため池復旧工事

宮城野区岩切地区にある被災したため池の復旧に向けて、平成 23 年度から平成 25 年度までの計 6 回にわたり、農業者および地域住民に対して「岩切地区ため池復旧工事説明会」を開催した。ため池の下流部に居住する住民にとっては、災害復旧事業による原形復旧では安全性に対する不安が大きかったため、工事の着手までに相当の時間を要した。これにより、受益農地への用水量が不足し、耕作休止や転作の対応を取らざるを得なかった。

その後、多賀城市と協議を重ね、多賀城用水に仮設ポンプを設置して農地へ配水することで、平成 25 年度から全ての受益農地において耕作が可能となった。

なお、復旧工事は、平成 23 年 4 月から着手し、平成 27 年 6 月に完了した。

(3) 林道の復旧

田子林道をはじめとした林道 23 路線は、震災によって道路の損壊や法面の崩壊などの被害を受けたが、平成 23 年度に 23 路線中 19 路線、平成 25 年 7 月までに残り 4 路線の復旧工事を完了した。

(4) 水産業の復旧

①漁船の復旧

宮城県漁業協同組合仙台支所管内においては、震災前、漁船 52 隻が在籍していたが、津波により多くの漁船が流失した。また仙台支所の基幹事業である海苔養殖についても、壊滅的な被害を受けた。

被災漁業者の漁業再開のため、漁業者が共同で利用する漁船・漁具の整備等に対して、国・県では「共同利用小型漁船建造事業」および「共同利用漁船等復旧支援対策事業」による補助を行い、本市では、それ

らに上乗せする補助金として「共同利用小型漁船建造事業」を行った。

管内の漁業者 14 名が本事業を活用し、漁業の再開を果たした。

②深沼漁港の防潮堤の復旧

本市が管理する深沼漁港の防潮堤は、津波によって北端 20m が流失したほか、堤防の洗掘や沈下等の被害を受けたが、流失した 20m については、平成 23 年 9 月までに大型土嚢による応急仮復旧工事を行い、その後、平成 25 年 10 月に災害復旧工事に着手した（本市管理分約 830m）。

また、津波や繰り返し高潮被害を受けてきた深沼漁港において、それらの被害を軽減するため、防潮堤の高さを従来よりも 1m 高くかさ上げ（T.P. +7.2m）して本復旧工事を行い、平成 27 年 12 月に竣工した（事業費約 7.4 億円）。

（5）仙台東部地区農業災害復興連絡会

①東部地域の復旧・復興に向けた協議の体制

震災により甚大な被害を受けた東部地域の農業者の営農再開支援および農業復興を推進するため、本市は J A 仙台と仙台東土地改良区と連携し、震災発生から 1 カ月も経たない平成 23 年 4 月 5 日に「仙台東部地区農業災害復興連絡会」を立ち上げた（後に国と県も参加）。平成 23 年度には 12 回の連絡会を開催したが、平成 24 年度以降は、必要に応じて開催し、平成 27 年 3 月まで計 17 回開催した。本連絡会は、農業の復興期における関係者間での情報共有の場として重要な役割を果たした。

また、連絡会の下部組織として、「広報対策チーム」、「塩害対策チーム」、「地区対策チーム」、「農地復旧対策チーム」、「復興計画案策定チーム」の 5 つの対策チームを設置した。

応急対策チームでは、平成 23 年 4 月 25 日から本市、J A 仙台、仙台東土地改良区の三者連名で定期的に「農業災害復旧情報」

を発行した。がれき撤去や復旧工事のスケジュール、作付に関する各種情報、災害復旧資金や各種助成金の案内、営農意向調査の報告、放射性物質検査の調査報告等について農業者に対して周知した。

塩害対策チームでは土壌調査の分析・検証により、塩害対策の検討・実施、農業者への作付・技術指導を行った。

地区対策チームでは、地区ごとに担当者を配置し、農業者の安否確認、意向把握調査、生活全般についての相談・助言等を行った。平成 23 年 4 月から 7 月に実施した意向把握調査では、津波被害を受け農業者の営農意欲の減退が懸念されたことから、今後の営農に対する意志確認や継続する場合の営農方式等について把握した。585 戸から回答を得た結果、77.4%が「今後も営農を継続したい」、11.3%が「やめたい」という回答であった。

農地復旧対策チームでは、国、県等の協力を得ながら、がれき撤去や治水対策の見直し等を行い、農地復旧の早期実現に向けた取り組みを実施した。

復興計画策定チームでは、市の復興ビジョンおよび復興計画の策定に向けて、東部地域の農業再生に向けた計画案の取りまとめなどを実施した。

連絡会は、復旧・復興の方針や農業者の意向の把握、各種施策の内容や進捗状況について協議し、農業の再生に向けた迅速な意思決定に寄与した。5 つの対策チームは、平成 23 年度中にそれぞれの役目を果たしたことから、廃止した。

図表 10-3-6 連絡会の開催状況

開催回	開催日
第 1 回	平成 23 年 4 月 5 日
第 2 回	平成 23 年 4 月 15 日
第 3 回	平成 23 年 5 月 16 日
第 4 回	平成 23 年 6 月 9 日
第 5 回	平成 23 年 7 月 8 日

第6回	平成23年8月9日
第7回	平成23年8月24日
第8回	平成23年9月22日
第9回	平成23年10月31日
第10回	平成23年12月13日
第11回	平成24年1月31日
第12回	平成24年2月20日
第13回	平成24年5月11日
第14回	平成24年8月30日
第15回	平成25年2月15日
第16回	平成25年7月16日
第17回	平成27年3月23日

3. 農と食のフロンティアプロジェクト

東部地域の農業が成長力のある産業として生まれ変わることを目的に、震災復興計画の中に「農と食のフロンティアプロジェクト」を位置づけ、「農地の整備・集約化」、「農業経営の支援」、「6次産業化の促進」、「支援拠点施設の整備」に取り組んできた。

(1) 農地の復旧と再生

①除塩作業

塩害状況調査の土壌分析の結果から、平成23年度においては霞目雨水幹線西側の排水可能な地域内のみで水稻栽培を行うこととし、除塩作業が必要な地域を把握するため、再度塩類集積濃度（EC値）を詳細に測定し、具体の浸水エリアを確定した。

調査の結果、水稻作付可能地のうち除塩が必要な面積は約43haであり、除塩作業完了後、23.1haの農地は作付を行ったが、残りの約20haについては、農業用機械等の流失・被災等もあり作付するには至らなかった。

また、JA仙台中央営農センター等が、津波浸水エリア内を耕作する農業者に対して、代かき等による除塩の徹底や、塩害地における施肥方法について情報提供を行った。代かきによる除塩では、一度の代かきで水稻の生育に影響がでない基準のEC値

0.3mS/cmまで下がった場合もあったが、基準値まで下がらない場合は、2～4回の代かきを行った。また、EC値が高い水田では、かけ流しによる除塩を継続して行うように指導した。

図表 10-3-7 平成23年度除塩実施エリア図



②農地のがれき撤去

農地のがれき撤去は、平成23年7月1日から開始した。作業予定等をおおむね1週間単位で本市のホームページや各避難所、JA仙台の高砂、七郷、六郷、中田の各支店と中央営農センター、仙台東土地改良区に掲示して、市民等に周知を行った。撤去の対象物は、浸水地域の農地、農道、農業用水路に漂着した建築物等の残骸、流木などがれきおよび車両等であり、翌年度に営農が再開できるように、平成23年12月末までに撤去を完了した。

③農地の復旧と営農再開の状況

被災した農地は、前述の除塩作業やがれき撤去、国が直轄特定災害復旧事業（仙台東地区）で実施した除塩工事や用排水路等の復旧工事によって、平成24年5月以降、復旧した農地から順次営農を再開した。平

成 26 年度末までに全域での除塩・復旧工事が完了し、平成 27 年度には被災した全ての農地で営農再開を果たした。

図表 10-3-8 営農再開の推移

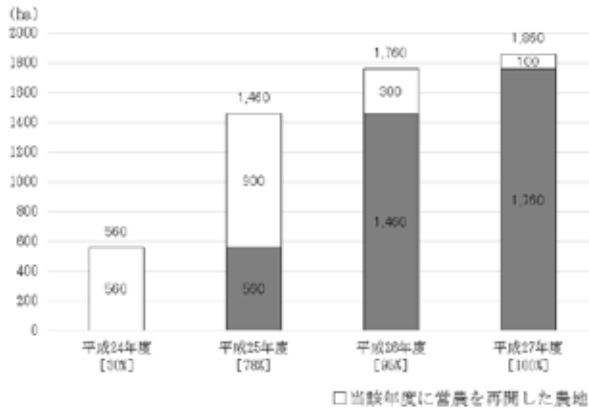


写真 震災後の営農再開
(平成 24 年 5 月)



④新排水機場の完成

平成 24 年度までに、4 つの排水機場の応急復旧を行い、被災前と同じ能力の排水機能を復旧させた。しかし、地震による地盤沈下のため、より高い排水能力を有する排水機場が必要となった。

平成 27 年 8 月までに、排水箇所を一部変更した 4 つの新しい排水機場が順次完成し、排水能力が約 2 倍に増強され、東部地域の農地管理機能が強化された。

なお、新排水機場に係る事業費は約 79 億円であった。

図表 10-3-9 仙台東地区の排水計画
(排水量)

機場名	排水量 (震災前) (m ³ /s)	排水量 (震災後) (m ³ /s)	増加量 (m ³ /s)
高砂南部	5.15	10.70	5.55
大堀	2.60	4.20	1.60
二郷堀	10.00	20.20	10.20
藤塚	1.30	1.55	0.25
全体	19.05	36.65	17.60

⑤大沼太陽光発電所

新排水機場の完成により排水能力が従来約 2 倍になる一方で、電気料や燃料代等の維持管理費が年間 1,400 万円程度増加する見通しとなった。そこで、負担軽減を図るため、若林区荒井にある大沼の水辺に発電出力 500kW の太陽光発電所を整備し、売電で得られた収入を増加分の維持管理費に充てることとした。整備にあたっては、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、平成 26 年 5 月に着手、平成 27 年 3 月に完成した。

平成 27 年 4 月から運用を開始し、被災農家の安定した農業経営に寄与している。

図表 10-3-10 大沼太陽光発電所概要

発電事業者	仙台市
施設名称	大沼太陽光発電所
所在地	仙台市若林区荒井字軽石田地内
敷地面積	7,000 m ² (うちパネル設置面積 3,400 m ²)
太陽光パネル枚数	2,072 枚
太陽光パネル設置角度	10 度
発電出力	500kW
年間発電電力量(推定)	約 56 万 kWh
事業費	297,580 千円

(2) ほ場整備の取り組み

①東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律の施行

国は平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」を施行した。この法律によって、本市においては国が直轄で仙台東地区（主に七北田川から名取川までの間の浸水地区）の災害復旧関連事業を行うこととなった。

東部地域の農地では、地震および津波による農地の陥没や水路の損壊等の被害が生じたとともに、従前から小区画や不整形のほ場が存在していることから、生産性の向上に向けた大規模ほ場整備が望まれていた。

今回施行された法律により、特定災害復旧事業に併せて、農地の大区画化や集約に向けた大規模ほ場整備の取り組みについても、国（東北農政局）の直轄事業として進めることになり、平成24年1月に「東北農政局仙台東土地改良建設事業所」が開設され、全国から多くの技術者が集められた。

②ほ場整備の推進に向けて

震災以降、農地の除塩作業やがれき撤去等農地の復旧に向けた取り組みが行われる中で、これらの取り組みに併せて、より生産性の高い農地への再生を目指し、ほ場整備事業に取り組んでいくこととした。事業費の農業者負担約1%（当初試算値：約1億6千万円）については、被害が甚大な農業者の負担の大きさを踏まえ、平成23年10月27日に本市で負担することを表明した。その結果、国・県・本市による全額公費負担で行うことになった。

この後、本市においては国（東北農政局）、仙台東土地改良区、JA仙台と連携しながら、ほ場整備の取り組みについて、農業者の意向や考え等を把握するために、「仙台東地区復旧・復興事業説明会」（平成23年11月と12月、平成24年2月に計3回）や「ほ場整備事業に関するアンケート調査」（平成23年11月から12月と、平成23年12月か

ら平成24年1月の2回）を実施した。

アンケート調査では、農地所有者のほ場整備事業への参加希望等を確認し、津波被災地域（対象者2,180人、回収率66%）では参加希望が55%から85%となり、津波被災のなかった霞目雨水幹線より西側の地域（対象者569人、回収率58%）では参加希望が55%から88%となった。

③ほ場整備事業の推進体制

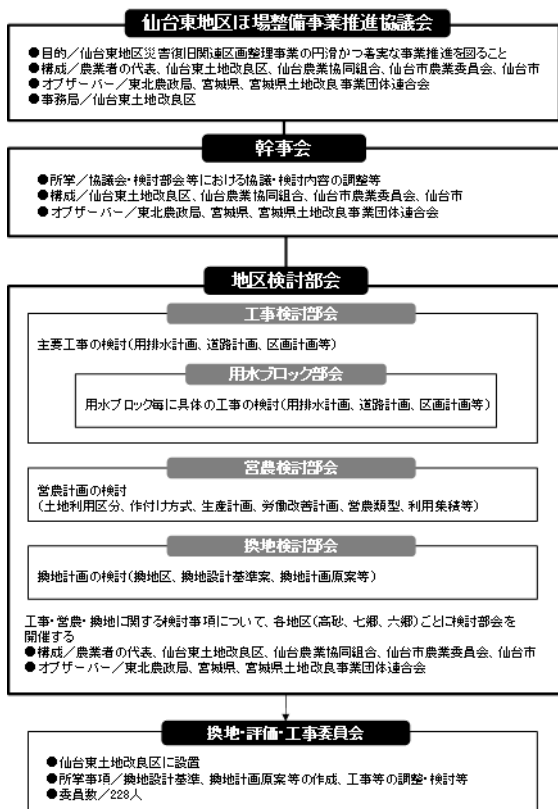
東部地域のほ場整備事業について、仙台東地区は「仙台東地区ほ場整備事業推進協議会（事務局は仙台東土地改良区）」、四郎丸地区は「名取地区ほ場整備事業推進協議会（事務局は名取市）」を設置して事業を推進した。

このうち仙台東地区ほ場整備事業推進協議会では、工事検討部会、営農検討部会、換地検討部会を設置し、ほ場整備事業の事業計画について検討を重ねた。

図表 10-3-11 仙台東地区ほ場整備事業推進協議会開催日時

回	開催日時
第1回	平成24年4月5日
第2回	平成24年4月27日
第3回	平成24年7月17日
第4回	平成24年8月10日
第5回	平成24年10月17日
第6回	平成24年12月12日
第7回	平成25年5月10日

図表 10-3-12 仙台東地区のほ場整備体制図



なお、検討の内容については、六郷、七郷、高砂地域の農業者に対し、集落説明会を開催しながら進められた。

④ほ場整備事業の事業計画の確定

仙台東地区では、土地改良法に基づく手続きにより、平成 24 年 11 月上旬に計画概要書を公告した後、11 月 10 日から同意徴集を開始した。

平成 25 年 6 月 22 日に事業計画が確定し、工事計画や換地計画の合意形成を図り、平成 25 年 9 月 19 日に若林区六郷の井土地区で工事に着手した。平成 26 年 5 月には、工事が完了し大区画化されたほ場で初めて営農が開始された。平成 28 年 3 月末現在、約 400ha (計画の約 2 割) が完了し、施工中は約 500ha、平成 28 年秋以降の着手予定は約 1,000ha となっている。

なお、県が事業主体として進めてきた名取地区(四郎丸地域)についても、平成 25 年 6 月 4 日に事業計画が確定し、平成 25 年

10 月 22 日に工事に着手した。四郎丸地域での工事は平成 26 年度までに完了し、平成 27 年から大区画化したほ場で営農が開始された。

図表 10-3-13 仙台東地区ほ場整備事業

事業主体	農林水産省
地区面積	2,244ha (農地、道路、水路含む)
事業費	197 億円
区画面積	1,978ha
工期	平成 24 年度～平成 28 年度 (平成 32 年度まで延長予定)
負担割合	国・県 (約 98%)、本市 (約 2%)、農家負担なし

図表 10-3-14 名取地区(四郎丸地域)ほ場整備事業

事業主体	宮城県
地区面積	814ha (四郎丸地域 102ha)
事業費	106 億円 (四郎丸地域 13 億円)
区画面積	712ha (四郎丸地域 92ha)
工期	平成 25 年度～平成 32 年度
負担割合	国・県 (約 92%)、本市 (8%)、農家負担なし

図表 10-3-15 仙台東地区ほ場整備の対象

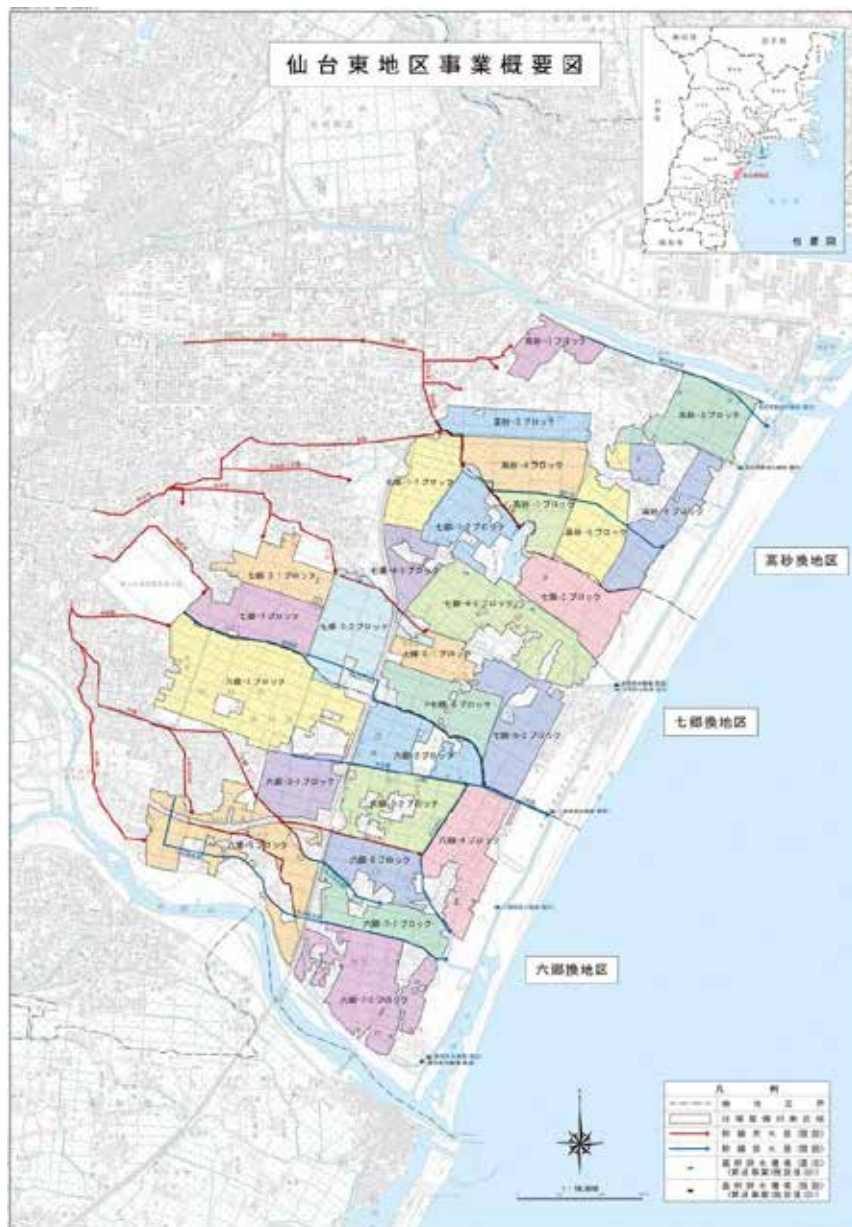


写真 大区画化ほ場での初の営農
(平成 26 年 5 月)



(3) 営農再開に向けた支援

①被災地域農業復興総合支援事業(リース事業)

ア. 事業概要と実績

早期の営農再開を支援することを目的に、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて国の復興交付金事業を活用し、本市が大型農業用機械(トラクター、田植機、コンバイン)、育苗用パイプハウス、農業用機械格納庫、穀類乾燥調製施設(ライスセンター)等の施設を整備し、集落営農組織等の被災農業者で構成される団体へ無償で貸し付ける事業を実施した。

集落ごとの作付面積に応じて必要な規模の機械・施設等を10集落営農組織およびJA仙台に貸し付けた。

なお、平成24年度から平成27年度までの総事業費は約18億5,300万円であった。

図表 10-3-16 実施実績

平成24年度	事業費 646,754千円
農業用機械 104台（大型トラクター20台、小型トラクター23台、自脱型コンバイン13台、大豆専用コンバイン8台、田植機24台、レーザーレベラー8台、播種機8台） 育苗用パイプハウス 35棟	
平成25年度	事業費 607,368千円
農業用機械 23台（大型トラクター5台、自脱型コンバイン8台、大豆専用コンバイン7台、レーザーレベラー3台） 育苗用パイプハウス 45棟 農業用機械格納庫（ガレージ型）20棟 農業用機械格納庫（パイプハウス型）4棟	
平成26年度	事業費 579,072千円
育苗用パイプハウス 24棟 農業用機械格納庫（ガレージ型）4棟 六郷ライスセンター基本計画策定業務 六郷ライスセンター建設工事 フォークリフト1台	
平成27年度	事業費 19,513千円
育苗用パイプハウス 6棟 農業用機械格納庫排水設備	

イ. 六郷ライスセンターの設置

若林区の井土地区および藤塚・種次地区では、津波被害が大きかったため生活再建も難しい状況のもと、流失した米の乾燥機等を導入するにあたり、多額の自己負担を伴う東日本大震災農業生産対策交付金を活用することは困難であった。そこで、本市が同事業によりライスセンターを整備し、JA仙台に対して無償で貸し付けを行うこととした。六郷ライスセンターは、井土地区および藤塚・種次地区で生産された水稻

の乾燥調製施設として、平成27年9月から稼働した。

図表 10-3-17 六郷ライスセンターの概要

住 所	仙台市若林区井土字北浦 109
敷地面積	3,000 m ²
施設内容	籾荷受設備等（共同で籾の乾燥・調製を行う施設）
事業費	412,247千円
処理能力	120a
工 期	設計：平成26年1月～平成26年5月 工事：平成26年5月～平成27年3月
運転開始	平成27年9月

写真 六郷ライスセンター



②東日本大震災農業生産対策交付金

営農集団（3戸以上の被災農業者）や被災した農地所有適格法人等が、共同利用施設の設置・修繕、農業用機械等の導入（リース方式）、生産資材の導入等を行う場合、国・県・本市（補助率82.5%以内）による助成を平成23年7月より行った。この助成により、事業実施主体は事業費の17.5%の負担で機械等の導入が可能となり、震災直後から多くの営農集団等が活用した。

なお、平成23年度から平成27年度までの助成件数は209件、総事業費は約43億5,633万円であった（平成28年度も継続）。

図表 10-3-18 事業実績

年度	件数	総事業費 (千円)	補助額 (国・県・本市) (千円)
H23	51	787,346	603,409
H24	27	1,919,354	1,504,786
H25	91	1,316,502	1,024,639
H26	20	131,263	100,598
H27	20	201,870	170,263
計	209	4,356,334	3,403,695

※各年度の金額は四捨五入されているため、合計額と必ずしも一致しない。

図表 10-3-19 事業の比較

	被災地域農業復興総合支援事業 (リース事業)	東日本大震災農業生産対策交付金
事業概要	国の復興交付金を活用し、本市が農業用機械・施設を整備し、被災した集落営農組織等に無償で貸し付けを行う	農業者が組織する団体、農事組合法人等が、震災からの農業生産の復興に向け必要な機械・施設の整備、修繕等を行う場合に助成する
事業実施主体	本市	3戸以上の農業者が組織する団体、JA仙台
事業開始時期	平成24年度	平成23年度
補助率	国75%、市25%	事業費の82.5%以内または、定額

③野菜・花きパイプハウス緊急設置事業

津波により、野菜や花き栽培用のパイプハウスが流失した農業者の経営再建を支援するため、平成23年7月に野菜・花きパイプハウス緊急設置事業を創設し、パイプハウスの設置助成を行った。

助成対象者は、営農集団（3戸以上の被災農業者）、認定農業者および認定新規農業

者、エコファーマーとし、事業費の2分の1以内または1㎡あたり2,650円を限度とした。

なお、平成27年度までの助成件数は42件、総事業費は2億8,538万円であった。

図表 10-3-20 事業実績

年度	件数	棟数	設置金額 (千円)	助成金額 (千円)
H23	15	78	55,471	26,517
H24	11	135	139,887	62,521
H25	5	62	72,381	27,315
H26	7	11	11,392	4,158
H27	4	5	6,250	2,419
計	42	291	285,382	122,930

※各年の金額は四捨五入されているため、合計額と必ずしも一致しない。

※平成24年度は1棟分返還あり。

④被災農家経営再開支援事業

津波浸水区域内において、農地の復旧作業（微細がれきの除去や除草作業等）を共同（復興組合設立）で行う農業者に対して国の補助事業を活用し、支援金を交付した。支援金の単価は水田作物で3.5万円/10a、露地野菜（花きを含む）で4.0万円/10a、施設野菜（花きを含む）で5.0万円/10aであり、平成23年度から平成26年度まで実施した。

なお、平成23年度から平成26年度までの総事業費11億9,358万円であった。

図表 10-3-21 事業実績

年度	地区	金額 (千円)	面積 (ha)	戸数 (戸)
H23	六郷	247,297	700	602
	七郷	188,088	585	377
	高砂	179,767	519	462
	中田	26,262	78	132
	合計	641,414	1,882	1,573

H24	六郷	153,707	475	376
	七郷	123,693	416	310
	高砂	124,173	376	291
	合計	401,573	1,267	977
H25	六郷	39,140	115	160
	七郷	31,337	103	139
	高砂	52,976	166	191
	合計	123,453	384	490
H26	七郷	27,108	97	131
	合計	27,108	97	131
計		1,193,548	3,630	3,171

⑤農地確保緊急対策事業

津波による被災農地の復旧、除塩対策には、相当の年数を要することが想定されたため、この間の営農対策として、被災農業者への農地貸借を促進するための賃借料ならびに軽トラックや農業機械、パイプハウスの賃借料の一部を支援する事業を創設した。当時、営農再開までこぎつけない農業者が多かったが、畑の復旧が想定より早く自己所有地での作付が可能となった農業者もいた。実績は平成23年度の594千円のみであった。

⑥農業災害復旧資金（利子補給措置）

被災した農業者の経営再建を支援するため、個人500万円、法人2,000万円を上限とした資金制度を平成24年度に創設したが、その後、国やほかの金融機関等からさらに有利な貸付け制度が創設されたことなどにより、融資実績はなかった。

（4）農と食のフロンティア推進特区

復興特区制度に基づき、本市が申請を行った「農と食のフロンティア推進特区」が平成24年3月2日に認定を受けた（第2章第4節参照）。被災した東部地域の農業振興地域を再生および復興していくため、農業における新たな事業の実施を税制上の特例措置を活用して、支援していくものである。

平成28年3月末時点の実績は、63事業

者、66件（特別償却/税額控除が63件、法人税等特別控除が1件、研究開発税制が0件、新規立地促進税制が2件）の指定となっている。このうち、1事業者のみが関連業種の事業者であり、その他は全て農家となっている。

図表 10-3-22 農と食のフロンティア推進特区の対象業種

対象区域	本市東部地域の農業振興地域
主な業種	農業
主な関連業種	(1) 農業関連加工・流通・販売関連産業 (2) 農業関連再生可能エネルギー関連産業 (3) 農業関連試験研究関連産業

図表 10-3-23 農と食のフロンティア推進特区の税制上の特例措置（再掲）

国税の特例	
特別償却/税額控除（復興特区法第三十七条）	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除を受けることができる特例。
法人税特別控除（復興特区法第三十八条）	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%（平成31年4月1日以降に指定を受けた指定事業者については7%）を税額控除できる特例（指定を受けた日から5年間）。（※税額控除は法人税額の20%が限度）
研究開発税制の特例（復興特区法第三十九条）	開発研究用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができる特例。
新規立地促進税制（復興特区法第四十条）	復興産業集積区域に新設された法人が、指定後5年間無税となる特例。

地方税の特例	
課税免除	施設または設備の新設または増設をした場合に、県税（事業税、不動産取得税）、市税（固定資産税、都市計画税）が免除となる特例。

4. より強い農業の実現に向けて

(1) 農地集積の推進

① 仙台市農地管理手法調査検討委員会

東日本大震災を契機として、「農地という資産、資源を最大限有効活用し、次世代の担い手が、持続的な農業経営を展開できる環境づくり」を目指して、平成24年8月に農地集積の手法や仕組み等を検討する「仙台市農地管理手法調査検討委員会」を設置した。平成24年12月までに計6回開催した結果、本市およびJA仙台が仲介調整役となって地域の農地の賃貸借を一括して管理し、農地を担い手の規模や経営状況に合わせて面的にまとめて配分する手法により、農地集積の実現を図ることとなった。

② 農地中間管理機構（農地集積バンク）

平成26年3月1日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、農地の賃貸借や農地集積を円滑に推進するため、全国の都道府県に「農地中間管理機構」（農地集積バンク）が設立されることとなった。この仕組みは、農地中間管理機構が所有者から農地を借り受け、ある程度まとめた上で借受希望者に貸し付けを行うものであり、農地中間管理機構が仲介調整役となることで、相対交渉が不要となり農地の貸し借りがこれまでより容易となった。本市では、農地中間管理機構と協力しながら、農地を面的に集積する取り組みを推進している。

(2) 集落営農組織の法人化

個々の農業者が転作などの農作業を共同で行うために集落単位で組織していた「集落営農組織」等の任意組織が、震災を契機

により安定した農業経営を実現するため、農事組合法人へ移行する動きが進んだ。法人化により、資金の借入れがしやすくなることや、雇用関係が明確となり後継者や新規参入者を確保しやすい等、経営基盤の強化にもつながっている。

本市においては、集落営農組織の法人化を推進するため、経営計画作成や組織運営強化等の研修を実施するほか、国の事業を活用して、法人設立時に必要な定款作成・認証代や手数料等の経費を助成する等の支援を行っている。

図表 10-3-24 震災後に設立された農事組合法人

(農)井土生産組合 (H25. 1. 17 設立)
大規模ほ場での稲作を中心に、ミニトマトや玉ねぎ、長ネギなど新しい作物も含めた複合経営に取り組んでいる。収穫・調製等の作業にあたっては、女性たちも含め、地域一体となって取り組んでいる。
(農)六郷南部実践組合 (H27. 1. 15 設立)
露地やパイプハウスを活用し、年間を通した野菜栽培を行うことで、生産性の向上とコスト削減による経営安定を目指している。
(農)せんだいあらはま (H27. 1. 22 設立)
大規模ほ場での稲作を中心に、収益性の高いミニトマトや冬場の園芸作物の栽培に取り組んでいる。また、平成28年4月に統合された地域の小学生との交流をはじめ、農業を通じた地域コミュニティ再生を積極的に行っている。
(農)笹屋敷護穀組合 (H28. 1. 19 設立)
若林区笹屋敷地区において水稲と転作麦、大豆等の栽培管理を行っている。

(3) 農商工連携

農業者と商工業者それぞれの持つ資源や技術、ネットワーク等を活かした高付加価値商品・サービスの開発や需要開拓の取り組みを支援し、両者の連携によって農業を

軸とした地域産業の振興を図っている。農工商連携の取り組みを推進するためにマッチングセミナーの開催や新商品開発への支援を行った結果、震災後立ち上がった農業法人が県内外の食品製造業と連携して開発した新商品が誕生した。

また、平成 27 年度から東部地域の農業法人等が中心となって朝採れた枝豆をその日のうちに飲食店等で提供する「仙台枝豆プロジェクト」を実施するなど、付加価値を高める取り組みが行われた。

（４）６次産業化

本市では、農業の高付加価値化・高度化にむけて、農業者が生産（第 1 次産業）とこれらの加工・流通・販売（第 2 次産業・第 3 次産業）を行う 6 次産業化を推進している。

震災後、被災した農業法人が農産物加工場と農家レストランをオープンした。また、六郷の農家では住宅を改築して農家レストランをオープンするなど、新たな農業経営にチャレンジする動きとして注目を集めた。

（５）農業園芸センターの再整備

平成元年 4 月に開園した農業園芸センター（若林区荒井）は、東日本大震災の津波によって大温室が全壊し、ほかにも園内が大きく損壊するなど大きな被害を受けた。新たな農業園芸センターの再整備の方針について検討するために、平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月まで農業園芸センターの再整備基本構想検討委員会を開催した。平成 25 年 5 月に「仙台市農業園芸センター再整備基本構想」を策定し、基本方針についてまとめた。基本構想では、農業園芸センターを「農と食のフロンティア」の支援拠点施設として、民間活力の導入により再整備を進めることとし、事業者公募を行った。運営を行う事業者として、平成 27 年 12 月に仙台ターミナルビル株式会社、日比谷アメニス・日比谷花壇共同事業体と協定を締

結した。平成 28 年 4 月には、農と触れ合う交流拠点と収益性の高い農業推進支援拠点の 2 つの機能を持つ農業園芸センターとしてリニューアルオープンする予定である。

５．総括

農地が広がる東部地域は、東日本大震災における津波によって壊滅的な被害を受けた。多くの方が本市農業の存続について不安視するなか、本市は J A 仙台、仙台東土地改良区等と連携し、直ちに、「仙台東部地区農業災害復興連絡会」を立ち上げた。この連絡会では農業者の意向を確認しながら、今後の農業について議論を重ね、再建に向けた道筋を構築した。結果として、多くの農業者が農業を生業として継続するとともに、生産性の高い農地にするためのほ場整備事業を着手することができた。

また、「農と食のフロンティアプロジェクト」として震災復興計画に位置づけ、各種支援策により被害を受けた農業者を支えるとともに、6 次産業化による高付加価値化・高度化の促進に向けた取り組みを実施することで、成長力のある産業として農業の再生に取り組むことができた。

なお、これらの取り組みには、多くの他都市職員による支援とともに、仙台東土地改良区、J A 仙台、国および県等との連携が不可欠であった。